

2 御料地と御猟場

二三七〔明治二三年岩瀬御料地貸下について〕

岩瀬御料地は従来茫漠たる原野なりしが去る十八年中御料地に編入せられ御料局出張所をも設置して専ら開墾に従事し居りしが今回岡部外務次官に於て二百ヶ年を期限とし一反歩五錢の割合を以て一手拝借の義を出願したるに其筋に於ては早速許可すべしとの次第を同地方人民が伝聞して大いに憂慮し、若しも岡部氏一己の手に渡りなば従来払下げを受けたる秣を得ること難からん、よし、岡部氏より買受けらるゝにもせよ幾分の直上げを見るに至らん。彼是人民の困難を来す次第なればとて西白河郡三神村矢部相蔵、加藤為三郎、伊藤忠助、鈴木利助の四氏が発意にて従来該地に関係ある各村へ協議したるに岩瀬郡鏡石村常松次郎太郎、浜田村大峯得三、西白河郡矢吹村緑川重世の諸氏は首登して岡部氏の手に渡るを不可としたり。依つて更に去る十六日御料地近傍旧十一ヶ村より夫々委員を出し須賀川町鋳屋に於て委員会を起し種々評議の末其筋へ哀願することゝなし更に四名の委員を撰出せり。此の人々は一篇の願書を認め本県知事の添申を乞ひ上京する筈なりと。尚各村の有志者は夫々奔走中の由。

〔明・23・7「福島新聞」より抜粋〕

二三八〔明治二三年以降旧十ヶ村岩瀬御料地拝借について〕

① 岩瀬第一、第二、第三御料地拝借ニ関スル請求事項

- 一 拝借地、分割方法ハ未墾地總反別ノ内従来拝借地及大字鏡田、和田、前田川、成田ノ四部落ヨリ請求スル新規拝借地木障地ノ反別ヲ引去リ残余ノ反別ヲ二除シ其ノ一半ヲ岡部氏ヘ一半ヲ人民ヘ御貸与相成度候事
- 一 木障地ノ間敷ハ地方慣例（五間乃至）ノ範圍ニ於テ実地ニ相當ノ区画御定相成度候事
- 一 但シ木障地御許容ノ未伐採シタル雜木ハ一切無料御下附被下置度事
- 一 拝借年期ハ本年ヨリ向五十ヶ年即チ岡部氏ヘ御貸渡同様特別永年期ヲ与ヘラレ度候事
- 一 秣場其他共永年期ノ拝借奉願候ニ付拝借年期中通常原野ハ一町歩ニ付金參十錢樹林地同金二十錢木障地雜草ハ同金十錢ニ御定メ相成度候事
- 一 但シ拝借地ニ対シテ後來諸稅諸費等ヲ要スル節ハ總テ拝借村方ニ於テ負担上納可致事
- 一 従来拝借（既墾地及宅地等ヲ除ク）ノ秣及下草刈取地ニシテ年季内ノ分ハ本年限り更ニ御取消シ相成度候事
- 一 従来拝借地（既墾地及宅地等ヲ除ク）ノ料金本年後半期ハ更ニ御免除相成度候事

一 拝借地ハ別紙願書之通り各部落ニ於テ反別内訳ヲ為ス可キ

指三一二号
願之趣聞届ク

ニ付料金上納其ノ他総テ該部落限リ各別ニ御徴収相成度候事
一 新規拝借ニ係ル反別ニ対シ料金ハ特別ヲ以テ本年限り御免

除相成度候事

一 拝借地中ノ樹木見込地ノ立木ハ精々監守ノ上保存可仕候間

伐採ノ期ニ至リ旧十ヶ村ヘ相当代価ヲ以テ御私下相成度候事

但シ拝借地ノ原野中ニ転在スル立木ハ大切保存可仕候事

前条奉請求候也

明治二十三年八月十五日

②

岩瀬第二、第二、第三御料地ノ内拝借願

岩瀬御料地未墾高反別千百二町九畝二十三歩

一 反別六百三十一町九畝二十三歩 但シ拝借願高概算

内反別二百九十町三反二畝一歩 拝借年季中ノ分

外反別四百七十一町歩 岡部長職殿ヘ御貸与可相成概算高

此 記

反別九十三町一反歩 鏡田部落人百四十名拝借ノ分

反別六十町八反五畝歩（一町歩過ノ如シ）

笠石部落願人九十名同断

反別四十五町二反二畝歩 久来石部落願人六十八名同断

反別七十一町八反二畝歩 成田部落願人百八名同断

反別四十四町五反五十畝五歩 和田部落願人六十七名同断

福島県岩代国岩瀬郡鏡石村外三ヶ村内大字旧十ヶ村
拝借人総代 同 郡同 村大字笠石四五番地平民

同 同 小 貫 喜 助

同 同 大河原 利 重

同 同 西白河郡三神村三城目二一番地平民

同 同 矢 部 栢 藏

同 同 西白河郡矢吹村大字中畑新田九四番地平民

同 同 小 針 鎮 平

宮内省御獵局長 子爵 品 川 弥二郎殿

反別八十一町一反三畝歩 前田川部落願人百二十二人同断

反別九十一町一反一畝二十三歩

三城目部落願人百三十七名同断

反別二十町六反一畝十五歩 須乗部落願人三十一名同断

反別八十九町七反七畝十五歩 矢吹部落願人百三十九名同断

反別三十三町九反一畝十五歩

中畑新田部落願人五十一名同断

今般岩瀬第一、第二、第三御料地全地御貸下可相成旨聞知候ニ付

接村人民ニ於テ拝借請願ノ為メ出願人九百四十九名ニ代リ総代ノ

私共上京ノ上夫々歎願及ヒタル次第モ有之候処民情御洞察被為在

出格之御意評ヲ以テ前記概算反別御貸与可相成旨御内命ヲ蒙リ一

同難有感佩奉リ候依テ別紙御料地拝借請願ニ関スル請求事項書ニ

依リ正当出願司致答ニ候ヘ共該地ハ広袤タル原野ニシテ容易ニ実

測ヲ了スル能ハザルノミナラス年期拝借ノ地所開碁の如ク孕在シ

分画区画確定最早秣刈取ノ季切迫ノ今日他ニナスノ術ナク困難ヲ

極メ候付岡部長職殿ヘモ協議ヲ遂ケ前記予定ノ概算反別ニ依リ適

宜仮区画ヲ設ケ秣刈取致度候条特別ノ御詮議ヲ以テ本年限り秣刈

取地無料(拝借済反別二百九十町三反二畝一步ハ本年上半期分上

納済ニ付下半期分ハ免除)御貸与被成下置度且拝借地碁確定ノ上

ハ正当手續ヲ履ミ其ノ筋ヲ経テ更ニ出願可仕候依テ御料地拝借願

ニ関スル請求事項書相添ヘ此段奉懇願候也

明治二十三年八月十五日

福島県岩代国岩瀬郡鏡石村外三ヶ村ノ内旧十ヶ村

拝借人総代 同 郡同 村大字笠石四十九番地平民

小貫喜助

同 県同 国同 郡同 村同ノ内旧十ヶ村

拝借人総代 同 郡浜田村大字前田川五十五番地平民

大河原利重

同 県同 国同 郡同 村ノ内旧十ヶ村

拝借人総代 磐城国西白河郡三神村大字三城目二十一番地

平民 矢部相蔵

同 同

同 同 矢吹村大字中畑新田九十四番地平民

小針鎮平

同 県岩瀬郡鏡石村長 常松次郎太郎

同 同 郡浜田村長 大峯得三

同 県西白河郡三神村長 矢部相蔵

同 県同 郡矢吹村長 緑川重世

御料局長 子爵 品川弥二郎殿

③ 御料地拝借願

岩瀬第一御料地惣称六軒原

岩代国岩瀬郡鏡石村大字鏡田 同笠石 同成田 浜田村大字
和田 同前田川

反別五百五十三町八反八畝二十六歩ノ内
一 実測反別百九十八町三反七畝二十歩
此拝借料一ヶ年金四十一円六十七錢五厘

内 訳 (略)

岩瀬郡第二御料地惣称不時沼原

岩代国岩瀬郡鏡石村大字鏡田 同笠石

反別六十四町九反五畝十六歩ノ内

一 実測反別 二十七町八反二畝二十四歩

此拝借料一ヶ年金六円二十三錢四厘

内 訳 (略)

岩瀬第三御料地惣称三城目原

岩代国岩瀬郡鏡石村大字笠石 同久米石 同成田

磐城国西白河郡三神村大字三城目 同須乘矢吹村大字矢吹

同中畑新田

反別七百町一反九畝二十四歩之内

一 実測反別 三百九十一町六反一畝七歩

此拝借料一ヶ年九十九円六十一錢六厘

内 訳

原野地反別 二百九十七町四反六畝二十三歩

此拝借料一ヶ年八十七円七十三錢

谷地無料ヲ除キ反三錢

木障地反別 六十五町七反六畝二十七歩

此拝借料金一ヶ年六円五十七錢七厘

但一反ニ付金一錢

樹林地反別 二十六町五反四畝十六歩

此拝借料一ヶ年金五円三十錢九厘

但一反歩ニ付金二錢

道路地反別 一町八反三畝一歩

但無料

合計反別 六百十七町八反一畝十一歩

此拝借料一ヶ年金百四十七円五十二錢六厘

内 訳

原野木障地樹林道路反別六百一十一町二反四畝十四歩

是ハ実測ノ上各部落拝借出願スヘキ分トシテ御差示シノ分

原野反別六町五反六畝二十七歩

是ハ実測地分割区域ノ都合ニヨリ岡部子爵御貸与相成ヘキ分同

家ヨリ各部落ヘ相讓候ニ付拝借出願ノ分

右者一昨明治二十三年岡部子爵同地御貸与可相成由伝承斯クテハ

地元村々亡滅ニモ期スヘキ場合ニ付地元旧十ヶ村総代シ私共上京

歎願候処民情御洞察被為在同年八月御局指令第三一二号御指令ノ

次第モ有之今般実地御実測ノ末地元村々御貸与之区画御指定相成

一同有難奉感佩候依テ各部落相当反別前記内訳ノ通分割候条別紙

事項書ニ依リ本年ヨリ来ル明治七十四年迄五十年季ヲ以テ御許可

被成下度御聞届ノ上ハ記載ノ料金年々上納可仕候此段只管歎願奉

候也

明治二十五年十一月十九日

福島県岩代国岩瀬郡鏡石村大字鏡田 笠石久来石 成田

願人総代 小 貫 喜 助 印

同県同国同郡浜田村大字和田前田川

願人総代 大河原 利 重 印

同県磐城国西白河郡三神村大字三城目、須乗

願人総代 矢 部 相 藏 印

同県磐城国同郡矢吹村大字矢吹、中畑新田

願人総代 小 針 鎮 平 印

御料局長

岩 村 通 俊 殿

前書ノ通相違無之御許可相成度候也

明治二十五年十一月十九日

岩瀬郡鏡石村長 印

岩瀬郡浜田村長 印

西白河郡三神村長 印

西白河郡矢吹村長 印

④ 岩瀬御料地拝借証書

岩瀬第一御料地(略)

同 第二御料地(略)

同 第三御料地惣称三城目原

岩代国岩瀬郡鏡石村大字笠石同久来石同成田

磐城国西白河郡 三神村大字三城目同須乗
矢吹村大字矢吹同中畑新田

反別七百町一反九畝二十四歩ノ内

一 実測反別 三百九十一町六反一畝七歩

此拝借料一ヶ年九十九円六十一銭六厘

内 訳

原野地反別 二百九十七町四反六畝二十三歩

内

反別五町三畝二十六歩 谷地ニテ草刈取難キ場所ニ付無料

内

反別二町五反五畝十歩 笠石部落九十名拝借ノ分

反別一町四反二畝十四歩 久来石部落四十八名拝借ノ分

反別一反町五二十二歩 中畑新田部落五十一名拝借ノ分

差引反別二百九十二町四反三畝七歩

此拝借料一ヶ年金八十七円七十三銭

但一反歩ニ付金三銭

内

反別十七町八反九畝八歩

鏡田部落百四十名拝借ノ分

此拝借料一ヶ年金五円三十六銭八厘

反別二十八町八反二畝二十歩

笠石部落九十名拝借ノ分

此拝借料一ヶ年金八円六十四銭八厘

反別三十三町六反八畝十一歩

久来石部落六十八名拝借ノ分

此拝借料一ヶ年金十円十銭五厘

反別七町七反十三歩

成田部落百八名拝借ノ分

此拝借料一ヶ年金二円三十一銭一厘

反別參十三町八反九畝歩

三城目部落百三十七名拝借ノ分

此拝借料一ヶ年金二十二円六十二銭六厘

反別十六町五反十五歩

須乗部落參十一名拝借ノ分

此拝借料一ヶ年金四円九十五銭二厘

反別五十六町九反三畝二十四歩 矢吹部落百三十五名拝借ノ分

此拝借料一ヶ年金十七円八銭一厘

反別二十一町五反七畝十歩

中畑新田部落五十一名拝借ノ分

此拝借料一ヶ年金六円四銭七銭二厘

木障地反別 六十五町七反六畝二十七歩

此拝借料一ヶ年六円五十七銭七厘

但一反歩ニ付金一銭

内

反別十五町三反四畝十六歩

笠石部落九十名拝借ノ分

此拝借料一ヶ年一円五十三銭五厘

反別參反五畝歩

久来石部落六十八名拝借ノ分

此拝借料一ヶ年金三銭五厘

反別五町三反五畝

成田部落百八名拝借ノ分

此拝借料一ヶ年金五十三銭五厘

反別十八町四反十四歩

三城目部落百三十七名拝借ノ分

此拝借料一ヶ年金一円八十四銭

反別三町七畝二十一步

須乗部落參十一名拝借ノ分

此拝借料一ヶ年金三十銭八厘

反別十二町一反五畝歩

矢吹部落三十五名拝借ノ分

此拝借料一ヶ年金一円二十一銭

反別十一町九畝六歩

中畑新田部落五十一名拝借ノ分

此拝借料一ヶ年金一円十銭九厘

樹林地反別 二十六町五反四畝十六歩

此拝借料一ヶ年金五円三十銭九厘

但一反歩ニ付金二銭

内

反別七町三反一畝歩

久来石部落六十八名拝借ノ分

此拝借料一ヶ年金一円四十六銭

反別十九町二反四畝十五歩 矢吹原部落百三十五名拝借ノ分

此拝借料一ヶ年金三円八十四錢九厘

道路敷地反別 一町八反三畝一歩 但無料

内

反別八畝歩

笠石部落九十名拝借ノ分

反別四反六畝歩

久来石部落六十八名拝借ノ分

反別三畝二十二歩

成田部落百八名拝借ノ分

反別五畝八歩

前田川部落百二十二名拝借ノ分

反別二反四畝二十歩

三城目部落百三十七名拝借ノ分

反別一反畝二十四歩

須乗部落三十一名拝借ノ分

反別八反二畝十五歩

矢吹部落三十五名拝借ノ分

反別一畝二歩

中畑新田部落五十一名拝借ノ分

合計反別六百十七町八反一畝二十一歩

此拝借料一ヶ年金百四十七円五十二錢九厘

右御料地明治二十七年一月ヨリ来ル明治七十四年十一月迄四十八年間各部落拝借人一同ニ於テ拝借仕候処相違無之候依テ左ノ条々

御約定仕候

一、拝借御料地ハ秣及肥草刈取ノ外他ニ使用不仕候事

一、拝借御料地内樹林地各部落拝借人一同監守保護仕間伐入ヲ要

スルト認メタルトキハ其旨所管職へ上申御指揮ヲ得テ着手可仕

候事

但間伐ノ樹木ハ其ノ手入料トシテ各部落拝借人一同へ御下附
被成下度候事

一、拝借御料地内原野地ニ從來点在スル立木ハ各部落捕借人一同

ニ於テ大切ニ保存可仕候事

一、拝借御料地内木障地ハ柴及雜木ノ類自然ニ発生スルモ各部落

拝借人一同ニ於テ芟除シ繁茂セサル様可司候事

一、拝借料金ハ毎月七月三十一日限り相違無上納可仕ニ付前記内

訳ノ通り各部落毎ニ御徴取相成候事

一、拝借年限中と雖凡御要用の節ハ勿論其他公用又ハ公共利益ノ

為メ返地御達有之候トキハ無意識返還可仕候事

一、前項ノ場合ニ於テ其ノ拝借料ハ第一項記載ノ秣及肥草採取後

ナレバ金納シ採取前ナレハ免除被成下度候事

但拝借人ノ都合ニ依リ返地奉願候節モ本文ニ準シ上納可仕候

事

一、拝借御料地ハ決シテ他人へ転貸不仕候事

一、拝借御料地ニ対スル負担及其ノ土地ニ係ル損害ニ就テハ各部

落拝借人一同其責ヲ負担可仕候事

一、拝借御料地ノ境界ニハ夫々標杭ヲ建設シ錯雜之憂無之様可仕

候事

一、拝借満期ニ至リ御要用無之限りハ継続拝借ノ儀奉願度候事

但此場合ニ於テ拝借料金ハ其時相当ニ更正ノ上可仕奉願候事

一、石川郡第一御料地 沢井原(略)

一、西白河郡第二御料地 南原

一、同 第一御料地 八幡原

一、同 第三御料地 十軒原(略)

一、岩瀬郡第四御料地 上野原(略)

一、同 第五御料地 滑沢原(略)

一、石川郡第二御料地 湯ノ川原(略)

一、安積郡第一御料地 庚垣原(略)

西白河郡第二御料地総称南原

磐城国西白河郡三神村大字三城目須乘神田中畑村大字大畑地内

一、反別 一三六町二反九畝歩

外反別九町四反三畝一五歩 相違ノ廉取調中

内 訳

反別 一〇一町四畝五歩 生草場見込

反別 四四町六反八畝一〇歩 林相地

此立木凡三九、八〇〇本

内

松木 六、〇〇〇本 但小松

同木 九、五〇〇本 但一尺廻未滿

同木 一、五〇〇本 但一尺廻以上二尺五寸廻リニテ

栗木 一〇、四〇〇本

栖木 一二、四〇〇本

一、地勢 稍平坦原ノ中央ニ字七久保アリ最良ノ平原ナリ

一、境界 東 三神村大字神田民有山林

西 同村大字須乘耕地部分木及民有林

南 中畑村大字大畑民有山林三神村大字三城目民有山林耕地

林耕地

北 三神村大字三城目民有山林

一、地質 埴壤、礫土

一、氣候 近村ニ因ル 極暑九三度極寒三〇度

一、運搬 車馬原野内外ニ通ス頗ル便利トス

一、事故 従前秣場ニシテ御料地編入後モ生草払下願ノ許可アリ
又本年一ケ年限充可ノ分ハ實際取調上都合ニ出タルモノニ
テ敢テ年季ヲ許可セラレサルノ意ニアリトス中畑村大字大
畑ト三神村三城目トノ所屬村未定地アリト云フ

畑ト三神村三城目トノ所屬村未定地アリト云フ

一、将来見込 秣場ハ林相地トノ区分ヲナシタルハ樹木取締ヲ注
目トス大畑地盤松木発生宜シ既ニ一森林之状ヲ現シタルモ
ノアリ檜栗モ発生悪シキニアラス栗ハ発実年一年ニ増頗ア
ルベシ檜ハ薪炭材種ノ上等栗鉄道敷木ノ材トナル充分手入
培養ヲ要ス

一、距離 三神村役場 近ハ凡四丁 遠ハ凡二〇丁

西白河郡役所 近ハ凡五厘一三町 遠ハ凡五厘二三町

福島県庁 同一八里二八丁 同一九里
国道 同二五丁 同一里余
県道 同一〇丁 同二五丁

西白河郡第一御料地総称八幡原

磐城国西白河郡中畑村大字中畑、大畑、三神村須乘地内

一、反別 四二五町二反三畝一五歩

内訳

反別 二七〇町二反三畝一五歩 生草場見込

反別 一五五町歩

林相地

此立木凡一八四、一五〇本

内

松木 一七二、四〇〇本

栗木 一一、七五〇本

一、地勢 平坦傾斜相半シ西北部移住人開墾地ニ接続ス

一、境界 東 中畑村大字中畑耕地

西 矢吹村大字中畑村新田民有山林耕地

南 中畑村大字中畑耕地

北 矢吹村大字中畑新田耕地

一、地質 埴壤、礫土、黒色

一、氣候 近村ニ拠ル 極暑九二度 極寒三〇度

一、運搬 車馬ヲ入ル原中茨城街道線ヲ通ジ且 西辺東京仙台間
鉄道ヲ沿フ

一、事故 従来最寄村落入会秣場ナリ御料地ニ編入セラレタル後
モ生草払下ノ許可ヲ得年季中又一ケ年限開届ラル 御料局

岩瀬事務所直轄以降野火ノ災害少フシテ天然自生之松木発

生宜シ東方ニ社宇ニ接続スル土地社ノ土地官林ナリシヲ御

料林ニ編入セラレ今ハ一般八幡御料地トナル樹木ナリ総而

立木数四七二本種類赤松、檜、楓、栗、朴、杉、ソネ

等ナリ 右社宇者諏訪神社ニシテ僅ニ境内ヲ除キ上地官林

ハ二筆アル其ノ一筆社附之方御料地ト相成然ニ一筆ハ未タ

依然官林ニシテ其ノ境界葉ト一円ノ社地ヲ分画シテ上地セ

シモノナレバ甚タ漠トシ辺アレバ一層取締リヲ嚴重ニシ尚

枯損木老樹ノ類伐採スルトキハ他ノ樹木ノ障害ヲ除キ實際

ニ其ノ手入ヲ加フベシ

一、将来見込 秣場中開墾相借之分門開墾地トナシ可然ケ所モ木

少モ暫ラク判然区分ヲナサスシテ差支無之民野ニ有之様相

聞候条差何キ林相地ヲ画シ樹木取締ヲナン徐々其精細調査

ヲ要ス本調査記ヲ欠クト雖モ櫛櫛ノ天然生之散存スルモノ

培養他年新炭ニ供スヘシ松樹西北部之辺隅ニ揃立スルモノ

其質美ナリ野火予防線ヲ設ケ尚手入ヲ要ス

一、距離 中畑村役場 近ハ一八丁 遠ハ凡一里

西白河郡役所 同三里一八丁

県 庁 同一八里 同一九里

県 道 本原中ヲ通ス

国 道 矢吹白河間凡八丁

西白河郡第三御料地総称十軒原

磐城国西白河郡川崎村大字踏瀬、泉崎、太田川、中畑村大字中

畑、松倉地内

一、反別 五三二町八反五畝三步

内 訳

反別 四五一町八反五畝三步 生草場

反別 八一町歩 林相地

此立木凡一二四、六〇〇本

内

松木 一〇九、六〇〇本

栗木 一五、〇〇〇本

一、地勢 平坦七分斜傾三分中央鶴見台、狐塚等ノ丘陵アリ西北

部一線鉄道ヲ通ス十軒ノ民家ヲ含ム今八十軒ニ満たサルナ

リ

一、境界 東 中畑村大字中畑松倉民有山林耕地

西 川崎村大字踏瀬耕地民林

南 川崎村大字泉崎民有山林及部分木山林兼官林

北 中畑村耕地及民有山林移住人民開墾地

一、地質 壤埴、礫土黒色湿気ヲ含ム稀ニ砂土アリ

一、氣候 近村ニヨル 極暑九六度 極寒二九度

一、運搬 車馬ヲ入レ国道路線ニ沿フ甚至候ナリ

一、事故 従前近村ニ秣場ナリシヲ御料地ニ編入セラレ其後生草

払下願満年季或ハ一ケ年限刈取ルヲ得移住士族平民開墾地

ニ隣接スルモノ取締注意ノ事中畑村大字中畑松倉地磐平原

ノ北東部ニ位ス天然生ノ松栗成木見込アリ松木ハ良質ニシ

テ他年建築用材数多ヲ出タスベシ

一、将来見込 原中多町歩西ヨリ東ニ延長湿気含蓄渡ル可カニサ

ルケ所三、四ヶ所アリ雨水ノ溜滞此ノ状ヲナス、下水ノ策

ト及ヒ土人切望スルモノ遠ク羽鳥村地内ヨリ猪苗代湖水

ヲ引而大隈川ニ入レ之ヲ本野ニ取ル時ハ原中水田ヲ拓キ尋

テ八幡、南原、三城目原等之御料地与而良田トナルヘシ工

事甚タ難事ト云ハサレナリ

一、距離 川崎村役場 近キハ八丁 遠キハ三〇丁

白河郡役所 同二里八丁 同三里

県 庁 同一八里 同一八里二〇丁

国 道 同二丁

県 道 同二〇丁

〔帝室林野局五十年史〕抜粋

二四〇〔明治二五年御料地焼失届〕

御料地焼失御届

一、焼失御届

受持御料地南原ヨリ煙リ之上リタルヲ見付部落区長伊藤忠助ニ依頼シ直ニ現場ニ出張午後三時消防ノタメ尽力致候得共南風烈敷終ニ原野四十町歩程林租地十町歩程焼失致程三城目部落消防数十名掛付尽力致シ終ニ消留メ鎮火ヲ認メ午後五時五十分一同引揚候仍而焼失場図面相添此段不取敢御届ニ及候也

明治二十五年四月十二日

追伸 石原田等事実取調ノ上御報申上候也

西白河郡第二御料地

取締人 加藤 富八

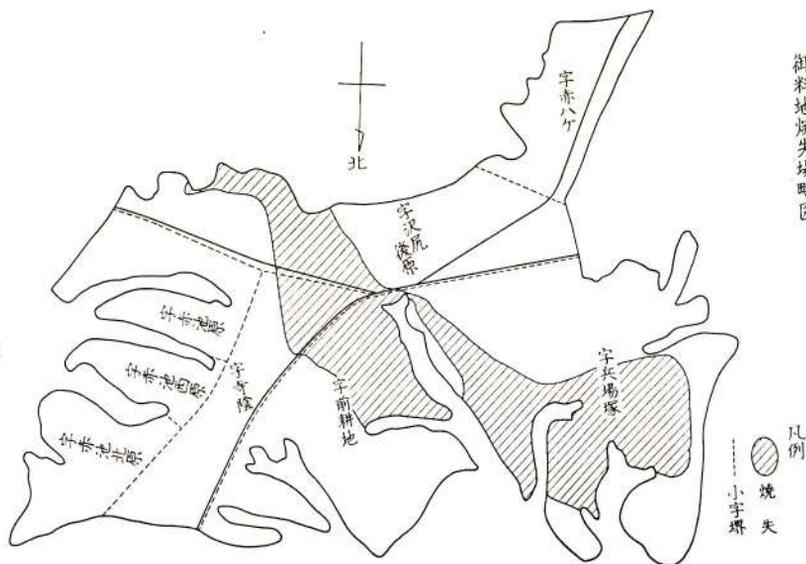
西白河郡三神村長

矢部 相蔵

福島県内務部第二課

御中

御料地焼失場略図



〔町有「三神村郡 県庁人民願伺届綴」抜粋〕

二四一〔明治二五年皇居附屬地林下草御払下願〕

皇宮附屬地林下草御払下願

磐城国西白河郡三神村大字須乘字上町二番地

一、林反別四反四畝拾七步

此下草三把九束六分 但 一反歩ニ付 五尺繩八束ノ見込

此代金八錢九厘 但 一束ニ付 二厘五毛

右馬飼用料ニ付株刈取ノ為書面ノ代金ヲ以テ明治二十五年一月ヨ

リ同二十九年十二月迄五ヶ年間御払下被成下度御許可之上者料金

年々成規之通遲滯無上納司仕ハ勿論官用若シクハ他ニ障害等有之

候節者刈止速ニ返納可仕候依テ色分図面相添此段奉願候也

明治二十五年三月八日

磐城国西白河郡三神村大字須乘字花ノ里十番地

願人 伊藤 平 藏印

同 国同 郡同 村大字須乘字花ノ里十五番地

保証人 坂 路 忠 藏印

同 国同 郡同 村大字須乘字花ノ里十二番地

保証人 酒 井 寅三郎印

同 国同 郡同 村大字須乘字花ノ里十三番地

隣地所有者 小針 孫右衛門印

福島県知事男爵

渡 辺 清殿

〔朱書〕願ノ趣本年ヨリ来ル二十七年十二月迄三ヶ年季間届ク

但シ樹木ニ害ナキ様注意スヘシ

明治二十五年六月十四日

福島県知事男爵 渡 辺 清印

〔町有ニ三神村郡 県庁人民願伺届綴〕抜粋

二四二〔明治二六年御料地拝借継年期願〕

御料地拝借継年期願

岩瀬第一御料地ノ内

磐城国西白河郡三神村大字須乘字宮前

一、畑反別一町三畝十六歩

此拝借料一ヶ年金壹円十六錢 但一反歩ニ付金十錢二厘

明治二十六年一月ヨリ同四十年十二月迄十五ヶ年期

右耕作ノ為明治二十年十月十八日生願ノ如昨二十五年十二月年期

明付尚引続耕作致度候間明治二十六年一月ヨリ同四十年十二月迄

書面ノ料金ヲ以テ継年拝借仕度御許可之上者明治二十四年七月県

令第六十八号御料地貸下規則遵守可仕依テ別紙色分図面相添

明治二十六年二月二十八日

磐城国西白河郡三神村大字須乘字宮前五番地

願人 大 木 友 吉印

同 国同 郡同 村大字須乘字宮前九番地

保証人 大塩 兵右衛門印

同 国同 郡同 村大字須乘字宮前十番地

保証人兼 遠 藤 徳 治
隣地所有者

福島県知事

日 下 義 雄殿

(朱書) 願之趣聞届ク

明治二十六年四月九日

福島県知事 日 下 義 雄印

[町有「三神村郡 県庁人民願何届綴」抜粋]

二四三 [明治二六年御料地内樹木下枝御払下願]

御料地内樹木下枝御払下願

西白河郡第二御料地南原ノ内

磐城国西白河郡三神村大字神田字赤池東原一番

原野反別五町参反八畝十三歩ノ内

林相地立木反別三町三反三畝九歩

檜栗松下枝二百六把六束九分 但三尺繩

一反歩平均八束、一束ニ付金四厘

願人惣代 藤 井 長 十

同 字赤池西原一番

原野反別十三町二反二畝歩ノ内

一林相地立木反別八町五反五畝二十九歩

檜栗松下枝五百把三束九分 但三尺繩

一反歩平均六束、一束ニ付金四厘

此代金二円五錢四厘

願人惣代 同 人

同字後原一番

原野反別十二町七反一畝二十歩

一林相地立木反別五町一反六畝歩

檜栗松下枝四百把二束八分 但三尺繩

一反歩平均八束、一束ニ付金四厘

願人惣代 藤 井 義 助

同字後西原一番

原野反別五町七反一畝四歩ノ内

一林相地立木反別老町八反九畝十式歩

檜栗松下枝百五把一束四分 但右同斷

此代金六拾錢六厘

願人惣代 同 人

合反別十八町九反五畝一步

此束数千三百四把四束六分

此代金五円三十七錢九厘

右ハ薪用ニ付キ書面ノ代金ヲ以テ御払下ニ成下度御開届ノ上ハ成規ノ通り代金速ニ上納可仕候勿論伐採義ニ付不都合有之節者何時御差止相成候共聊カ異議無御座候依テ別紙規約書及図面相添此段奉願候也

但御許可之上者伐採日限之義速ニ御届申上ベク候

明治二十六年三月二十三日

願人惣代 藤 井 長 十[㊦]
 同 藤 井 義 助[㊦]
 保証人 鈴 木 幸太郎[㊦]
 同 藤 井 文之助[㊦]

福島県知事

日 下 義 雄殿

規約書

今般西白河第二御料地内樹木下枝御払下相成候ニ付テハ主トシテ樹林養護ニ注意シ成長ノ障害ト相成ラサル様互ニ相警メ決シテ不都合ヲ醸生セサル様左ノ条項ヲ確守スル事

一 散照シテ伐採セサル様便宜区域ヲ定メ一方ヨリ順次伐採ニ着手スヘキ事

一 伐採人員十人ヲ以テ一組トシ組毎ニ世話人ヲ定メ置キ諸般取締ニ従事シ適度ノ伐採ニ注意シ濫伐ノ弊ヲ予防スヘキ事

一 御料地内立竹木其ノ他ノ物件ニ対シ決シテ障害セサル様注意スヘキ事

一 伐採枝木ノ程度ヲ過キ其ノ他不都合ヲ醸生セサル様互ニ注意スヘキハ勿論ナレモ該御料地取締人ニ指示シ随申スヘキ事

一 伐採程度ハ着手初日ニ於テ模範ヲ定ムル事

一 模範地ニ反シ伐採ノ程度ヲ失シ樹木ノ成長ヲ害スルノ不都合ヲ

来レタル節ハ何時伐採ヲ御差止相成候共一言ノ異議申立サルハ

勿論将来御料地内樹木ニ関スル御払下御差止メ相成候共不苦候

事

一 伐採シタル樹木ハ御料地取締人ニ届ケ出引取ル事

一 伐採便利ノ箇所而已刈取り不便若シクハ不利之地ヲ残サス樹木

手入ノ主旨ニ背カス主体ノ手入ヲ為スヘキ事

右規約ニ拠リ調印候也

明治二十六年三月二十三日

磐城国西白河郡三神村大字神田

藤 井 長 十[㊦] 藤 井 義 助[㊦]
 藤 井 栄 吉[㊦] 鈴 木 日 藏[㊦]
 藤 井 安 藏[㊦] 鈴 木 儀 助[㊦]
 鈴 木 軍 治[㊦] 鈴 木 勇 吉[㊦]
 鈴 木 平 藏[㊦] 藤 井 代 助[㊦]
 薄 葉 永 作[㊦] 藤 井 直 次[㊦]

藤井重助[㊦] 円谷六右衛門[㊦]

藤井重三郎[㊦] 藤井七郎右衛門[㊦]

鈴木勘之丞[㊦] 藤井新左衛門[㊦]

鈴木金太郎[㊦] 鈴木清八[㊦]

薄葉辰藏[㊦]

福島県知事

日下義雄殿

(朱書)願之越聞き届ク

明治二十六年四月五日

福島県知事 日下義雄[㊦]

御料地樹木下枝刈取済御届

磐城国西白河郡三神村大字神田字後原一番

一林相地反別五町一反六歩

一檜栗松下枝四百把二束八分 見積束数

一檜栗松下枝五百二把一束 刈取高

内百八束二分 見積増

此代金二円八錢四厘

右樹林下枝刈取之儀本年四月九日御許可ニ付五月一日ヨリ着手四

日間ニ刈取済同月五日取締人ノ検査ヲ受ケ候処前記ノ通見積増相

成候ニ付此段御届申上候也

明治二十六年九月九日

磐城国西白河郡三神村大字神田

願人惣代 藤井長十[㊦]

同 藤井義助[㊦]

福島県知事

日下義雄殿

〔町有「三神村郡 県庁人民願何届綴」抜粋〕

(氏名は上から下へつづく)

二四四〔明治二六年御料地拝借願〕

御料地拝借願

西白河第一御料地ノ内

磐城国西白河郡三神村大字須乗字前^(一)

草野反別三十三町五反六畝十歩ノ内

一草野反別五反歩

此拝借料一ヶ年金拾五錢 但反金三錢

明治二十六年十一月ヨリ同二十八年十月迄二ヶ年季

右畑開墾用ニ付書面之料金及証書ノ年季ヲ以テ拝借仕度御[□]可[□]

[□]明治二十四年七月県令第六十八号御料地貸渡規則遵守可仕且

拝借料金相滞候節保証人ニ於テ弁納可仕候依テ別紙開墾事業方法

書收支算書開墾予定区別地図実測色分図面相添此段[□]願候也

明治二十六年十一月十六日

磐城国西白河郡三神村大字須乗字花ノ里六番地

願 人 遠 藤 金 助[㊦]

同 国同 郡同 村大字花ノ里九番地

保 証 人 坂 路 惣 藏[㊦]

同 国同 郡同 村大字須乗字花ノ里七番地

同 遠 藤 長次郎[㊦]

同 国同 郡同 村大字須乗字菖蒲沼九三番地

隣地拝借者 塩沢 七右衛門[㊦]

福島県知事

日 下 義 雄殿

開墾事業方法書

磐城国西白河郡三神村大字須乗字前

一原野反別 五反歩

内

反別三反五畝歩 明治二十七年開墾スベキ分

反別二反五畝歩 明治二十八年開墾スヘキ分

右ノ通

明治二十六年十一月十六日

願人 遠 藤 金 助[㊦]

収支予算書

初年 明治二十七年分

一金十円十二銭五厘

内訳

金三円七拾九銭 二反五畝歩畑開墾費

金六円三十七銭五厘 畑作付費二反五畝歩分

内

金七円五拾銭 人夫賃

金一円八十七銭九厘 肥料代

金七十九銭 蕎麦種代

一金六円五十六銭三厘 収入高

内

金六円五十六銭三厘 蕎麦一石八斗七升五合反別二反九畝歩分

差引

金三円九十六銭二厘 損

二年目 明治二十八年分

一金十六円五十銭

内訳

金三円七拾九銭 二反五畝歩畑開墾費

金十二円七十九銭 畑作付費五反歩分

内

金拾一円二拾五銭 人夫賃

金参円七拾五銭 肥料代

金一円五十銭 蕎麦種代

一金十三円十二銭五厘 収入高

内

金十三円十二銭五厘 蕎麦一石七斗五升代反別五反歩分

差引

金六円九十七銭五厘 損

合計 二十七年
二十八年二ヶ年分

金二十六円六十二銭五厘 支出高

金十九円六十八銭八厘 収入高

差引

金六円九十三銭七厘 損

右之通 也

明治二十六年十一月十六日

願人 遠藤 金助[㊦]

〔町有「三神村郡
県人民願何届綴」抜粋〕

二四五〔明治二七年御料地粟実初葺御払下願〕

御料地粟実初葺御払下願

磐城国西白河郡三神村大字三城目字南原西白河第二御料地ノ内

字兵衛塚一番

一粟実 二石九斗 但一升ニ付五厘五毛

代金一円五十九銭五厘

同字沢尻原一番

一粟実 一斗五升 同上

代金八銭二厘五毛

同字寺陰

一粟実 四年 同上

代金二十二銭

同字前耕地原

一粟実 五斗九升 同上

代金参十銭二厘五毛

同御料地ノ内大字神田字赤池東原一番

一粟実 一石 同上

代金五十五銭

同字赤池西原

一粟実 九斗五升 同上

代金五十二銭二厘五毛

同字後原

一粟実 二斗九升 同上

代金十参銭七厘九毛

合粟実 六石二斗

代金参円四十一銭

同字沢尻後原

同字前耕地原

同字寺陸

一初葺 五貫目

代金 参十五銭

右粟実及初葺入用ニ付キ採取仕度候間書面ニ代金ヲ以テ御払下相成度御許可之上ハ代金成規通り上納司仕候依テ色分図面相添へ此段奉願候也

磐城国西白河郡三神村大字神田字

西笠内六十八番地

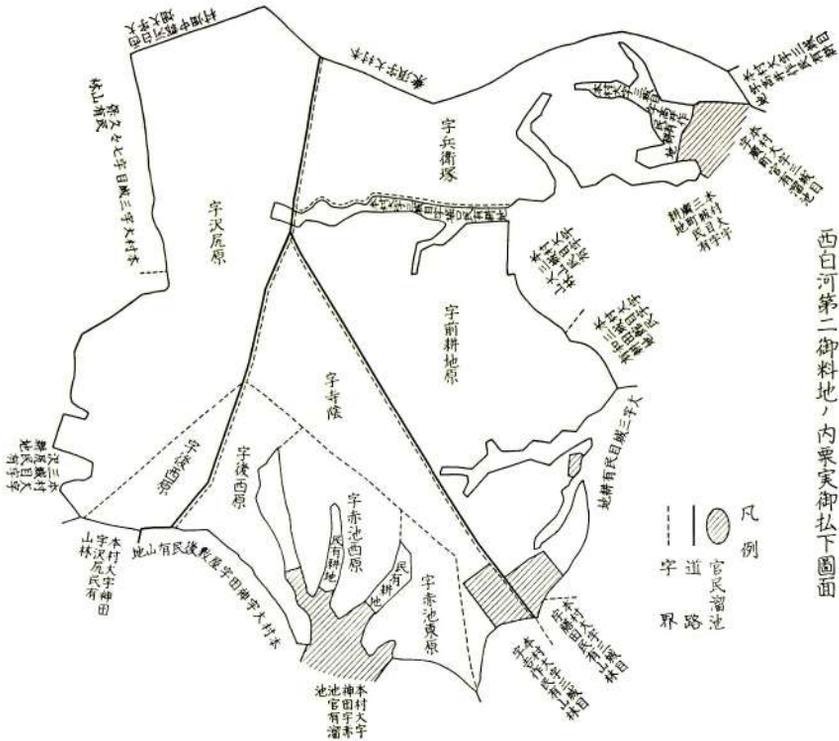
願人 藤 井 義 助

明治二十七年九月十二日

西白河郡長

鶴 牧 分 造殿

〔町有「三神村郡庁人民願何届續」抜粋〕



西白河第二御料地ノ内粟実御払下圖面

二四六〔明治三〇年開墾願費用控〕

(表紙)

「自明治三〇年一二月
至明治三一年七月二〇日改

御料 局村々十ヶ村巡回控
開墾願ニ付 費用控

記

熊田勘十郎

三十年八月二十五日 開墾願ニ付出頭ス

金五十二銭 矢吹ヨリ福島迄 汽車料

二十五日

金十二銭 昼代 丸屋方へ

二十五日夕

金三十銭 丸屋止宿代

二十六日

金十五銭 昼代

二十五日夕 添田氏へ

東京美土代町差出シ

二十六日

金五十二銭 福島ヨリ矢吹迄 汽車代

二十五日夕

金一銭 端書代

二十五日夕

金五十五銭 庭坂迄往復汽車代

金四銭 外貳銭 嘉ミ代 小遣へ

開墾願ニ対シ御係リ山中殿出頭ノ節入費分

八月十七日

金十四銭

東京神田美土代町美土代館ニテ

小高 添田周次郎へ差出ス

金二円四十二銭

三十年八月二十五日

金三円也 福島へ開墾願ノ入費受取

内金二円四十二銭 入費金

差引メ金五十八銭是分矢吹氏へ相渡ス

八月二十七日改メ

外十五銭はハ先口立替金受取

残四十三銭同人相渡ス

明治三十年四月五日始メ

今般開墾願ニ付十ヶ村惣代人迄

三城目 大惣代人 矢部 相藏

同 区 長 関根 亀吉

加藤 祐八

成田 当時惣代区长 高宮 善吉

安田 安太郎
同 金平糖二斤 矢部氏へ
根本 常次郎
小貫氏へ

前田川 当時惣代人 鈴木市太郎
金六十三銭 手拭二十一本

安藤 扇蔵
金三十二銭 金平糖四袋

安藤 菊蔵
金九十五銭

小林 捨吉
外ニ金一円六十三銭

松川 秋助
四月五日ヨリ同五月二十三日迄

須乘 当事惣代人 小針弥右衛門
惣代区长
村々印形取ニ対シ入費

旧惣代人 坂路惣蔵
第二号

久米石 旧惣代人 鈴木勇助
一号 添田氏

当事区长 鈴木弁助
三十年二月十五日

笠石 当時惣代人 小貫馬之助
開墾願ニ付一泊ス

旧惣代人 小貫喜助
上酒三本 四十一勺

浜田 当事惣代人 松村助次郎
同二月二十四日一泊ス

旧惣代人 今泉平吉
上酒三本 皿一勺

中畑新田 旧惣代人 小針鎮平
同二月二十八日一泊ス

和田 部落惣代人 矢内惣吉
上酒三本 皿一勺

安藤 周蔵
但シ一本ニ付七銭五厘

安藤 貞治
酒肴共ニテ二十六銭

新田惣代人ニテ二十三人

内 手拭二十一本

三度分
金七十九銭

五厘

矢吹氏及遠藤佐藤酒井参り

三十年十二月二十八日

開墾願ニ付 添田一泊ス

金三十銭 上酒四本

金二十六銭 そば十四分

金十五銭 さかな代

メ金七十一銭 矢吹氏佐藤酒井遠藤参居候

五月五日

金二十銭 御見舞病氣ニ付 添田氏へ

五月九日

金十銭 内七銭ハ中間人添田氏へ御見舞時

金十二銭 白砂糖一斤分

是ハ和田村添田へ取合ノ時

八月 松方博農場行ノ時

金一円十一銭 外九銭出シ 立替金

三十年十二月二十五日

金一円也 宇都宮 開墾願ニ付

名々持出金矢吹氏へ相渡シ

三十一年一月二十四日

御料局御出張ヨリ係り官 二拜茂六殿

中畑村御宿泊ニ付

三十日当所へ御連受タル時

金七銭 手拭二本遠藤十三郎殿土産代

金十七銭 金平糖代御土産トシ持参ス

立替渡ス

金一円也 絵図料ノ内へ

渡辺惣兵衛へ立替分

二四七〔明治三〇年開墾願理由書〕

〔本町 熊田俊一家文書〕

岩瀬御料地ノ内秣場拝借ノ分

畑地に開墾願ニ付理由書

右岩瀬御料地ハ第一第二第三地ニテ総計反別千三百十九町四畝六歩ニシテ我矢吹外九ヶ部落ハ従来使用シアリタル原野ナリ然カレヲ糞ニ何レノ部落へ対スル地モ御料地ニ編入セラレン為メニ我々農家ハ肥料等採取スル地一毫モ無之シテ今ヤ各戸ハ既ニ退転シ姿ハ陥リ必然難渋仕候故去ル明治二十五年中我カ矢吹外九ヶ部落ニ於テ宮内省へ歎願ニ及ビ候所全ク御詮議之上総計反別六百十七町八反一二畝十一歩秣場ニ使用方許容相成其内各村部落訳ヲ以テ反別ヲ訳カツ義矢吹部落ノ如キハ総反別八拾九町一反五畝二十四歩拝借シタリ今般ハ其内六十九町八畝二十六歩ヲ畑地ニ改メ開墾歎願ス其難渋タル謂所ハ我カ部落ノ組織ハ国道沿村ノ為メ旅人宿及

ビ飲食店呉服店等ノ營業ヲ以テ生活ヲ營ミ居候ヲ今日ハ鉄道布設トナリ其爾來旧來ノ業ヲ以テ營ム能ハザル場合ニ業ヲ改メ農業ヲ以テ營マントスルニ旧來斯ノ村柄故田畑ニ不足殊ニ人口ハ月々畜殖スルノ今日ナレバ尚々生活上ニ大難事出來候ニ付糞ニ秣場ニ拝借シタル分一応返地シ改メテ畑地ニ開墾ノ義歎願候儀ニ付何率前狀御詮義之上御評容被成下度依之別紙拝借願書及事業法方ニ絵圖面相添ヒ此段奉願上候也

明治三十年五月二十七日

福島県磐城国西白河郡矢吹村大字矢吹

開墾願惣代人 矢吹 伊七[㊦]

同 佐藤 文次郎[㊦]

同 熊田 勘十郎[㊦]

同 遠藤 要藏[㊦]

福島県西白河郡矢吹村長 大谷 知房

福島県知事

安 楽 兼 道殿

〔本町 熊田俊一家文書〕

二四八〔明治三十一年岩瀬第三料地借地料金上納之義ニ付上申〕

借地料金上納之義ニ付上申

岩瀬第三御料地

磐城国西白河郡矢吹村大字矢吹字善郷内原ノ内

一反別二十六町四反六畝十一歩 但秣場トシテ拝借ノ分

但一丁歩ニ付一ヶ年金三十錢ノ割

同処字東古宿ノ内

一反別六町二反九畝二十五歩 但秣場トシテ拝借ノ分

但一丁歩ニ付金三十錢ノ割

同処ノ内

一反別七町八反九畝八歩

但樹林地トシテ拝借ノ分

但一丁歩ニ付金二十錢ノ割

右ハ明治二十三年八月二十三日付ヲ以テ明治二十五年ヨリ同七十四年迄各但書ノ使用目ヲ以テ拝借罷在候処昨三十年四月以來前記秣場トシテ拝借セン内十三町一反六畝四歩ハ矢吹甲組ニ於テ畑トシテ漫用ニ係ルヲ以テ自然該地内ニ生スル秣ハ採取スル能ハザリシモ同年度分料金ハ既納ニ戻シ候ニ付下戻等請求不仕候尤モ樹林地ハ昨年度ハ使用済ナルヲ以テ下戻ヲ願イザルハ勿論然ルニ本年モ矢吹甲組ニ於テ漫用ニ係ル反別十三丁一反六畝四歩及其他ノ秣場樹林地トシテ拝借地内草ハ實際未ダ採取不致候ニ付料金免除被成下度此段上申

但實際實地ノ保護返納金等ノ事ハ各部落ニ於テ分担致來候儀ニ付此段添申候也

村長宛

〔本町 熊田俊一家文書〕

二四九〔明治三十一年御料地内開墾について始末書〕

始末書

岩瀬第一第二第三御料地内

一合計反別六百十七町八反一畝十二歩

岩瀬郡鏡石村拝借総代小貫喜助外十名ニテ明治二十六年八月二日秣場用ニ而五十七ヶ年間拝借許可ノ分

内反別八十九町一反五畝二十六歩

西白河郡矢吹村部落総代仲西勇吉外百二十九名ニテ拝借ノ分

此訳反別六十六町五反三畝二十七歩

同郡矢吹伊七外百拾五名ニテ開墾願ノ分

反別拾二町二反八畝歩

出願中開墾ニ着手ノ処県属係官ヨリ注意アリタルニ付中途ニシテ止ミタル分

一秣場用拝借地ヲ開墾出願中ニ着手セシ始末ヲ左ニ開陳仕リ候
右出願中無断開墾ニ着手スベキ謂レ無之候得共該出願ニ係リタルハ共ル明治三十年二月ニ在テ総代人遠藤要蔵及添田周次郎ヲシテ宮内省御料局長岩村通俊殿、願出処現今許可スル事六ヶ敷ト言ハレタニヨリ我村ハ近來難波ノ極点ニ達シ居候諸点無洩陳上ノ処大ニ愛憐ヲ加ヘラレ然カラバ県庁へ照会ノ上出願ノ手続ヲナスベシト仰聞ラレ難有退省帰県ノ上三月十五日ニ至リ該件ニ付県庁へ伺出候処宮内省属大木真備殿ヨリ開墾貸渡手続云々照会アリタル旨県属松本栄三郎殿ヨリ挨拶アリ依之係属へ出願方法伺ヒ其上願書

差出タル次第ニ付直ニ許容相成ル事ト心得夫ノシノミナラス私共挙テ貧窮ニ差迫居候ト安心ト此ノ両点ヨリシテ不知本年四月始メ從來ヨリ原野ニ存在シテ他ニ少モ障害無之地ヲ見立恐多ク候得共米一粒ヲ得テモ飢渴ノ助ケトモナルベクト存シ開墾ニ着手ノ処県庁ニテハ不都合ナリト注意アル分中途ニ止ミタル次第尚出願方法ヲナサレタルハ曩キニ秣場用拝借ノ内開墾スベキ分一応返地願書ヲ認メ則開墾願書ト同時ニ差出スベシトアリ之レニ就キ元秣場願惣代小貫喜助外十名ハ其性質ヲ誤解セシ乎送地ノ事他村迄ノ關係ヲ来スナラントテ容易ニ調印セズ依之無止県庁ノ説諭願ヲナス其後各郡長へ依属ニナリ百方説諭ノ上調印ヲナサシム然カル日子ヲ送リ今日ト相成候然カルニ今日トナリ無断開墾ニ着手セシ廉始末書差出シ候様仰聞ラレ一同驚愕ノ上前状有体始末書ヲ以テ申上候右聊カモ相違不申上候依之絵図面相添此段申上候也

明治三十一年一月七日

福島県西白河郡矢吹村百十五名ノ総代

矢吹 伊七

同 遠藤 要蔵

同 熊田 勘十郎

同 佐藤 文次郎[㊦]

御料局宇都宮事務所長心得

御料局技手 小田切豊殿

二五〇〔明治三三年官林官地下辰申請ノ決議〕

官林官地下辰申請ノ義決議

福島県磐城国西白河郡

矢吹村大字大和久字白田山 一番

一草山 反別十二町四反八畝八歩 大字大和久

此ノ立木ナシ

同村大字同字白田山 二番 同

一草山 反別十一町七反九畝十七歩 同

此ノ立木ナシ

同村大字同字白田山 三番 同

一草山 反別四畝六歩 同

此ノ立木ナシ

同村大字同字白田山 四番

一草山 反別四反九歩 同

此ノ立木ナシ

同村大字同字白田山 五番

一草山 反別十七町六反二十七歩 同

此立木松木參十本程

同村大字同字笹目平 一番

一草野 反別二十六町七反參畝二歩 同

此立木松木五百本程

同村大字同字狐石 一番

一草野 反別五反四畝八歩 同

此立木ナシ

同村大字同字狐石 二番

一草野 反別五町四反二畝二十歩 同

此立木ナシ

同村大字同字狐石 三番

一草野 反別一町二反六畝歩 同

此立木ナシ

同村大字同字狐石 三番

一草野 反別一町二反六畝歩 同

此立木ナシ

同村大字同字狐石 四番

一草野 反別八町六反一畝二十六歩 同

此立木ナシ

同村大字同字狐石 五番

一山林 反別四町一反七畝歩 同

此立木參百二本

同村大字同字狐石 六番

一草野 反別四町七反六畝歩 同

此立木松木百五十本程

同村大字同字狐石 七番

一山林 反別売町五反八畝歩 同

此立木松木八十参本

同村大字同字狐石 八番

一山林 反別七町七反一畝八歩 同

此立木松木百参十本

同村大字同字狐石 九番

一山林 反別二町二反三畝二十六歩 同

此立木松木七十六本

同村大字同字狐石 十番

一山林 反別一町一反一畝六歩 同

此立木松木五十参本

同村大字同字狐石 十一番

一山林 反別八反八畝六歩 同

此立木松木五百四本

同村大字同字井戸尻 一番

一草野 反別参町七反四畝二十一步 同

此立木ナシ

同村大字同字井戸尻 二番

一草野 反別八町参反六畝二十三歩 同

此立木ナシ

同村大字同字井戸尻 四番

一草野 反別一町参反一畝十四歩 同

此立木ナシ

同村大字同字井戸尻 五番

一草野 反別九町一反八畝十三歩 同

此立木ナシ

同村大字同字井戸尻 六番

一草野 反別十二町八反八畝十九歩 同

此立木ナシ

同村大字同字井戸尻 七番

一山林 反別三町三反四畝二十八歩 同

此立木松木二百十一本

同村大字同字井戸尻 八番

一山林 反別三町一反八畝十八歩

此立木松木百二十六本

同村大字同字井戸尻 九番

一山林 反別六町参反二畝八歩 同

此立木松木百三十二本

同村大字同字井戸尻 十番

一山林 反別一町三反一畝九步

此立木松木六十二本

同

同村大字同字井戸尻

十一番

一山林 反別参反八畝十九步

此立木ナシ

合計反別百五十七町四反二畝十一步

内

草山 反別四十二町参反三畝七步

山林 反別参十二町二反五畝八步

草野 反別八十二町八反三畝二十六步

福島県磐城国西白河郡矢吹村

大字大和久字西後二十四番

一官林 反別二反三畝十四步 元日吉神社寄付地

此立木 杉十八本 檜一本 ソネ二十二本 楓三本

榎一本 コブシ一本 樺二本 朴二本 檜三本

本 桜四本 水ノ木一本

合計反別二反三畝十四步

福島県磐城国西白河郡矢吹村

大字中畑新田字石川道南二十一番

一禁代官林反別一町六反二畝五步 大字中畑新田持

松木九十八本

一立木杉木二百一十一本

雑木若干

同字一本木三番ロ号

一原野 反別三反六畝十八步

同字石川道北十二番

一原野 反別四反三畝七步

同字一本木十二番ロ号

一原野 反別一反八畝十八步

同字北釜七十六番ロ号

一原野 反別一反六畝一步

同字同七十八番ロ号

一原野 反別二反五畝八步

同字同八十九番ロ号

一原野 反別八反五畝二十二步

同字同九十二番ロ号

一原野反別六反四畝一步

同字同百二番八号

一原野 反別二畝二十六步

同字北浦二番

一原野 反別一町八反七畝二十四步

同字横街道四十二番		
一原野 反別一町五反九畝十五歩	同	
同字東浦百二十六番〇号		
一原野 反別三畝十四歩	同	
同字北釜百二番二号		
一原野 反別二十七歩	同	
同字南釜三十番〇号		
一原野 反別二十九歩	同	
同字同三十番八号		
一原野 反別十八歩	同	
同字同百一番ホ号		
一原野 反別二十一歩	同	
同字一本木四十三番〇号		
一原野 反別二畝二十五歩	同	
同字同二百十一番〇号		
一原野 反別十二歩	同	
同字同二百五十五番乙号		
一原野 反別十九歩	同	
合計反別八町一反二畝十歩		
右明治参十二年四月農商務省令第八号第三条ニ依リ其大字部落持 トシ前記官有地ヲ民有地ニ下戻ヲ申請スルコト 但シ申請ニ係ル		

総テノ費用ハ其大字部落ノ負担トス

一御料地内森林原野ヲ民有地ニ下戻ヲ申請スルコト 但シ地目ハ
追テ之レヲ定メ申請ニ係ル総テ費用ハ其大字部落持トス

〔町 有明33「矢吹町会議録」抜粋〕

二五一〔岩瀬御猟場規則〕

第一 条 福島県下岩瀬西白河石川ノ三郡ニ跨ル岩瀬第一御料

地ノ内同第三御料地及ヒ西白河第一第二第三御料地石

川第一御料地并ニ該周圍ニ孕在スル民有地ヲ併合シテ

岩瀬御猟場ト称シ人民ノ鳥獸獵ヲ一切禁止ス

第二 条 御猟場周圍ノ区域線ニハ禁獵制札及ヒ標木ヲ建設ス

ルモノトス

但シ新設ハ地方庁建替修繕等ハ監守長ニ於テ負担シ

費用ハ一切宮内省ニ於テ之ヲ支弁スルモノトス

第三 条 御猟場内ヲ二区ニ分画シ監守長監守見回員ヲ置キ監

守長ハ二区内ヲ総監シ監守見回員ハ各持区内ヲ監守巡

檢ス

第四 条 御猟場内ニ於テ遊獵スルモノヲ二種ニ分チ御沙汰ニ

ヨリ出獵スルモノヲ特命遊獵者トシ出願ノ上許可ヲ得

テ出獵スルモノヲ特許遊獵者トス

第五 条 遊獵出願ハ皇族及親任官ニ限ル而シテ其遊獵ヲ出願

スルモノニハ一回ニ付二日間ヲ限り差許サルヘキニ付

出猟セントスル五ヶ日前ニ書面ヲ以テ宮内大臣ヘ宛差

出スモノトス

第六條 特許遊獵者ノ獵期ハ十一月一日ヨリ三月三十一日マ

テトス

第七條 遊獵者ニハ一人一枚ヲ限り鳥獸証札及心得書ヲ渡ス

モノトス尤証札ヲ他人ヘ貸与スルヲ禁ス

但持命遊獵ノモノニ限り該証札表面ニ特命ノ二字ヲ

朱印シ其下ニ主獵局長官捺印シ相渡スモノトス

第八條 遊獵者出獵中所持ノ証札ヲ警察官其他ヨリ検査ヲ要

スルキハ速ニ之ヲ示スヘシ

但証札雛形並ニ心得書トモ地方庁及監守長監守ヘ照

準ノ為メ予テ相渡シ置クモノトス

第九條 御獵場内ノ狐貂鼬鷹鳶鳥雀蛇ヘ有害物ナルニヨリ監

守見回ニ限り常ニ之ヲ捕獲スルモノトス

但他ノ鳥獸ニシテ有害物ト見認ルキハ其事情ヲ具申

シ主獵局長官ノ指揮ヲ受クルモノトス

第十條 有害物捕獲ノ証札モ亦第八條ノ手續ニ同シ

第十一條 特命及特許遊獵者ノ出獵スルキハ主獵局員出張シ規

則ニ照シ諸事不都合ナキ様注意スルモノトス

但本條ノ場合ニ於テハ監守長及ヒ其持区ニ係ル監守

ハ随行スルモノトス

第十二條 主獵局長官ハ御獵場内ノ実況檢閲ノ為一ヶ年一回巡

視スルモノトス

第十三條 監守長以下服務規程及ヒ御獵場取締ニ関スル細則ハ

主獵局長官之ヲ定ム

監守長服務規程

第一條 監守長ハ主獵局長官ノ指揮ヲ受ケ御界場内ニ係ル一

切ノ事務ヲ調査シ監守見回ヲ監督シ其ノ勤怠ヲ長官ニ

具申スルモノトス

第二條 御獵場内畜養ノ鳥獸ヲ繁殖シ有害ノ鳥獸毒虫ヲ捕獲

驅除シ犯則者コレナキ様注意スルモノトス

第三條 監守長ハ監守ノ報告書ヲ檢閲シ緊要ノ事件ハ主獵局

長官ニ具申シ細事ハ日記簿ニ登記シ他日ノ参照ニ備フ

ヘシ

但鳥獸繁殖ノ景況ハ時々報告シ且毎年十二月三十一

日ヲ以テ御獵場内棲息ノ鳥獸取調書各監守ヨリ差出

サセ早々取纏メ報告スルモノトス

第四條 監守見回ノ者御獵場内有害鳥獸ヲ捕獲シ届出ルキハ

雜則第一条手續ヲ経テ其金額ヲ附与シ規則外特別ノ賞

与ハ其事情ヲ詳記シ主獵局長官ニ具申スルモノトス

第五條 御猟場内へ猥ニ立入鳥獸ヲ為スモノ或ハ禁猟制札

并ニ区域標木等ヲ葉毀汚損スルモノアル片ハ之ヲ差止

メ住所姓名ヲ聞料シ証拠物ヲ詳記シ速ニ告発スヘシ若

シ其住所姓名分明ナラス或ハ逃走セントスルカ又ハ粗

暴ノ挙動アル片ハ取押警察官ヘ引渡シ直ニ其旨主猟局

長官ニ具申スルモノトス

但外国人犯則ノ所為コレアル片ハ直ニ警察官ニ報知

シ其処分ニ任セ至急其事由ヲ具申スヘシ

第六條 御猟場周囲ノ禁猟制札及標木ノ粉失又は毀損シアル

片ハ修繕見込及費用明細仕訳書相添速ニ主猟局長官ニ

具申スルモノトス且増設并ニ位置変換ヲ要スル見込ア

ル片ハ其地名位置等ヲ詳記シ図面ヲ添伺出ルモノトス

但些少ノ毀損ハ直ニ修理ヲ加ヘ其費用書相添主猟局

へ届出ルモノトス

第七條 御猟場内ヲ巡検スルトキハ旅費一切支給セサルモノ

トス

但特命ニヨリ随行又ハ出張スル片ハ昼泊ニ係ル相当

手当金ヲ給与スルモノトス

監守服務規程

第一條 監守ハ監守長ノ指揮ヲ受ケ御猟場内ヲ巡検シ鳥獸ヲ

繁殖シ有害ノ鳥獸毒虫ヲ捕獲駆除シ犯則者コレナキ様

注意スルモノトス

第二條 御猟場内巡検の際其実況ヲ逐一手帖ニ記シ置キ毎月

一回ヅ、監守長ニ報告スヘシ尤異状アル片ハ其時々速

ニ報告スルモノトス

但鳥獸繁殖ノ景況ハ毎年九月ヨリ四月マテ一ヶ月二

回ツツ并十二月三十一日御猟場内ニ棲息スル鳥獸員

数取調監守長ニ報告スルモノトス

第三條 監守ハ常ニ交誼ヲ厚フシ勤務ニ怠ラサル様互ニ奨励

スヘシ但毎月一回適宜ノ場所へ集会シ各持区内ノ実況

ヲ陳適シ鳥獸繁殖及有害物捕獲ノ方法等協議スルモノ

トス

第四條 御親猟の節ハ前以テ各持区内鳥獸繁殖ノ地ヲ取調書

面ヲ以テ監守長ヘ詳悉申出ルモノトス

第五條 特命及特許遊猟者ト雖トモ鳥獸獵証札ヲ検査シ而シ

テ後其持区内ヲ誘導スヘシ

第六條 有害鳥獸捕獲ノ証札ヲ携帯セスシテ之ヲ捕獲スルヲ

許サス且其証札ヲ警察官其他ヨリ検査ヲ要スル片ハ速

ニ之ヲ示スヘシ

第七條 有害鳥獸ヲ捕獲シタル片ハ鳥類ハ頭獸類ハ尾ヲ添監

守長ニ届出ルモノトス尤手当金ヲ給セサルモノハ捕獲

員數ノミ届出証抛物ハ差出ニ及ハス

但見回ヨリ有害物捕獲届出ル片ハ猶本文ノ手続ヲナ
スモノトス

見回心得

第一条 見回ハ監守長監守ノ指揮ニ随ヒ持場内ヲ巡行シ鳥獸

ヲ繁殖シ有害鳥獸毒虫ヲ捕獲駆除シ犯則者コレナキ様
注意スルモノトス

第八条 御猟場内ニ猥ニ立入鳥獸獵ヲ為スモノ或ハ禁猟制札

并ニ区域標木ヲ棄毀汚損スルモノアル片ハ之ヲ差止メ
住所姓名分明ナラス或ハ逃走セントスルカ又ハ粗暴ノ
挙動アル片ハ取押警察官ヘ引渡シ直ニ其旨監守長ヘ報

第二条 有害鳥獸捕獲ノ証札ヲ携帯セスシテ之ヲ捕獲スルヲ

許サス且其証札ヲ警察官其他ヨリ検査ヲ要スル片ハ速
ニ之ヲ示スヘシ

告スルモノトス

第三条 有害鳥獸ヲ捕獲シタル片ハ鳥類ハ頭獸類ハ尾ヲ添ヘ

但外国人犯則ノ所為コレアル片ハ直ニ警察官ニ報知
シ其処分ニ任セ至急其事由ヲ監守長ニ報告スヘシ

所属監守ヘ届出ルモノトス尤手当金ヲ給セサルモノハ
捕獲員數ノミ届出証抛物差出スニ及ハス

第九条 見回心得第四条ニヨリ届出ル節ハ監守ハ監守服務規

第四条 御猟場内ニ猥ニ立入鳥獸界ヲ為スモノ或ハ禁猟制札

程第八条ノ手続ヲ為スモノトス

并ニ区域標木等ヲ棄毀汚損スルモノアル片ハ之ヲ差止

第十条 主猟局長官并主事等御猟場内巡視又ハ遊獵者ニ随行
スル片ハ制規ノ被服ヲ着用スルモノトス

メ住所姓名ヲ聞料シ監守在勤所ヘ引致スヘシ若シ粗暴
ノ挙動コレアルカ或ハ逃走セントスル片ハ取押監守警
察官ノ内便宜ノ方ヘ引渡スヘシ警察官ヘ引渡シタル片

但職務ノ外濫用スルヲ禁ス

ハ其旨速ニ所属監守ニ届出ルモノトス

第十一条 御猟場周囲ノ禁猟制札及標木ノ粉失又ハ毀損シアル

但外国人犯則ノ所為コレアル片ハ直ニ所属監守ヘ報

片ハ速ニ監守長ニ届出ルモノトス

告スヘシ

第十二条 御猟場内ヲ巡検スルトキハ旅費一切支給セサルモノ

トス

第五条 御猟場周囲ノ禁猟制札及ヒ標木ノ粉失又ハ毀損シアル

但特命ニヨリ随行又ハ出張スル片ハ昼泊ニ係ル相当

ル片ハ速ニ所属監守ニ届出ルモノトス

手当金ヲ給与スルモノトス

第六条 見回ハ被服料下渡スト雖モ特達出張ノ外制規ノ被服

第七條 着用スルニ及ハサルモノトス
御猟場内ヲ巡行スルルハ旅費一切支給セサルモノトス

但達ニヨリ随行又ハ猟事ニ従事スルルハ相当ノ手当
金ヲ給与スルモノトス

雜 則

第一條 監守并見回ヨリ御猟場内ノ有害物ヲ捕獲シ届出ルルル

ハ監守長ニ於テ左表ニ照シ捕獲者人名ノ頭書ニ有害物
種類員数手当金ヲ認メ一ヶ月分取纏メ其翌月五日限り

主猟局ニ届出ルモノトス

但監守長ハ有害物捕獲スルハ妨ケナシト雖モ其手当

金ハ給セサルモノトス

有害物捕獲者手当表

有害物種類	員 数	手 当 金
狐 貂	一 匹	金 一 円
鷹 鷂	一 羽	金 三 十 錢
鴉 鳥	一 羽	金 五 十 錢
雀 蛇	一 匹	金 十 錢
		金 一 錢

右ノ外有害ノ鳥獸ト見認ルモノアルルハ其事情ヲ詳
記シ処分方ヲ主猟局長官ヘ伺出ルモノトス

第二條 監守長ハ前月ノ有害物捕獲届ニ対スヘキ手当金員ヲ

主猟局ヨリ回送ノ上ハ速ニ之ヲ捕獲者ニ附与シ各自受
取証書ヲ徴シ該局ヘ更ニ差出スモノトス

第三條 被服ハ代料ヲ以テ支給シ一月ヨリ六月マテノ被服料

ハ前年十二月ニ渡シ七月ヨリ十二月マテノ被服料ハ本
年六月ニ相渡スモノトシ監守ハ一人ニ付一季金七円五
十錢ツツ見回ハ一人ニ付一季金二円ツ、前書ノ二季ニ
於テ下渡スモノトス

第四條 新ニ拝命スルモノハ被服料支給期月迄ハ自分服ヲ用

ヒ被服料下渡シ済ノ上ハ制服着用スルモノトス

第五條 被服料支給後免職死亡スルコトアルモ返納スルニ及

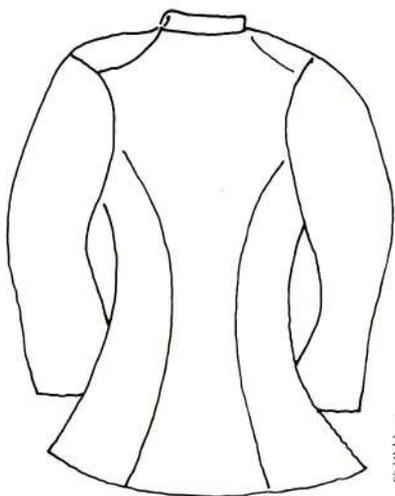
ハサルモノトス

第六條 被服料収領後三十日以内ニ左表ノ被服ヲ図面ノ如ク

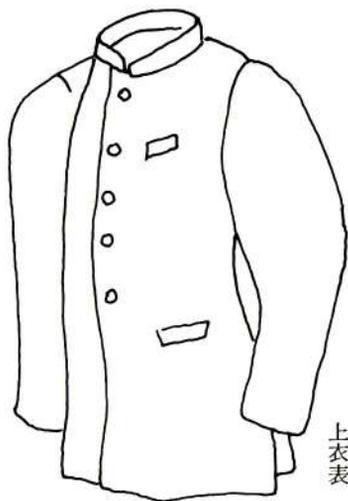
調製スルモノトス

但被服調製ノ上ハ現品持參監守長ヘ届出ヘシ監守長
ハ一応点検ノ後直ニ返附スルモノトス

監守制服図



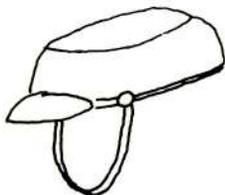
上衣裏



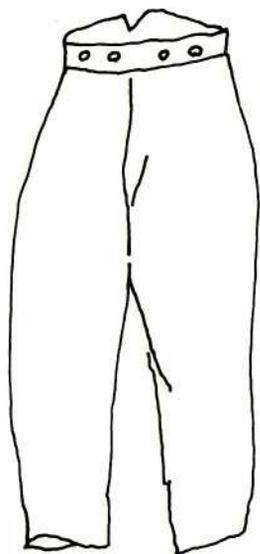
上衣表



帽章銀減金



帽

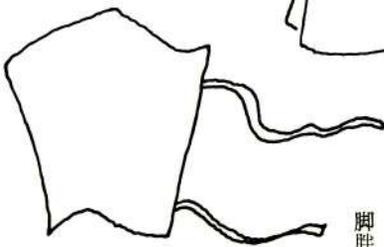


袴



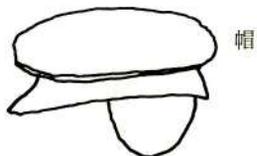
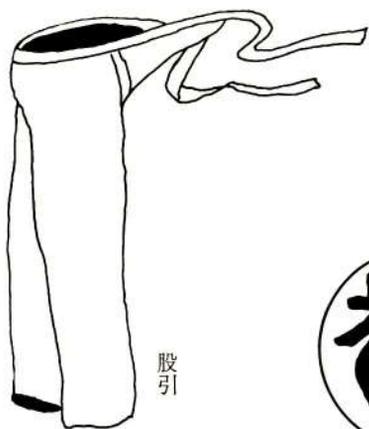
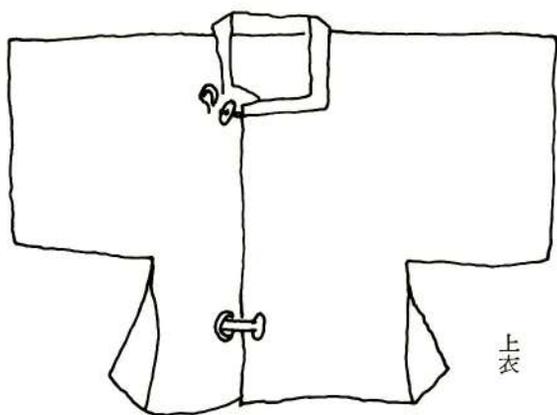
帽覆合羽

黄色記章帽章に同じ



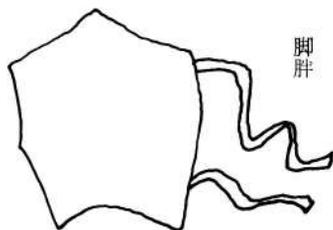
脚絆

見回制服図



帽章銅

黄色記章帽章に同じ



被服表

見 回		監 守		品 目	地 質	勝 手
草 鞋	足 袋	脚 袴	上 衣	帽 覆合羽	色 紺	夏白金巾覆勝手
同	同	同	同	色 紺	色 黒	夏白紺勝手
				色 紺	色 黒	

第七 條 監守見回ニハ各一個ツ、帽章ヲ相渡スヘシ

但其職務ヲ罷ルカ又ハ死亡スルトキハ之ヲ返納スル

モノトス

第八 條 監守監守長ノ手帖ハ現品ヲ以テ相渡スヘシ

但主猟局ヨリ監守長ニ交付シ置キ監守ハ各一冊ツ、

監守長ニ請求シ其手帖使用終ラハ監守長ノ検査ヲ受

ケ更ニ請求スルモノトス

岩瀬御猟場内特許遊猟者心得書

第一 條 当御猟場内ニ於テ遊猟ヲ出願シ得ヘキモノハ皇族及

親任官ニ限ルモノトス

第二 條 当御猟場内遊猟出願者ハ出猟セントスル日限五日前

書面ヲ以テ宮内大臣ヘ宛テ願出ヘシ尤特許ヲ得ル者ト

雖モ二ケ日間ノ外遊猟スルヲ許サス且雌雉子ハ捕獲ス

ルヲ禁ス

第三 條 当御猟場内ニ於テ遊猟スルトキハ必ス鳥獸猟証札ヲ

一人一枚携帯スヘシ尤主猟局監守長監守及ヒ警察官ノ

検査ヲ要スルトキハ該証札ヲ示スヘシ

但本条ノ証札ハ主猟局ヨリ相渡スモノニ付遊猟済ノ

上ハ速ニ該局ニ返納スヘシ且本人携帯中ト雖モ此証

札ヲ他人ヘ貸与スルヲ禁ス

第四 條 遊猟者ハ御猟場内人民所有ノ耕作等妨害セサル様注

意スヘシ

第五 條 銃猟者ハ銃丸ノ達スヘキ恐レアル人家社寺等ニ向ヒ

タル場所ニ於テ発射スルヲ禁ス

監守長以下採用内規

第一 條 採用合格

第一 年 年齢滿二十年以上四十五年マテ

但年齢四十五年以上ト雖モ強茶ノ者ハ此限ニ非ス

第二 普通平易ノ文字ヲ解シ得ル者

第三 三ヶ年以上勤続差閤ナキ者

第四 勤務上ニ害アル疾病ナキ者

第五 性質耐忍ニシテ酒癖ナキ者

第二 条 監守長以下新ニ採用スルモノハ総テ下等給ニ充ツルヲ定メトス

ヲ定メトス

第三 条 身元保証人ハ宮内省中判任官以上ノ者ニ限ル尤他官

庁ヨリ兼勤ノモノハ保証人ヲ要セス

但シ見回ハ其地方ニ於テ相当ノ身分アル者ヲ以テ保

証人ト為スヘシ

第四 条 奉職ノ上病氣ニテ勤務ニ堪ヘサル見込アラバ欠勤日

數ニ拘ハラス差免スヘシ

第五 条 御獵場内ニ犯則者アルヲ知リコレヲ見通シ居ル等ノ

ヲアレハ直ニ職務ヲ免スヘシ

第六 条 監守長以下年俸左ノ通タルヘシ

但兼勤ノ者ハ手当トシテ年俸ニ相当スル金額ヲ給ス

ルヲアルヘシ

監守長	年俸	三十円以上二百五十円マテ
監守	年俸	二十円以上百六十円マテ
見回	一ヶ年手当	十五円以上二十五円マテ

第七 条 見回ノ一ヶ年手当金給与期限ハ六月十二月ノ両度ニ

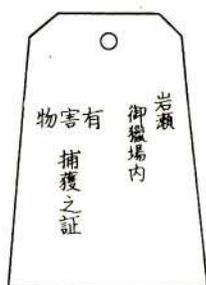
相渡スモノトス尤命免等ノ節ハ月俸支給ノ例ニヨルヘ

シ

有害物捕獲証札雛形

法ノ木厚三分

表面



朱字ハ烙印

裏面



黒字ハ記載ノコト

〔宮内庁書陵部「王獵局側規集」抜粋〕

二五二 〔明治四〇年私有地岩瀬御獵場編入請書〕

御 請 書

私共所有土地御獵場編入ノ義出願罷在候処今般御許可ノ上特ニ殊勝ニ被 思召御手当トシテ明治四十年一月ヨリ米ル明治五十年八月迄毎年金五十六円七十五錢御下賜ヲ被リ候段難有奉謹承候就テハ御獵場編入期間中ニ於テ若シ土地所有者ニ異動ヲ来ス事アリト

スルモ本件編入ノ意志ハ其転得者ニ継承セシメ可申出願者一同連署謹御請仕候也

明治四十年七月二十四日

西白河郡矢吹町大字矢吹

右同	横川 栄 二 <small>印</small>	右同	佐藤 栄 吉 <small>印</small>	同同	三村 巳之吉 <small>印</small>	同同	熊田 勘三郎 <small>印</small>
右同	近藤 幸右衛門 <small>印</small>	右同	平山 泰一郎 <small>印</small>	同同	三村 忠 作 <small>印</small>	同同	会田 政之助 <small>印</small>
右同	仲 西力 藏 <small>印</small>	右同	菊地 長 雄 <small>印</small>	同同	三村 忠 助 <small>印</small>	同同	大竹 光 保 <small>印</small>
右同	海老沢 金太郎 <small>印</small>	右同	近藤 フジ <small>印</small>	同同	岡田 岩 藏 <small>印</small>	同同	野木 儀八郎 <small>印</small>
右同	菊地 平 助 <small>印</small>	右同	藤田 久太郎 <small>印</small>	同同	佐久間 貞 吉 <small>印</small>	同同	小林 平 吉 <small>印</small>
右同	大沼 惣 藏 <small>印</small>	右同	近藤 吉 郎 <small>印</small>	同同	小針 鶴 次 <small>印</small>	同同	大竹 熊 吉 <small>印</small>
右同	遠藤 勘栄門 <small>印</small>	右同	酒井 茂 市 <small>印</small>	同同	佐久間 平三郎 <small>印</small>	同同	佐藤 百 吉 <small>印</small>
右同	大野 喜次郎 <small>印</small>	右同	熊田 勘之助 <small>印</small>	同同	佐久間 与一郎 <small>印</small>	同同	遠藤 ナツ <small>印</small>
右同	佐久間七左衛門 <small>印</small>	右同	高橋 米三郎 <small>印</small>	同同	佐久間 伊勢吉 <small>印</small>	同同	川上 キンエ <small>印</small>
右同	仲 西 卯 藏 <small>印</small>	西白河郡矢吹町大字中畑新田	三村 宇 吉 <small>印</small>	同同	佐久間 十七治 <small>印</small>	同同	大野 嘉 助 <small>印</small>
右同	仲 西 喜市郎 <small>印</small>	西白河郡矢吹町大字中畑新田	三村 宇 吉 <small>印</small>	同同	渡辺 嘉右衛門 <small>印</small>	同中畑新田	遠藤 喜太郎 <small>印</small>
右同	佐藤 伊三郎 <small>印</small>	西白河郡矢吹町大字矢吹	石井 皆 兄 <small>印</small>	同同	大野 永 藏 <small>印</small>	同中畑新田	大竹 リイ <small>印</small>
右同	大沼 惣治郎 <small>印</small>	西白河郡矢吹町大字大和久	西白河郡矢吹町大字大和久	同同	野崎 清五郎 <small>印</small>	同同	矢吹 義 昌 <small>印</small>
右同	納谷 栄次郎 <small>印</small>	西白河郡矢吹町大字大和久	西白河郡矢吹町大字大和久	同同	渡辺 利 七 <small>印</small>	同同	矢吹 義 昌 <small>印</small>
右同	佐藤 ヨキ <small>印</small>	西白河郡矢吹町大字大和久	西白河郡矢吹町大字大和久	同同	会田 道之助 <small>印</small>	同同	遠藤 三代吉 <small>印</small>
右同	佐藤 文次郎 <small>印</small>	西白河郡矢吹町大字大和久	西白河郡矢吹町大字大和久	同同	大野 富 藏 <small>印</small>	同同	藤田 忠 助 <small>印</small>
右同	上田 ヒサ <small>印</small>	西白河郡矢吹町大字大和久	西白河郡矢吹町大字大和久	同同	野木 ツル <small>印</small>	同同	長尾 半次郎 <small>印</small>
右同	同同	西白河郡矢吹町大字大和久	西白河郡矢吹町大字大和久	同同	遠藤 要 助 <small>印</small>	同同	大竹 駒 雄 <small>印</small>
右同	同同	西白河郡矢吹町大字大和久	西白河郡矢吹町大字大和久	同同	同同	同同	藤田 熊五郎 <small>印</small>

同 遠藤 重三郎 酒井 寅三郎

同 岡崎 五郎平 同信夫村 塩田 辰吉

同 小針 金次郎 同川崎村 本柳 政吉

同 佐藤 安吉 同滑津村 水野谷 徳次郎

同 佐藤 末吉 同中畑村 青木 佐次郎

同 小針 金之助 同三神村 酒井 昇

同 円谷 徳太郎 同 酒井 喜与治

同 関根 平三郎 同 坂路 忠五郎

同 同 同 小針 孫右衛門

同 同 同 伊藤 平蔵

同 金沢 寅助 同滑津村 入江 新六郎

同 岩崎 留之助 岩瀬郡広戸村

同 真石 亀四郎 井上 孫次郎

同 江口 浅次郎 東京都赤坂区 山際 永吉

同 西白河郡三神村

加藤延成外三十六名代理

西白河郡矢吹町大字矢吹字西側四十番地

荒井平爾

福島県知事

平岡 定太郎殿

(氏名は上段から下段へつづく)

(県庁文書「明40岩瀬御猟場編入関係」抜粋)

二五三〔明治四〇年御猟場編入ノ件〕

福島県達第九号

西白河郡三神村 加藤 勇 助

外四百九十九名

明治三十九年八月三十日付御猟場編入ノ義願出之所今般御許可ノ

上特ニ殊勝ニ被

思召御当手トシテ本年一月ヨリ来ル明治五十年八月マテ毎年金六

百二十二円五十六銭五厘御下賜相成候条

左記ノ通り心得請書差出スベシ

明治四十年三月二十八日

福島県知事 平岡 定太郎 印

記

一御猟場編入期間中ニ於テ土地所有者ニ異動ヲ来スコトアリトス

ルモ本件編入ノ意志ハ其転得者ニ継承セシムルコト

〔町有「三神村^{県庁}人民願何届綴」抜粋〕

二五四〔大正六年御猟場継年季編入内諾の書状〕

拝啓愈御多祥奉賀候陳ハ貴町村御猟場継年季編入ニ関シテハ曩ニ

其筋ノ内論ニ基キ町村長其他有志各位ニ相諮リ候処今回全部ノ快

諾ヲ得五月末日願書ヲ其筋ニ進達致候ニ付不日何分ノ御沙汰可有

之候右ハ偏ニ熱誠ナル貴下御尽力之結果ニシテ深ク感謝ノ至リニ

不堪候茲ニ不取敢謝意ヲ表シ候

敬具

ヲ以テ十二月御下賜ノ管ニ候条御了知有之度此段及添申候也

大正六年六月二十日

〔町有「三神村郡 梶原人民願何届諭」抜粋〕

西白河郡長 丸野 実行

西白河郡書記 岡本 茂育

熊田 勘十郎殿

〔本町 熊田俊一家文書〕

二五六〔大正一一年中畑村御料地御獵場後援会由来記並会則〕

中畑村御料地御獵場後援会由来記並会則

大正十一年

中畑村御料地御獵場後援会

本村地内御料地及御獵場ト村民関係

経歴参考ノ為メ寸述

二五五〔大正六年三神村御獵場期間更新ノ示達〕

大正六年八月六日

西白河郡上席郡書記

三神町村長殿

貴町村民ヨリ岩瀬御獵場期間更新ノ義子テ出願ノ処今回別紙ノ通り示達相成候条交付有之度当手当金額ハ地租十分ノ二ノ外本県知事ヨリ特ニ其節ニ交渉ヲ重ネラレタル結果本郡区域ニ対シ金四百三十八円五十六銭二厘也特別御思召ヲ以テ増加相成候ニ付該地租額ニ割当ラレ候条夫々伝達ノ上右増加額ハ特別ヲ以テ御下賜相成候次第ニ付可成貴町村其本財産等ニ蓄積候様致度依命此段及通牒候也

追テ滑津村大字松崎、三神村大字明新堤ノ国有原野ニシテ開墾成功ノ結果払下可相成約百町歩ニ対シテハ地価設定済賦税アリタル場合ハ又同様手当金御下賜可相成管ニ有之尚本年度手当金ハ月割

一、現今本村地内ニ属セル御料林及御料地開墾田畑ハ往古旧幕ノ時代ヨリ明治ノ中頃ニ至ルノ間ハ鬱茂タル荒原ニシテ狐狼ノ巢窟ニ外ナラザリシモ明治十八年同十九年ニ渡リ皇室御料地ニ御編入相成タルハ齊シク古老ノ知ル処ナリ然ルニ明治二十二年ニ至リ県庁ニ御委託ナルヤ福島県庁ヨリ拙者御料地取締人ノ旨令ヲ受ケ拜命以來関係村民諸氏ノ援助ヲ得テ野火ヲ消防等彼此施設宜シキヲ得星霜茲ニ四十漸ク今日ノ現象ヲ見ルニ至レリ乃チ天然生樹木ノ成林面積実ニ三百余町歩ニ及ブベク田畑ニ於テハ明治二十三年前者ト相謀リ関係部落一戸当一反五畝歩ノ割合ヲ以テ部落共同拝借地出願ヲ指導シ其ノ許可ヲ得越テ明治三十二年ニ至リ林相ト草野トノ区域ヲ制定スルノ必要ヲ認メ同時田畑開墾地ト生草地トノ区域ヲ定メ右ノ希望者ニ対シ均等ノ割当ヲナスベク実地ノ測量ニ

幹施シ又出願ノ指導ヲ為シ許可ヲ得テ今日ノ整地ヲ見ルニ至レリ

二、明治二十五年同三十年ニ渡リ岩瀬御獵場拡張ニ際シ本村地内

モ御編入ノ許可ヲ得テ同御獵場ニ編入セラル時ニ拙者御獵場監守

ヲ拜命其ノ後御獵ノ実況ニ微シ萱地ノ狩獵ニ必要ナル事ヲ認メ是

ヲ其筋ニ具申シタルニ幸ニ時ノ主獵官米田虎雄殿其ノ意ヲ諒セラ

レ幾年モナクシテ数十箇所ノ萱地ヲ設置シ關係部落民ニ其ノ保護

ヲ託ス狩獵ニ資スベク保護ノ宜シキヲ得タル結果其ノ捨萱ヲ無償

下附ノ大恩典ヲ得タリ關係者ノ其ノ利益ニ僅少トセズ

一、其ノ他御料地ニ係ル諸願等ハ明治二十二年以降今日ニ至ルマ

デ尚其手続及ヒ指導等上ハ帝室御林野ノ御為メ下ハ關係吾人ノ福

祉ヲ熟慮シテ公私貢獻スルノ所存ナルモ評ハ見聞ノ諸士ニ任ス

経歴ノ略記如斯

大正十年 月 日

遠藤 重三郎謹識

後援会旨意

多幸ナル哉本村ノ地形タルヤ御料地ニ接続シ又御獵場ノ本村地

内ニ存スル為直接將間接ニ甚大ナル恩恵ニ浴シツ、アル今更余ノ

喋々ヲ要セスシテ關係村民ノ夙ニ熟知スル処也茲ニ至ツテ聊カ謝

恩ノ念ナカルベカラズ依ツテ關係村民協力同心後援会ヲ組織シ以

テ自省心ヲ向上シ右両御地ノ主旨ニ添ハント幸ニ貴下ノ諒解贊助

ヲ得バ幸甚何ゾ之ニ過ギン

△会ノ目的規約等ハ追テ關係者協議ノ上制定スルモノトス▽

大正十年十二月二十一日

遠藤 重三郎

西白河郡中畑村長

岡崎 長一郎殿

大正十年十二月二十一日付ヲ以テ遠藤重三郎氏ヨリ当村長殿ニ提

出書類ノ旨意ニ基キ茲ニ後援会則ヲ調整ス

大正十一年二月十日

發起人左ニ

佐藤 留四郎 佐藤 吉太郎 後藤 留十

水戸 捨吉 鈴木 寅次郎 仲島 馬次

田中 大吉 鈴木 勝太郎 岡崎 嘉助

遠藤 重太郎

御料地並ニ御獵場後援会組織ノ儀ニ付上申

本村ハ御料地並ニ御獵場ノ所存地トシテ畏クモ 皇室トノ御縁

故ヲ有シ村民一同ノ光榮トスル所ニ有之候然カノミナラズ本村民

ハ御料地内ヨリ農家必需品タル燃料及生草等直接間接多大ノ恩恵

ニ浴シ村民ノ幸福トスル所ニ御座候就テハ此ノ光榮及謝恩酬ヘン
トノ旨趣ニヨリ今般村民相謀リ別冊ノ如キ後援会ナルモノヲ組織
シ永ク御料地御獵場ノ御繁榮ヲ期シ以テ村民ノ誠意ヲ表示スル義
ニ有之候ニ付御局ノ御旨趣ニ随ヒ後援会ノ実績ヲ全カラシメ度候
条御諒解ノ上御指導アラン事ヲ小職ヨリ上申ニ及ビ候也

大正十一年十一月二日

福島県西白河郡中畑村長 岡崎 長一郎

帝室林野管理局長官

本 田 幸 介殿

式部職主筆課長

加 藤 内蔵助殿

緒 言

福島県西白河郡ノ東北隅ニ僻在シ水戸街道ノ起点ニシテ山野耕地
相半スル部落是レ我中畑村ナリ人口二千三百殆ント農桑ヲ以テ業
トス其ノ需要スル薪炭牧草ハ素ヨリ林野ノ恩恵ニ俟タザルベカラ
ズ故ニ昔時幕府時代ニ在リテハ官民有ノ別ナク便宜ノ山野ニ出入
シテ各自欲スル処ノ物ヲ得テ満足スルニ似タリ殊ニ春季ノ候ニア
リテハ生草ノ繁茂ニ資セシカ為メ年々歳々山野ニ火ヲ放チ以テ肥
料ニ替フ蓋シ之レ沿習ノ然ラシムル処敢テ否シマズ茲ニ至ッテカ
愛林ノ觀念等寸毫モ見ル事不能從テ盜伐濫伐ノ弊益々盛ナリキ故

ニ荒廢衰亡其極ニ達セントスルヤ有識ノ士心竊カニ之ヲ憂フテ止
マズ

然ルニ明治十年ニ至リ官民有ノ區別ヲ制定スベク実地踏査ノ結果
八幡原ノ中畑、大畑、須乘ノ旧三箇村ニ跨ルノ南原ノ三城目、須
乘、神田、大畑ノ旧四箇村ニ跨ルノ十軒原ノ中畑、松倉、泉崎、
大田川、踏瀬ノ旧五箇村ニ跨ルノ合シテ其面積一千五十町歩ハ
官有地トナリ又次テ明治十八、十九年ニ涉リ御料地ニ編入セラル
、ヤ宮内省下岩瀬郡笠石開墾事務所ノ支配トナリ同二十二年ヨリ
同三十年ニ至ルノ間福島県庁ニ御委託トナリ同三十年ヨリ同四十
年ニ至ル御料局宇都宮事務所ノ所轄ニ属シ同四十年ヨリ現今ニ至
ル帝室林野管理局ノ所轄トス此ノ間樹木ハ自然蔚蒼トシテ幽玄ナ
ル林相ヲ呈シ日尚ホ闊キ感アリテ昔日ノ杞憂此処ニ一変シタリ是
レ關係住民ガ御料地直接官吏ト相融和シテ協力一致御料地ノ大切
ナル事ヲ感得シテ森林ノ大切ヲ計ルノ賜ナリト言フベシ斯クテ漸
ク護木愛林ノ念ヲ増長シ官民自他有ノ別ナク濫伐盜伐等漸次ニ減
少ノ実ヲ著ケタリ此内中畑村地内ニ係ル御料地面積実ニ五百五十
町歩ニ達シ而シテ是等御料地ハ他ノ關係民地ト共ニ明治二十五年
以降御獵場ニ編入セラレ雉及ヒ兔ノ繁殖夥シク方今有数ノ御獵場
ヲ以テ目セラルムト同時ニ造林經營ヲ併セ行フテ自然生松樹ノ保
護及ヒ柵ノ植栽ニカム之レカ植栽ニ當ツテハ当中畑村民等雇ハレ
テ是レニ従事シ頗ル良好ノ成績ヲ現シツムアリ 懐フニ近来欧米

諸国トノ交通頻繁ナルト共ニ檢患ノ思想襲来シテ甚タ寒心ニ堪ヘザル者少ナカラス爰ニ於テ御料地並ニ御獵場ノ存在ヲ幸ニ益々忠君愛國ノ大本ニ基キ一指ナリトモ其ノ惡風ニ染メシメズ堅実ナル下級自治体ノ結合ヲ強メ純良ナル農村ノ特質ヲ發揮セント欲ス人動モスレバ勞スル事少クシテ夥多ノ報果ヲ収メントス一旦此厭勞放逸ノ念生ゼンカ終生救フベカラザルノ慘現象ヲ呈セシヤ必セリ爰ニ村内關係住民相謀リ後記ノ会則ヲ作成シ宮内省ノ御精神ヲ尊重シテ御料地並ニ御獵場ノ後援ニ勤メ其美德ヲ卒エテ他ニ被ラシメント欲ス蓋シ是レ裨益アル事ヲ信ズ

要スルニ只律文ノ□列ニアラズ先ヅ以テ実行ヲ尚ブ而耳爾後大ニ立文ノ改訂ヲ要スベキコトアルモ古往今来不朽ノ方針ヲ記セント欲シテ云爾

中畑村御料地御獵場後援會々々

第一章 總 則

第一 条 本會ハ左ノ事業ヲ営ムヲ以テ目的トス

一 御料地ノ野火消防

二 御料地内ニ猥リニ立入り草木ニ妨害ヲ加ヘントスル者

ノ防止

三 御料地ノ事業ニ係ル人夫所要ノ場合ハ充分便宜ト援助

ヲナス事

四 御獵場雉兔ノ繁殖ニ付テハ充分便宜援助ヲナス事

五 御獵場擴張及ヒ繼續ノ場合ハ充分便宜ト援助ヲナス事

六 前項ノ外必要ノ事發生ノ場合ハ可成便宜ト援助ヲナス事

第二 条 本會ハ中畑村御料地並ニ御獵場後援會ト称ス

第三 条 本會ハ当中畑村内ノ御料地並ニ御獵場ニ關係セル同

一意志ノ有スル村民ヲ以テ組織ス

第四 条 本會ノ区域範圍ハ中畑村内ノ御料地並ニ御獵場ニ從

来ヨリ關係セル部落民ノ住民ニシテ一戸ヲ構フルモノ

ニ限リタルコト

第五 条 本會ノ事務所ハ当中畑村大字中畑字本村百二十九

番地ニ置ク

第六 条 本會ノ存続年限ハ十一ヶ年トス

第二章 資 金

第七 条 本會ノ資金ハ會員各自出資シテ之ニ充ツル事

第八 条 本會創立ニ際シ顧問遠藤重三郎氏ヨリ金一百円ノ寄

附申出ニ對シ是ヲ採用シテ本會資金ニ編入ス

爾後寄附ノ申出アリ之ヲ採用シタル時ハ本會資金ニ

編入スルコト

第三章 機 関

第九 条 本會ハ左ノ役員ノ外ニ顧問ヲ設ク

一 会長 一名

二 副会長 一名

三 会計 一名

四 幹事 十名

五 組長 若干名

但シ顧問ハ中畑村長及本会ニ功勞アル者ニ限り推薦ス

第十条 本会ノ役員ハ任期ヲ滿三ヶ年トシ再選ヲ妨グズ

但シ組長ノ任期ハ此限ニアラズ

第四章 選舉

第十一条 本会員ハ五戸乃至十戸ノ内ニテ一組ヲ組織シ其組ニ

テ組長一名ヲ互選ス

第十二条 前項組長ノ互選ニ依テ役員ヲ設ケ顧問ハ第九条ニヨ

リ幹事ノ推薦ニ依ルモノトス

第五章 執行

第十三条 会長ハ本会ノ一切ヲ総轄ス

第十四条 副会長ハ常ニ会長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ

代理ス

第十五条 会計ハ金銭出納ヲ担任ス

第十六条 幹事ハ各般ノ協議ニ参与シ一部ノ業務ヲ担任スルコ

トアルベシ

第十七条 組長ハ其ノ組ノ事務ヲ処理スルモノトス

第六章 會議

第十八条 會議ハ會長議長トナリ會議法ハ町村會議ノ規則ニ準

拠スルモノトス

第十九条 本会ノ加入及ヒ能退ハ會議ノ議決ニ依ルモノトス

第二十条 本会ノ決議事項ハ凡テ決議録ニ登録保存スルコト

第七章 雜則

第二十一条 御料林盜伐犯人捜査ニ尽力シタルモノニ金一円以上

五円以下又ハ盜伐犯人探知シタルモノ其ノ他本会ニ功

勞アルモノハ金二円以上十円以下ノ賞金ヲ贈与ス

第二十二条 左ノ各項ニ相当スル犯行者ハ本会設置ノ揭示板ニ其

ノ氏名及ヒ犯行種類ヲ二十日間記載シ周知ノ方法ヲ取

ルモノトス

一 本則ニ違背シタルモノ

二 御料地御猟場ノ犯行者タルモノ

三 贓物ヲ運搬シタルモノ

四 犯人ヲ曲庇シタルモノ若シクハ悪意ヲ以テ虚事ヲ申告

シタルモノ

五 悪意ヲ以テ本則ニ反シ本則第十九条ノ議決ニヨリ脱会

ヲ命ジタルモノ

第二十三条 本則ニ規定セル制裁ハ精神上ノ結合ヨリ成立スル約

東ナレバ如何ナル理由アルモ不服ヲ唱フルコトヲ得ズ
第八章 附 則

第二十四条 本会ハ其筋ニ対シ左ノ各項ノ履行ヲ誓約ス

一 本会ノ規定ノ実行ヲ怠ラザルコト

二 其筋ノ諮問ニ答申スルコト

三 御料林枯損木風損木ノアル場合ハ直チニ係官ニ報知ス

ルコト

四 御料林損木ニ腐朽ノ恐レアルトキハ係官ノ命令ニ依リ

物件保管証ヲ差出スコトアルベシ

五 御料林ニ損害ヲ加エタルモノアルトキハ指定ノ賠償金

ヲ徴収シ期限内ニ納付スルコト

第二十五条 本会満期ニ至リ継続セザルトキハ資本金ヲ整理シ本

村小学校ニ残額全額ヲ寄附スルコト

但シ年期中解散ノ場合モ本条ノ寄附ヲ履行スルコト

第二十六条 本則ヲ改正セントスルトキハ帝室林野局管理局員ノ

同意ヲ受クルモノトス

右会則ノ各条異議ナキニツキ署名捺印スルモノ也

会長 小針 静雄 副会長 遠藤 重太郎

會計 仲島 馬次 幹事 佐藤 留四郎

幹事 佐藤 吉太郎 同 後藤 留十

同 水戸 捨吉 同 鈴木 寅次郎

同 田中大吉 同 鈴木勝太郎
同 岡崎嘉助

西白河郡中畑村長

岡崎 長一郎殿

〔中畑 小針頼晴家文書〕

二五七〔大正一四年岩瀬御獵場廃止官報〕

岩瀬御獵場廃止

官報第四〇〇三号 大正十四年十二月二十六日

宮内省告示第三十八号

大正十四年十二月三十一日限日光御獵場、岩瀬御獵場、天城御獵

場、段戸御獵場ヲ廃止ス

大正十四年十二月二十六日

宮内大臣 一木 喜徳郎

〔大14・12「官報」〕

二五八〔大正一四年国営獵区設定ニ関スル件〕

大正十四年九月十七日

農林次官阿部寿準 発宮内次官 関屋貞三郎 宛

件名

日光、天城及岩瀬ノ各御獵場ハ近ク貴省ニ於テ解除相成哉ニ及開

二五九〔矢吹国营獵区案内並入獵区規定〕

矢吹国营獵区案内

矢吹国营獵区事務所

一、入獵手続

本獵区に入獵希望の方は狩獵日の四日前迄に狩獵免許状写に電信返信料金三十銭を添えて獵区事務所に御申込下さい。

申込人員が規定の人員を超過した場合には本獵区事務所で狩獵日の三日前に抽籤を行い狩獵者を決定して御通知しますから承諾の通知を受けたる方は狩獵日の前日午後四時迄に料金十五円を現金か郵便為替を以てお納め下さい。

二、鳥類捕獲制限

キジ及ヤマドリは一人一日合計七羽、カモは三羽に限りませす。但し雌キジ及雌ヤマドリは捕獲する事は出来ませせん。

三、開獵日

毎年十一月一日から翌年二月末日迄の毎日曜日に開獵します。

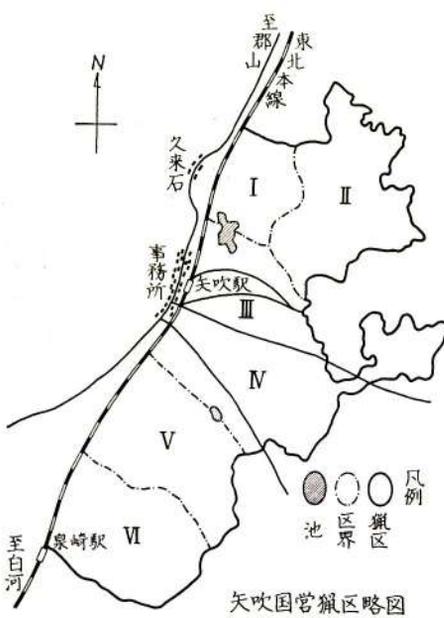
十一月 七日、十四日、二十一日、二十八日
十二月 五日、十二日、十九日、二十六日

一月 二日、九日、十六日、二十三日、三十日

二月 七日、十四日、二十一日、二十八日

四、沿革

矢吹国营獵区の場所は以前からキジが非常に多かったところで明治二十四年宮内省が此の地に岩瀬御獵場を設けられて以来年々御獵の際に其の主要獵鳥たるキジを多数に獵獲せられて居りましたが大正十四年十二月に日光、天城兩御獵場と共に解除せらるることになりましたので農林省では此の地域は我国特産狩獵鳥類を目的とする特別の獵場であるから之を永く保存して置くことは獵政上から見ても最適当なことを認めまして之が方策として国营獵区設立の計画を定め大正十五年十一月一日狩獵法第十四条に依り矢吹国营獵区を設立したものであります。



五、順路

東北本線矢吹駅で下車すると矢吹の町であります。矢吹国営猟区事務所はこの町の停車場のすぐ近くにあります。猟場も亦事務所旅館等から便利の位置に有ります。

六、旅館

旅館は筑前屋、古川屋、蔦屋、とみ屋、今出屋があります。宿泊料は一泊二、三円から五円見当で各旅館共協定してあるそうです。

矢吹国営猟区入猟規程

第一章 事務所ノ位置及猟区ノ区域

第一条 猟区ノ事務所ハ福島県西白河郡矢吹町大字矢吹字小

山一七番地ニ之ヲ置ク

第二条 本猟区ノ区域ハ福島県西白河郡矢吹町ノ内鉄道省東

北本線線路以東、同郡中畑村ノ内大字大畑字赤羽下五九番地ヨリ大字中畑字風呂向一二三番地ニ至ル道路

及東北本線線路以東、同郡川崎村ノ内東北本線線路

以東泉川以北ノ地域一円並同郡三神村大字三城目字竹ノ内、中丸、中丸山、鴨田浜地池、行人山、笹子山、

箕輪、牡丹平、天保山、北入山、勝五郎久保、出合赤

坂、堀口馬番、赤池上、七々作九、一〇、一〇ノロ、

一一一合、一四ノ各地番、山崎二五乃至二九、三一ノ各地番、高井作一、二ノイ号、二ノロ号、三乃至八、

九、一〇、一一ノ各地番、五輪平、角窓内、笹平、兵衛塚、寺隠、沢尻原、前耕地原、大字須乗字一木木、

大佐久田、愛宕山、愛宕原、藤兵衛、下町四番地ノ一、田出山、館後、浦里、上町、田種山一五ノ二、

一八乃至二四ノ各地番、前山、一、二ノ各地番、大字神田字赤池東原、赤池西原、後原、東後原及岩瀬郡鏡

石村大字笠石字雷神前(三一、三二、三三ノ一、三三ノ各地番ヲ除ク)、笠池上、愛宕下(三七、三八、三九ノ各地番ヲ除ク)鳥番、蓮池下(一ノ一乃至一ノ五、

二、四、四ノ一、五、六ノ一、六、七、九、一〇、一〇ノ一、一一乃至一六ノ一、一六ノイ、一七乃至二

二、二四、二五ノイ、二五ノ一、二六ノイ、二六ノ一、二七ノ一、二七ノロ、二八、二九、三〇ノイ、三

〇ノ一、三三、三三ノイ、三四、三五ノイ、三五ノ一、三五ノ三、三五ノ四、三六、三七、三八、三八

ノ一、四〇乃至四四ノイ、四九乃至四九ノ二、五〇ノイ、乃至五四ノ二、五八ノロノ各地番ヲ除ク)蓮池西

(一ノ三、二乃至四、四ノ一、五ノ一乃至五ノ五、六

ノ一、七、八、九、一〇ノ一乃至一〇ノ四、一一ノ三

乃至一ノ五、一三ノイ、一四ノ二ノ一、一四ノ二ノ二、一六ノイ、一六ノ二、一八ノ一、一八ノ五ノ各地番ヲ除ク) 大山(二ノ一乃至二ノロ、二ノ六乃至二ノ二六、七ノ一乃至七ノ九、八ノ一乃至八ノ二二、八ノ二八、八ノ二九ノ各地番ヲ除ク)、遠木田(一乃至四二ノ五、四五ノ二乃至七六、七九乃至八一、八三乃至八六、八七乃至一〇五、一〇七乃至一二三、一二五乃至一三八ノ一、一三八ノ三、一三八ノ六、一三九ノ一、一三九ノ二、一三九ノ四、一三九ノ五、一三九ノ七、一四〇ノ二、一四〇ノ五乃至一四一ノ三ノ各地番ヲ除ク)、高屋敷(一乃至五、一四、二ノ六、四ノ五、五ノ一六乃至五ノ二二、九ノ一乃至九ノ一九ノ各地番ヲ除ク)、前田一ノロ、九、一〇、一一ノ二、一二、一三、一四、一八乃至二〇、二一ノイ、二二ノロ、二二乃至二四、二八、二九ノ各地番、向田一、二、三ノ三、三ホノ一、三ホノ二、三ホノ乙及丙、三ノハ、三ノ二、四乃至六、七ノロ、八乃至一二、一三イ、一三ノ一及二、一四乃至二四、二四乙、二五イ及ロ、二六イ及ロ、二七乃至三〇、三一イ及ロノ各地番、川崎一九、二〇、二一、二三乃至二七、二八ノ一、二九、二九ノ乙、三〇、三八、三九、三九ノ乙、六六、六七ノ一及

二、六八ノ一及二ノ各地番、山崎六、七、一五、一七、二四、四五、四六、四八、四九、五一、五四ノ二及丙、五五乃至五八、六〇、六一、六六乃至六八、七二、七六、七八乃至八三、八八乃至九〇、八八ノ二、九三乃至一〇二、九六ノ乙及丙、一〇三ノ一乃至三、一〇四ノ一及ロ、一〇五、一〇六、一〇六ノロ、一〇七ノイ、一〇八乃至一二三、一〇八ノ乙、一一二ノ二、一一二ノ乙、一一九、一二五、一二五ノ乙、一二六ノロ、一二七ノ一乃至一二、一二八ノ二及三ノ各地番、水湛(二四及三三ノ二ノ各地番ヲ除ク) 大松前二、三、七、一〇、一一ノ各地番、下成界一番地、後戸内三〇、三一ノ各地番、前後内一乃至三ノ各地番、横山一、三乃至六ノ各地番、堀米一、二、一一ノ各地番、大字成田字五輪平一乃至三、三ノ乙、四、五ノ二及イ、六乃至一二、一三ノ一及二、一四乃至二〇、二〇ノ乙、三一、三二ノ一乃至三ノ各地番、宮田一三五乃至一六六、一五六ノ一、一五九ノ乙、一六四ノ乙及二、一六六ノ一ノ各地番、西原一ノ一、一ノ二ノ各地番、池向一番地、大字久来石字堀向一、二、三ノ二、四、五ノロ、六ノ二、七ノ二、二九ノ二、三十一ノ二、三二ノロ、六二ノ二、七二、七三ノロ、七四乃至七

七、七八ノ二、七五ノ二及三ノ各地番トシ木標ヲ以テ
分界シ制札及猟区案内図ヲ建テ之テ表示ス

第二章 狩猟ニ関スル制限

第三 条 狩猟日ハ毎年十一月一日ヨリ翌年二月末日迄ノ間ノ

毎日曜日ニ之ヲ制限ス但シ己ムヲ得ル事情アルトキハ
臨時之ヲ変更スルコトアルヘシ

前項但書ノ場合ニ於テハ少クトモ五日前ニ本猟区事務
所ノ揭示板及官報ニ之テ合告ス

但シ緊急己ムヲ得サル場合ニ於テハ官報ニヨル公告
ハ之ヲ省略スルコトアルヘシ

第四 条 狩猟者ノ人員ハ一日十二人ニ之ヲ制限ス

第五 条 雌きじ及雌やまどりの捕獲ハ之ヲ禁止ス

第六 条 捕獲シ得ヘききじ及やまどり及かもノ員数ハ一人一

日ニツキきじ及やまどりニ在リテハ合計七羽かもニ在
リテハ三羽ニ之ヲ制限ス

第七 条 猟具ハ十二番以下ノ小口径ノ単発銃及二連銃ニ之ヲ

制限シ猟犬ノ使用ハ之ヲ禁止ス

第八 条 左ノ溜池ニ於ケル狩猟ハ之ヲ禁止ス

大 池 西白河郡矢吹町大字矢吹字大池下堀北一
ノロ

釜 池 同郡同町大字中畑新田字南釜一〇五ノロ

牡丹池 同郡中畑村大字中畑字大久保一ノロ

松房池 同郡同村大字同字釜ヶ入一二〇

中久保池 同郡同村大字松倉字中久保四七

第九 条 本猟区ノ区域ハ之ヲ第一乃至第六狩猟区ニ分チ木標

ヲ以テ分界表示シ狩猟日毎ニ其ノ半数ノ狩猟区ニ対シ
抽籤ヲ以テ狩猟者ニ割当ツ

前項ノ狩猟者ヲ割当ツヘキ狩猟区ノ決定ハ本猟区事務
所長之ヲ行フ

第十 条 狩猟者ハ本猟区ノ見回ノ案内ニ依ルノ外狩猟スルコ

トヲ得ス

第十一 条 狩猟者ハ予備銃ヲ携帯シ又ハ一人ヲ超ユル従者ヲ随

伴スルコトヲ得ス

第三章 入猟申込及入猟承認

第十二 条 本猟区ニ於テ狩猟セントスル者ハ狩猟日ノ四日前

(水曜日)迄ニ狩猟免許状写ニ電信返信料三十銭ヲ添ヘ
書面ヲ以テ本猟区事務所ニ申込ムヘシ

第十三 条 前条ニ依ル申込者ノ員数第四条ノ制限ヲ超過シタル

トキハ本猟区事務所長ハ狩猟日ノ三日前(木曜日)午
前十時ニ本猟区事務所ニ旨テ猟区職員二名以上立合ノ
上抽籤ヲ行ヒ狩猟者ヲ決定シ直ニ電信ヲ以テ申込者ニ

狩猟ノ諾否(被承諾者ニハ入猟現程ヲ送付ス)ヲ通知

ス

申込者ノ員數第四条ノ制限ヲ超過セサルトキハ直ニ申込者ヲ狩猟者ニ決定シ且ツ爾後ノ申込者ニ対シテハ申込順ニ依リ定員ニ充ツル決狩猟者ト決定シ前項ノ規定ニ準シ申込者ニ通知ス

第十四条 前条ノ抽籤ハ方一尺ノ木製函ノ一側ニ直径三寸ノ孔ヲ穿ケタルモノニ、申込順ニ依ル番号ヲ記載シタル木片ヲ容レ事務所長其ノ中ヨリ先宛十二枚ヲ引出シ其ノ番号に該当スヲ申込者ヲ以テ狩猟者ト定ム

第十五条 狩猟申込者ハ本猟区事務所長ニ申出テ抽籤ニ立合フコトヲ得

第十六条 本猟区ハ承認料ヲ一人一人ニ付キ十五円トス

第十七条 第十三条ノ規定ニ依リ承諾ノ通知ヲ受ケタル者ハ狩猟日ノ前日午後四時迄ニ承認料ヲ現金又ハ郵便為替ヲ以テ本猟区事務所ニ納付スヘシ

前項ノ納付ヲ為ササルトキハ其ノ承認ヲ無効トス
 第一項ノ規定ニ依リ納付シタル承認料ハ本猟区ニ旨テ狩猟日ヲ變更シタル場合ノ外之ヲ返付セス

第十八条 狩猟法第十二条第一項ノ許可ヲ受ケタル者本猟区ニ

於テ鳥獸ヲ捕獲セムトスルトキハ鳥獸捕獲許可証寫ニ通信料ヲ添ヘ捕獲日ヲ指定シ且ツ其ノ捕獲ノ目的ニシ

テ學術研究又ハ本害鳥獸驅除ニ非サルモノニアリテハ
 第十六条ノ承認料ヲ添ヘ本猟区事務所ニ申込み入猟ノ承認ヲ受クヘシ

第四章 入猟並退猟

第十九条 第十七条ノ規定ニヨリ承認料ヲ納付シタル狩猟者ハ入猟用日午前久時ヨリ同十時迄ノ間ニ本猟区事務所ニ出頭シ猟狩免状ヲ呈示シタル上本猟区事務所長ヨリ狩猟区並案内ニ関スル指示ヲ受ケ様式第一号ニ依ル承認証様式第二号ニ依ル入猟徽章及猟区案内圖ノ交付ヲ受クヘシ

前二項ノ規定ニ依ル承認証ハ左ノ場合ニ於テハ之ヲ交付セス

一、入猟ヲセントスル者承認証ノ名義人ニ非ラサルトキ

二、承認証ノ交付ヲ受ケントスル者ノ氏名ト独猟免状又ハ鳥獸捕獲許可証ノ氏名ト符合セサルトキ

第二十条 入猟者ハ入猟中狩猟免状又ハ鳥獸捕獲許可証ノ外承認証ヲ携帯スヘシ入猟者ハ本猟区事務所長又ハ監守ヨリ承認証ノ提示ヲ求めラレタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十一条 本猟区事務所及監守ニハ様式第三号ニ依ル事務所長

証票ヲ携帯セシメ且様式第四号ニ依ル事務所長徽章又ハ監守徽章ヲ佩用セシム

第二十二條 本猟区ニ見回十二人ヲ置キ第十七條又ハ第十八條ノ

規定ニ依ル承認料ヲ納付シタル入猟者ニハ一人ニ付一

人ヲ付シ無料ニテ入猟者案内ニ従事セシム

前項以外ノ入猟者ニシテ本猟事務所長ニ於テ見回ヲ附

スルノ必要アリト認メタルトキハ之ヲ附シ見回一人一

日ニ付案内料金三円ヲ納付セシム

前二項ノ見回ニハ様式第五條ニ依ル見回徽章ヲ佩用セ

シム

第二十三條 入猟者従者ヲ随伴セムトスルトキハ其ノ旨ヲ本猟区

事務所ニ申出テ様式第六号ニ依ル従者徽章ノ交付ヲ受

クヘシ

第二十四條 入猟中入猟者ハ入猟徽章ヲ従者ハ従者徽章ヲ左胸部

ニ佩用スヘシ

第二十五條 入猟者ハ猟区内ニ於テ濫リニ焚火ヲ為シ又ハ農作物

若クハ竹木等ヲ損傷スヘカラス

第二十六條 承認証、入猟徽章ヲ亡失シタルトキハ入猟者ハ直ニ

本猟区事務所ニ届出テ其ノ再交付ヲ受クヘシ

前項ノ徽章ヲ亡失シタル者ハソノ実費一円ヲ納付スヘ

シ

第二十七條 入猟者退猟セントスルトキハ其ノ捕獲シタル鳥獸ノ

種類別員數ヲ承認証ノ裏面相当欄ニ記入シ入猟徽章及

従者徽章ト共ニ本猟区事務所ニ返納スヘシ

第五章 違反者ニ対スル處置

第二十八條 狩猟者第五條乃至第十一條ノ制限ニ違反シタルトキ

ハ直ニ退猟ヲ命シ左ノ區別ニ従ヒ過怠金ヲ徴取シ尚違

反行為ニ因リテ捕獲シタル鳥獸ハ之ヲ没収ス

一、第五條又第六條ノ規定ニ違反シタルトキ 一羽ニ

付三円

二、第七條乃至第九條ノ規定ニ違反シタルトキ

十円

三、第十條又ハ第十一條ノ規定ニ違反シタルトキ

五円

第二十九條 第二十條又ハ第二十四條若クハ第二十五條ノ規定ニ

違反シタル者ハ直ニ退猟ヲ命スルコトアルヘシ

第三十條 第五條希至第十一條又ハ第二十七條ノ規定ニ違反シ

タル者ニ対シテハ次回ヨリ其ノ入猟ヲ拒絶スルコトアルヘシ

〔町 有〕

二六〇〔昭昭六年矢吹会々則〕

第一章 総 則

第一条 本会ハ矢吹会ト称シ矢吹国営猟区、三神、中畑、滑

津三村営猟区入猟者及猟区関係者ヲ以テ組織ス

第二条 本会ハ事務所ヲ東京市（日本銃砲店及内山銃砲店）

内ニ置キ支部ヲ福島県矢吹町今出屋旅館、同筑前屋旅館、同古川旅館内ニ置ク

第三条 本会ハ会員相互ノ親睦、狩猟道德ノ向上、猟区制度

ノ改善ヲ図ルヲ以テ目的トス

第二章

第四四 条 本盛員ノ分チテ次ノニ種トス

一、正 会 員

一、名誉会員

正会員ハ会費毎年二円ヲ納入スルモノトス、名誉会員ハ幹事会ノ決議ヲ經テ会長之ヲ推薦ス

第五 条 本会員タラントスル者ハ会員ノ紹介ニヨリ申込ムモ

ノトス

第六 条 会員ニシテ会ノ体面ヲ汚損スル者、又ハ一ケ年以上

会費ノ経入ヲ怠リタル者ハ總會ノ決議ニ依リ除名スル

コトアルベシ

第三章 役 員

第七 条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク何レモ名誉職トス

一、会長 一名

一、幹事 八名以内

第八 条 本会ニ相談役並ニ評議員若干名ヲ置ク

評議員ハ幹事会ノ決議ニ依リ会長之ヲ推薦ス

相談役ハ会長之レヲ囑託ス

第九 条 役員ハ總會ニ於テ選任シ其任期ハ一ケ年トス、但シ

再選スルモ妨ケナシ

第十 条 会長ハ本会ヲ統轄シ會議ノ議長タルモノトス、会長

事故アルトキハ常任幹事之レヲ代理ス、常任幹事ハ幹

事ノ互選ニ依ル、内一名ヲ會計主任トス

第十一 条 評議員ハ本会ノ重要事項ニ付会長ノ諮問ニ応スルモ

ノトス

第四章 総 会

第十二 条 定期總會ハ毎年春季之ヲ招集シ役員改選、會計及ビ

事務報告其ノ他重要案件ヲ議定ス

第十三 条 總會ノ決議ハ出席議員ノ過半数ニ依ル、可否同数ナ

ルトキハ議長之ヲ決ス

第五章 会 費

第十五 条 本会ノ経費ハ会費及寄附金ヲ以テ之ニ充ツ

第十六条 本会ノ会計年度ハ毎年三月一日ヨリ翌年二月末日ニ

終ルモノトス

附 則

第十七条 本会々則ハ昭和六年三月八日ヨリ施行スルスノトス

役 員

会 長

光永星郎

常任幹事

山羽幸平

同

塚田 貢

同會計主任

市川信幸

幹 事

川建馨一

同

尾崎芳次郎

同

莊 信三

同

平井光三郎

同

内山寿男

評 議 員

森村金治

同

鈴木徳太郎

同

大野富則

同

寺井源吾

同

飛垣包満

同

安積伊二郎

同

富岡耕一

同 中里 栄四郎

同 荒木 宗吉

同 小俠 英彦

同 野村 正義

同 安藤 秀吉

同 小久保 松保

同 太田 秀虎

同 野口 皖司

同 浜田 文次

同 小銅 吉堯

同 渡辺 富士松

相 談 役

同 矢吹国営猟区管理所長 酒井 愛武

同 三 神 村 長 酒井 寅三郎

同 中 畑 村 長 蛭田 三之丞

同 滑 津 村 長 鈴木 新造

同 矢 吹 町 長 仲西 三良

同 渡 辺 宗 吉

同 牧 野 泉

同 堀 川 忠三郎

同 江 原 善雄

名誉会員

- 伯爵 加藤 厚太郎
- 伯爵 曾我 裕邦
- 工学博士 子爵 大河内 正敏
- 農林省畜産局長 村上 竜太郎
- 農林省畜政課長 長森 貞夫
- 農学博士 農林技師 内田 清之助
- 福島県狩猟技手 渡辺 喜三

嘱託監守服務規程

第一条 嘱託監守ハ専任監守トノ連絡ヲ保持シ左記事項ノ取

締ニ従事スベシ

一、萱場ノ保護督励ニ関スル件

一、萱場火入、刈取等ノ現場監督ニ関スル件

一、密猟(特ニ兎罌)ノ取締ニ関スル件

一、雉ノ繁殖期ニ於ケル採卵行為ノ取締並ニ雉類保護

思想ノ啓蒙督励ニ関スル件

一、其ノ他臨時所長ノ指令事項

第二条 前条ニ抛ル嘱託監守ノ取締区域ハ便上出ル左ノ如ク

定ム

区域	担当者	備考(専任監守)
第一区	藤 島 平 藏	関 根 安 藏
第二区	酒 井 岩 寅 三 助	長 谷 川 宇 太 郎
第三区	藤 井 文 之 助	大 野 俊 平
第四区	佐 久 間 佐 一 郎	小 針 定 三 郎
第五区	青 柏 木 村 善 虎 次 郎	遠 藤 正 見
第六区	井 佐 戸 沼 藤 敬 正 太 郎	本 柳 馬 吉

第三条 嘱託監守第一条ニ抛ル取締リ又ハ督励ニ従事シタル

トキハ左記様式ニ依ル書面テ以テ直ニ之ヲ所長ニ報告

スヘシ

勤務報告書

一、勤務月日 何月 何日

一、取締又ハ督励事項何々ニ関スル件

一、取締状況、督励事項ニアリテハ其ノ執行シタル具体的方法

右及報告候也

年月日

何 某印

矢吹国営猟区事務所長殿

入猟申込書

来月 日 日曜日ニ貴猟区ニ入猟致度候間（電報）返信
料金 錢及狩猟免状写相添へ此段申込候也

大正年月日

中畑村猟区管理者 岡崎長一郎殿
府 郡市 村町 番地

〔中畑 遠藤弥七郎家文書〕

二六一〔昭和六年矢吹猟区案内〕

昭和六年度矢吹国営猟区及三神、中畑、滑津村猟区案内

十二月	十一月	国営及三神	開猟日 全猟区共(日曜日)
二二一六 七〇三 日日日	二二一八 九二五 日日日	中畑	
二二一 七〇三 日日日	二二八 二五 日日日	滑津	

計	二月	七年一月
一八日	二二一七 八四日日	三二一一三 四七〇 日日日
一〇日	二一四 日日	一一七〇 休日日
一〇日	二一七 一四日日	一一七〇 休日日

承認料

国営猟区 金十五円
中畑村猟区 金十二円

入猟人員

国営猟区 十二人
中畑村猟区 十二人
滑津村猟区 十二人

捕獲制限

国営猟区 十一月、十二月中ハ雄雉子五羽雌雉子二羽計七羽、二月中ハ従前通雄雉子七羽
中畑村猟区 雄雉子七羽(ヤマ鳥制限ナシ)
滑津村猟区 雄雉子七羽

従者

各猟区共 一人
国営猟区使用禁止、三神、中畑、滑津共一頭限り

申込締切

国営 三神、中畑、滑津(水曜日)
中畑、滑津(水曜日)

戲籤日

国営 三神、中畑、滑津(水曜日)
中畑、滑津(水曜日)

〔備考〕滑津村猟区ハ目下申請中即日迄ニ許可ノ見込ニ

上野発

午前 五、二〇 午前 一〇、四二 午後 一一、一四 午前 五、〇〇

矢吹着

午後 七、二〇 午後 〇、三九 午前 〇、一四 午後 五、三七

上野発

午後 九、三〇 午前 三、一〇 午後 五、一六 午後 九、五〇

矢吹着

午後 一、三〇 午後 四、五一 午後 六、五二 午後 〇、毛〇

上野発

午後 一、二〇 午後 七、〇二 午後 八、一七 午後 一、三七

矢吹着

午後 三、〇五 午前 八、三五 午後 一、〇〇 午後 三、四〇

二六二〔昭和七年全国猟区世帯調〕

〔資料〕全国猟区の世帯調べ（昭和七年度農林省発表）

八、三〇	一、四九	二、四〇	七、五四
一〇、二五	三、四九	四、三〇	九、五四
一一、〇〇	四、三六	六〇四	一一、一五
一一、三〇	五、三七		

上野、矢吹間汽車賃片道
 自動車料金六十銭（但シ中畑、三神事務所迄一人）
 〔本町 仲西正次家文書〕

府県	猟区名	開猟日数	開猟回数	申込者数	入猟者数	捕獲鳥獣数	収入	支出	利益	算(円)	損失
岩手県	気仙郡広田村	三	二六	三四	三四	きじ二三 かも一五	一七〇	一七〇	〇	一六三	一
同	柴波郡長岡村	六	二六	一九	一九	きじ八五 やまどり三	一七〇	一七〇	〇	一六三	一
宮城県	松島	二四	一四	三〇	三〇	きじ二三 かも五	一五〇	一〇〇	五〇	一〇〇	五〇
秋田県	南秋田郡南磯村	三	三	六	六	きじ三	一五〇	一〇〇	五〇	一〇〇	五〇
同	仙北郡南橋岡村	甲種 三	三	三	三	甲種 かも三	一五〇	一〇〇	五〇	一〇〇	五〇
同	由利郡象潟町	三	三	三	三	兔三	一五〇	一〇〇	五〇	一〇〇	五〇
同	由利郡上浜村	甲種 三	三	三	三	きじ〇	一五〇	一〇〇	五〇	一〇〇	五〇
同	由利郡上猟村	三	三	三	三	きじ一四 やまどり二五 かも三 兔三	一五〇	一〇〇	五〇	一〇〇	五〇
同	南秋田郡北浦町	三	三	三	三	きじ一五	一五〇	一〇〇	五〇	一〇〇	五〇
山形県	念珠関村	三	三	三	三	きじ一六 やまどり三	一五〇	一〇〇	五〇	一〇〇	五〇
同	北村山郡東郷村	三	三	三	三	きじ七 やまどり三	一五〇	一〇〇	五〇	一〇〇	五〇
同	北村山郡高崎村	三	三	三	三	きじ七 やまどり三	一五〇	一〇〇	五〇	一〇〇	五〇
福島県	矢吹（国営）	三	三	三	三	きじ七 かも一 兔三	一五〇	一〇〇	五〇	一〇〇	五〇

同	同	神奈川	同	同	東京府	同	同	同	同	同	千葉県	同	同	同	同	同	同	同	同	同	埼玉県
高座郡海老名村	津久井郡鳥屋村	津久井郡牧野村	西多摩郡戸倉村		東京市葛西	大島岡田村	夷隅郡老川村	長生郡西村	江戸川	東葛飾郡行徳町	東葛飾郡浦安町	鬼洺山	大原郡小原村	北足立郡草加町	南埼玉郡出羽村	南埼玉郡蒲生村	南埼玉郡川柳村	同	同	同	北葛飾郡戸ヶ崎村
三	三	三	三	甲種	六	六	七	七	七	七	八	一八	一六	同	同	同	狩	三	三	三	三
三	八	一四	三	三	六	六	七	七	七	七	七	一三	一六	同	同	同	狩	三	三	三	三
三	八	一四	三	三	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	三	三	三	停	六	停	停	一七
三	八	一〇	三	三	一〇	三	三	三	三	三	三	三	三	止	止	七	止	三	止	三	一七
しき六	やまどり三	やまどり三	きじ六	きじ六	きじ二	きじ二	きじ六	きじ六	きじ六	きじ六	きじ六	やまどり一	はと八五	きじ三	きじ三	きじ三	きじ三	きじ三	きじ三	きじ三	七
ばん一〇	はと四	はと四	ばん四	ばん四	ばん四	ばん四	ばん六	ばん六	ばん六	ばん六	ばん六	ばん六	ばん六	ばん八	ばん五	ばん五	ばん五	ばん五	ばん五	ばん五	はと
はと四	はと四	はと四	はと四	はと四	はと四	はと四	はと四	はと四	はと四	はと四	はと四	はと四	はと四	はと四	はと四	はと四	はと四	はと四	はと四	はと四	はと四
六九	二四	三〇	一四〇	四八	一六	二六	〇	七	七	七	七	一五	四	一五	九	九	四九	一七	四九	三〇	八五
一七	四七	三三	一三三	四八	一〇〇		二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二四
三三	一六	三八	八	六	二六		五〇	一三七	一三七	一三七	一三七	六五	四	六	六	六	三	三	三	三	六二

二六四〔昭和九年矢吹町猟区入猟規程〕

福島県西白河郡矢吹町猟区入猟規程

第一章 事務所ノ位置及猟区ノ区域

第一条 本猟区ハ事務所ヲ福島県西白河郡矢吹町大字矢吹字西側四十番地矢吹町役場ニ置ク

第二条 本猟区ノ区域ハ西白河郡矢吹町ノ内本町ト同郡中畑村トノ境界線ト東北本線トノ交叉点トシ矢吹町ト中畑村トノ境界線ヲ西南ニ走り同郡川崎村及信夫村ト矢吹町ノ境界線ヲ北東ニ沿ヒ隈戸川ニ至リ同川ノ流レニ従ヒ岩瀬郡ト西白河郡ト境界線ヲ東ニ東北本線ニ至リ同線ヲ南ニ沿ヒ基点ニ至ル線ヲ周マレタル地域一円トシ木標ヲ以テ分界シ制札及猟区案内図ヲ建テ之ヲ表示ス

第二章 狩猟ニ関スル制限

第三条 本猟区ハ狩猟日ヲ毎年十二月一日ヨリ翌年二月末日迄ノ毎日曜日ニ制限ス但シ己ムヲ得サル事情アルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ケ臨時狩猟日ヲ變更スルコトアルヘシ

前項但書ノ場合ニ於テハ少クトモ七日前ニ本猟区事務所ノ揭示板ニ之ヲ公告ス

第四条 本猟区ハ狩猟者ノ員数ヲ一日三人ニ制限ス

第五条 本猟区ハ狩猟者ニ対シ雌雉ノ捕獲ヲ禁止ス

第六条 本猟区ハ狩猟者ニ対シ其ノ捕獲シ得ヘキ雉ノ員数ヲ一人一日ニ付合計五羽ニ制限ス

第七条 本猟区ハ狩猟者ニ対シ猟具猟法ヲ左ノ如ク制限ス

一、銃器以外ノ猟具ノ使用ヲ禁止ス

二、銃器ヲ口径十二番以下ノ単発及二連銃ニ制限ス

三、猟犬ノ使用ヲ一人一頭ニ制限ス

第八条 本猟区ハ狩猟者ニ対シ大字矢吹字柳堀込百三十三番ノ一及同字百三十三番ノ三（面積参反二畝歩）ニ於ケル鳥獸ノ捕獲ヲ禁止ス

前項ノ区域ハ木標ヲ以テ分界シ制札ヲ建テ之ヲ表示ス狩猟者又ハ其ノ従者ハ第一項ノ区域ニ立入り若ハ其ノ区域内ニ於ケル鳥獸ヲ駆逐シ又ハ駆逐セシムルコトヲ得ス

第九条 本猟区ハ狩猟者ニ対シ像備銃ノ携帯ヲ禁止シ随伴シ得ヘキ従者ノ員数ヲ一人ニ制限ス

第三章 入猟申込及入猟承認

第十条 本猟区ニ於テ狩猟セントスル者ハ狩猟日ヨリ四日前

水曜日迄ニ狩猟免状写ニ通信料金三錢（電信通知ヲ希望スル者ハ金三〇錢）ヲ添ヘ書面ヲ以テ本猟区事務所ニ申込ムヘシ

第十一条 前条ニ依ル申込者ノ員数第四条ノ制限ヲ超過シタル

トキハ本猟区管理者ハ狩猟日ヨリ三日前木曜日午前十時ニ本猟区事務所ニ於テ猟区役員二名以上立会ノ上抽籤ヲ行ヒ狩猟者ヲ決定シ直ニ郵便(電信)ヲ以テ申込者ニ狩猟ノ諾否(被承諾者ニハ入猟規程ヲ送付ス)ヲ通知ス申込者ノ員数第四条ノ制限ヲ超過セサルトキハ直ニ申込者ヲ狩猟者ト決定シ前項ノ規定ニ準シ申込者ニ通知ス

第十二条 前条ノ抽籤ハ申込順ニ依ル番号ヲ記載シタル金屬製

ノ丸形籤ヲ陪審法用抽籤器ニ容レ容器ヲ回転シテ之レヲ攪拌シタル後管理者其ノ中ヨリ籤一箇宛別出シ其ノ番号ニ該当スル申込者ヲ以テ狩猟者ト定ム

第十三条 狩猟申込者ハ本猟区管理者ニ申出テ抽籤ニ立会フコトヲ得

第十四条 本猟区ハ承認料ヲ一人一日金十五円トス

第十五条 第十一条ノ規定ニ依リ承諾ノ通知ヲ受ケタル者ハ狩猟日ノ前日午後四時迄ニ承認料ヲ本猟区事務所ニ納付スヘシ

前項ノ納付ヲ為ササルトキハ其ノ承諾ヲ無効トス

第一項ノ規定ニ依リ納付シタル承認料ハ本猟区ニ於テ狩猟日ヲ変更シタル場合ノ外之ヲ返付セス

第十六条 独猟法第十二条第一項ノ許可ヲ受ケタル者本猟区ニ

於テ鳥獸ヲ捕獲セムトスルトキハ鳥獸捕獲許可証ヲニ通信料ヲ添ヘ捕獲日ヲ指定シ且其ノ捕獲ノ目的ニシテ學術研究又ハ有害鳥獸駆除ニ在ラサルモノニ在リテハ第十四条ノ承認料ヲ添ヘ本猟区事務所ニ申込ミ入猟ノ承認ヲ受クヘシ

第四章 入猟及退猟

第十七条 第十五条ノ規定ニ依リ承認料ヲ納付シタル狩猟者ハ入猟当日又ハ其ノ前日本猟区事務所ニ出頭シ狩猟免状ヲ提示シタル上様式第一号ニ依リ承認証、様式第二号ニ依ル入猟徽章及猟区案内図ノ交付ヲ受クヘシ

前条ノ規定ニ依リ入猟承認ヲ受ケタル者ハ鳥獸ヲ捕獲セムトスル当日又ハ其ノ前日本猟区事務所ニ出頭シ鳥獸捕獲許可証ヲ提示シタル上承認証並入猟徽章及猟区案内図ノ交付ヲ受クヘシ

前二項ノ規定ニ依リ承認証ハ左ノ場合ニ於テハ之ヲ交付セス

一、入猟セムトスル者承認証ノ名義人ニ非ラサルトキ
二、承認証ノ交付ヲ受ケムトスル者ノ氏名ト狩猟免状又ハ鳥獸捕獲許可証ノ氏名ト符合セサルトキ

第十八条 入猟者ハ入猟中狩猟免状又ハ鳥獸捕獲許可証ノ外承認証ヲ携帯スヘシ

入猟者本猟区管理者又ハ巡守ヨリ承認証ノ提示ヲ求メ
ラレタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十九条 本猟区管理者及巡守ニハ様式第三号ニ依ル管理者証

票又ハ巡守証票ヲ携帯セシム且様式第四号ニ依ル管理
者徽章又ハ巡守徽章ヲ佩用セシム

第二十条 本猟区ハ案内者三名ヲ置キ第十五条又ハ第十六条ノ

規定ニ依リ承認料ヲ納付シタル入猟者ニハ一人ニ付一
人ヲ附シ無料ニテ入猟者ノ案内ニ従事セシム

前項ノ案内者ニハ様式第五号ニ依ル案内者徽章ヲ佩用
セシム

第二十一条 入猟者従者ヲ随伴セムトスルトキハ其ノ旨ヲ本猟区

事務所ニ申出様式第六号ニ依ル従者徽章ノ交付ヲ受ク
ヘシ

第二十二条 入猟中入猟者ハ入猟徽章ヲ従者ハ徽章ヲ左胸部ニ佩

用スヘシ
第二十三条 入猟者ハ猟区内ニ旨テ濫ニ焚火ヲ為シ又ハ農作物若

ハ竹木等ヲ損傷スヘカラス

第二十四条 承認証、入猟徽章又ハ従者徽章ヲ亡失シタルトキハ

入猟者ハ直ニ本猟区事務所ニ届出テ其ノ再交付ヲ受ク
ヘシ

前項ノ徽章ヲ亡失シタル者ハ其ノ実費金三〇銭ヲ納付

スヘシ

第二十五条 入猟者退猟スルトキハ其ノ捕獲シタル鳥獸ノ種類別

員数ヲ承認証ノ裏面相当欄ニ記入シ入猟徽章及従者徽
章ト共ニ本猟区事務所ニ返納スヘシ

第五章 違反者ニ対スル処置

第二十六条 本猟区内ニ於テ狩猟法令ニ違反シタルモノニ対シテ

ハ直ニ退猟ヲ命シ且所轄警察官署ニ届出ツルモノトス
第二十七条 狩猟者第五条乃至第九条ノ制限ニ違反シタルトキハ

直ニ退猟ヲ命シ左ノ区別ニ従ヒ過怠金ヲ徵集シ尚違反
行為ニ因リテ捕獲シタル鳥獸ヲ没收ス

一、第五条又ハ第六条ノ規定ニ違反シタルトキハ一羽

ニ付 金三元

二、第七条乃至第八条ノ規定ニ違反シタルトキ

金拾円

三、第九条ノ規定ニ違反シタルトキ 金五円

第二十八条 第十八条又ハ第二十二条若ハ第二十二条ノ規定ニ違

反シタル者ハ直ニ退猟ヲ命スルコトアルヘシ

第二十九条 第五条乃至第九条又ハ第二十五条ノ規定ニ違反シタ

ル者ニ対シテハ次回ヨリ其ノ入猟ヲ拒絶スルコトアル
ヘシ

様式第二号



金属製
 エナメル塗白地
 黒文字入
 直径一寸二分

様式第三号

(表)

第 号
狐 区 管 理 者 (<small>巡守</small>) 証 票
福 島 県 西 白 河 郡 矢 吹 町 狐 区 管 理 者 (<small>巡守</small>) 何 某
二 寸 二寸二分

(裏)

昭 和 年 月 日
矢 吹 町 長 仲 西 三 良 Ⓢ
二 寸 二寸二分

三寸
三寸三分

三寸
三寸三分

様式第一号

三寸三分

表

<p>第一分 厘五分</p> <p style="text-align: center;">承 認 証</p> <p style="text-align: center;">県 郡 町 大 字 番 地</p> <p style="text-align: center;">何 某</p>	<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">福 島 県 西 白 河 郡 矢 吹 町 獵 区</p> <p style="text-align: center;">矢 吹 町 長 仲 西 三 良 印</p> <p>一、狩猟免状又ハ鳥獸捕獲許可証ノ種類</p> <p>一、入猟日 昭和 年 月 日</p>
---	--

折目

裏

三寸三分

捕獲鳥獸員数報告					種類	員数	種類	員数
うやま	かも	どりやま	はと	きじ				
					計			

注意事項

一、入猟中ハ必ス本証ヲ携帯シ管理者又ハ巡守ノ求ニヨリ之ヲ提示スヘシ

二、入猟者ハ入猟中必ラス入猟徽章ヲ佩用スヘシ

三、本証又ハ入猟徽章等ヲ亡失シタルトキハ本猟区事務所ニ届出テ其ノ再交付ヲ受クヘシ

四、狩猟ニ関スル制限

一、雌雉捕獲禁止

二、一合計雉鶴雉 五羽

三、銃器ハ二十番以下ノ単発銃ニ連銃トシ尚予備銃ヲ許サス

四、従者一人、猟犬一人一頭

退猟ノ際ハ其ノ捕獲シタル鳥獸種類別員数ヲ左記相当様ニ記載シ入猟徽章及従者徽章ト共ニ本猟区事務所ニ返納スヘシ

四 寸 四 分

様式第四号



金属製
エナメル塗
白地黒文字入
直径一寸二分



金属製
エナメル塗
赤地黒文字入
直径一寸二分

様式第六号



金属製
エナメル塗
黄地白文字入
直径一寸二分

様式第五号



金属製
エナメル塗
青色白文字入
直径一寸二分

〔町有昭9「矢吹町会議録」抜粋〕

二六七（昭和九年度特別会計矢吹町猟区歳入出予算）
 昭和九年度特別会計 福島県西白河郡矢吹町猟区歳入歳出予算

歳 出			歳 入			予 算		予 算 明 細	
一 設定費	二 事務所費	一 雑 給	合 計	一 承 認 料	二 雑 収 入	予 算 額	種 目	子 本 年 額 度	子 前 年 額 度
〇 〇 〇	二 六 二	三	四 九 六	四 九 五	一 一	四 九 五	一 入 猟 者 承 認 料	四 九 五	四 九 五
〇 〇 〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一 雑 収 入	〇	〇
〇 〇 〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一 備 品 費	〇	〇
〇 〇 〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一 旅 費	〇	〇
〇 〇 〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	二 手 当 費	〇	〇
〇 〇 〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一 獵 区 設 定 費	〇	〇
〇 〇 〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	役 職 員 旅 費	〇	〇
〇 〇 〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	入 猟 者 案 内 一 人 一 日 金 七 十 錢 三 十 三 人 分 此 金 二 十 三 円 十 錢	〇	〇
〇 〇 〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	巡 守 三 人 一 人 年 手 当 三 円 此 金 九 円	〇	〇
〇 〇 〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	器 具 購 入 費	〇	〇
〇 〇 〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	標 柱 二 十 本、一 本 金 一 円 五 十 錢 此 金 三 十 円、制 札 四 本 一 本 一 円 五 十 錢 此 金 六 円、獵 区 案 内 一 本 一 円 五 十 錢 微 章 類 金 十 円、其 他 雑 費 三 十 円	〇	〇
〇 〇 〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	予 知 スヘカラサル 収 入	〇	〇
〇 〇 〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	入 猟 者 一 人 一 日 二 付 金 十 五 円 三 十 三 人 分 此 金 四 百 九 十 五 円	〇	〇

合 計	三積立費	二消耗品費	五 帳簿用紙代
四予備費	一小学校營 繕費積立 金	三印刷費	一〇 諸印刷代
一予備費	三三三	四通信・運搬費	二 郵便電信料
	三〇〇	五 雜費	五 諸雜費
	三〇〇	一小学本營繕費 積立金	三三三 小学校營繕費積立トシテ町費ニ繰入三 百三十五円
	四九六	一予備費	三〇〇 予備費
			四九六

昭和十年二月二十三日提出

記

矢吹町長 仲 西 三 良

〔町有 昭10「矢吹町会議録」抜粋〕

二六八〔昭和一〇年矢吹町猟区入猟規程一部改正ノ件〕

二、議案第三十二号

福島県西白河郡矢吹町猟区入猟規程一部改正ノ件

本町猟区入猟規定中左ノ通り改正スルモノトス

昭和十年十二月二十六日提出

矢吹町長 仲 西 三 良

第二条中「本猟区ノ区域ハ西白河郡矢吹町ノ内本町ト中畑村トノ境界ト東北本線トノ交叉線ヲ基点トシ之ヨリ矢吹町ト中畑村、矢吹町ト川崎村及矢吹町ト信夫村トノ境界線ニヨリ同境界線ト限戸川トノ交叉点ニ達シ之ヨリ同川ヲ下リ同川ト岩瀬郡ト西白河郡ノ境界線トノ交叉点ニ達シ之ヨリ同境界線ヲ北行シ更ニ西行シ同境界線ト東北本線線路トノ交叉点ニ達シ之ヨリ同線路ヲ南行シ基点ニ至ル線ニ囲マレタル地域一円トシ木標ヲ以テ分界シ制札及猟区案内図ヲ建テ之ヲ表示ス」トアルヲ

第二条 本猟区ノ区域ハ西白河郡矢吹町ノ内本町ト中畑村トノ境界線ト東北本線トノ交叉点ヲ基点トシ之ヨリ矢吹町ト中畑村、矢

吹町ト川崎村及矢吹町ト信夫村トノ境界線ニヨリ同境界線ト隈戸川トノ交叉点ニ達シ之ヨリ同境界線ヲ北行シ更ニ西行シ同境界線ト東北本線線路トノ交叉点ニ達シ之ヨリ同線路ヲ南行シ基点ニ至ル線ニ囲マレタル地域及西白河郡中畑村ノ内東北本線ニヨリ境セラ同線以西ニ所在スル同村区域一円トシ木標ヲ以テ分界シ制札及猟区案内図ヲ建テ之ヲ表示スニ改ム

〔町有 昭10「矢吹町会議録」抜粋〕

二六九〔昭和一〇年矢吹町猟区拡張ノ件〕

西白河郡矢吹町猟区拡張ノ件

議案第三十一号 表記ノ件

本町猟区拡張ノ為メ本年度ヨリ本郡中畑村ヨリ左記民有地ヲ借入シ本町猟区域ニ編入スルモノトス

一、猟区ト為サントスル土地ノ地目別面積

（中畑村大字中畑字五本松、長峯、稲荷釜、地内）

田 六町六反一畝十歩

畑 八町五反二畝二十五歩

山林 十四町八反二畝十五歩

宅地 三反九畝十三歩

計 三十町三反六畝三歩

借地期間 自昭和十年 至昭和二十四年四月 十四箇年

昭和十年十二月二十六日提出

矢吹町長 仲 西 三 良

〔町有 昭10「矢吹町会議録」抜粋〕

二七〇〔昭和一〇年御料地交付金下附懇願〕

交付金下附懇願

昭和十年 矢吹町外御料地所在関係町村長

農村ノミ疲弊困憊ノ度年ヲ遂フテ加ハリ都会地トノ開キ工業地トノ禍福ノ相違ハ愈々甚シク到底其儘ニ放任シ能ハザル情勢ナリ殊ニ昭和九年度ノ繭価ノ大暴落ニ加ヘテ天災地変相次イデ起リ農作物冷害遂ニ農村ノ窮乏其ノ極ニ達シ青息吐息非慘ナル生活ニ苦痛ヲ忍ビツツ自力更生ニ努力シツツアル町村当局ハ町村振興町村費負担軽減ヲ断行シツツアルニ抱ラズ町村税滞納者続出シ之ヲ整理セント欲スレ共農民ヲ見レバ粗衣ヲ纏ヒ粗食ヲ喫シ朝ハ鷄鳴ニ起キ夕ハ月ヲ踏ンデ帰ル実ニ悲惨ナル労働ヲ続ケツツアルモ然レ共尚貯フル所全く無シ農民ハ犠牲ニ生レ犠牲ニ死スル慘状ナル故ニ町村当局ハ予算編成ニ当リ其苦心タルヤ名状スヘカラザリシナリ昭和十年度予算編成ニ当リ宮内省ヨリ交付金ヲ予算ニ計上シテ編成シタリ今度県ニ移管トナリ交付セラレザルカ如キ事有ルニ於テハ赤字ヲ著ハスノ止ムナキニ至ル実ニ憂慮ニ堪エザル所ナリ仰キ希ハクハ宮内省交付金同様ノ交付金ヲ御下附被成下度伏シテ奉懇

願候也

昭和十年 月 日

西白河郡矢吹町長 仲 西 三 良
 同 三神村長 酒 井 寅三郎
 同 中畑村長 蛭 田 三之丞
 同 川崎村長 赤 沼 竜 治
 岩瀬郡 鏡石村長 大河原 博
 同 浜田村長 村 越 義 総

〔町 有 〕

二七一〔昭和一〇年県営開墾貸付料について陳情書〕

陳情書

昭和十年 矢吹町外御料地所在関係町村長

今ヤ矢吹原三千町歩県営開墾ハ現ニ目前ニ迫リ改墾ノ前段タル修練農場ハ本年四月ヨリ開場セラレ漸ヲ遂テ県営開墾ハ其隆盛ヲ期スルハ我等喜嬉慶賀ニ堪ヘサル所ナリ。顧ミレバ帝堂林野局ニ於テハ明治時代ヨリ御料地貸付金額毎年同額ニテ貸渡シ又期間モ毎年一月ヨリ十二月マテヲ以テ一ケ年度ト定メ種々恩典ニ浴シツツアリケレバ御料地拝借ノ農村民ハ貸付料金ノ未納等ハ更ニ無キハ勿論ニシテ何等ノ不安ヲ感セス不満足難カス難局打開ニ努力シツツアリシハ詢ニ幸ト存シタル次第ナリキ。而シテ県移管ニ相成候

上ハ林野局当時ヨリモ尚一層ノ恩典ニ浴セン事ヲ期待シタルナリ。然ルニ昭和九年度貸付料金ハ金額帝室林野局ニ納付ヲ了シタリ。然ルニ昭和九年度貸付料金トシテ一月二月三月ノ三ヶ月分ヲ徴収シ更ニ昭和十年度貸付料金一ケ年分ノ全額納入告知書御送達相成候ニ付村氏ハ大イニ驚嘆致シ候。斯クノ如キ有様ヲ以テシテハ今後不安ヲ懐キ大イニ失望ヲ感ゼシメ県営開墾ノ前途暗胆タルニ至リスベシ。冀クハ目下非常時ニ直面シ国家財政ノ建直シト同時ニ県営開墾ノ対策ノ万全ヲ期シ度ク就イテハ貸付期間ヲ帝室林野局當時ト同ジク昭和十年一月ヨリ同年十二月ニ至ルマテヲ一年度トシ又納入期日モ七月十一月ノ二期分納セシメラル、様特別ノ御詮議ヲ以テ御認可被成下度関係町村長連署ヲ以テ此段及陳情候也

昭和十年 月 日

西白河郡矢吹町長 仲 西 三 良
 同 三神村長 酒 井 寅三郎
 同 中畑村長 蛭 田 三之丞
 同 川崎村長 赤 沼 竜 治
 岩瀬郡 鏡石村長 大河原 博
 同 浜田村長 村 越 義 総

〔町 有 〕

二七二〔雉子塚供養塔建設報告書〕

昭和十年二月

矢吹会

謹啓 春寒料峭の候愈々御清適之段奉慶賀候。陣者曩に雉子塚供養塔建設に就いては種々御高配を忝く難有奉謝候。旧臘十一月四日を以て盛会裡に除幕式を挙行致候条茲に事業の経過及会計左の通り御報告申上候

建設工事経過

一、雉子塚敷地面積

六十坪

一、玉垣内ノ坪数

九坪

一、玉垣

白河石

一、敷石及階段ニケ所

三城目石

一、碑石(産地陸前石巻市外稲内村)

仙台石

一、同 高十尺五寸、巾三尺七寸、厚六寸

一、碑台 積石高六尺八寸、巾正面上六尺、下七尺、裏行三尺五寸、下五尺五寸

積石白河石但上二重台石ハ三城目石

一、土工総人員

四十二人

一、石工総人員

百九十一人

一、樹木植付

松九本、桜三本

一、八月四日 建設委員莊信三、山羽幸平、堀川忠三郎、大野富

則、内山寿男諸氏矢吹へ出張協議

一、八月五日 延建現場視察ノ上工事契約ス

一、八月二十一日 地鎮祭を施行シ工事に着手す

一、十月十一日 莊信三、尾崎芳次郎、市川信幸諸氏矢吹へ出張

工事視察ノ上除幕式期を定む

一、十一月三日 工事竣工に付除幕準備の爲め内山寿男、松波保

藏両氏矢吹へ出張す

同夜今出屋及筑前屋に於て光永会長、尾崎芳次郎、莊信三諸

氏集合の上式場順序に付き協議す

一、十一月四日 矢吹各猟区共開催晴天なり 各猟者は正午迄に

退猟除幕式に参列す

一、同 午後二時除幕式挙行次第次の如し

一、開会の辞 建設委員 山羽幸平

一、式辞 建設委員長 光永星郎

一、読経 僧侶 五名

一、焼香 各代表者

矢吹会代表 矢吹会々長 光永星郎殿

農林省農林技師、農学博士 内田清之助殿

福島県庁代表 文下重義殿

矢吹国営猟区所長 酒井愛武殿

三神村猟区长、村長 酒井寅三郎殿

中畑村猟区长、村長 蛭田三之丞殿

滑津村猟区長、村長 鈴木 新造殿

小野田村猟区長、村長 大平留之助殿

矢吹警察署長 藤田 武雄殿

矢吹町長 仲西 三良殿

矢吹町会議員代表 菊地 長雄殿

福島県新聞記者代表 中目 元治殿

福島県猟友会矢吹支部代表 仲西 万世殿

以上

一、建設工事経過報告 建設委員 尾崎 芳次郎

一、祭祠 農林省農林技師、農学博士 内田 清之助

一、祭詞 矢吹地元町村長代表、矢吹町長 仲西 三良

一、建設寄附者芳名報告 矢吹国営留区及近村各猟区職員代表、

国营猟区事務所長 酒井 愛武

一、閉会の辞 建設委員 市川 信幸

一、万歳三唱 建設委員 荘 信三

以上

右にて式を終り盛会裡に散会す

一、十一月七日 午後五時上野鳥鍋本店に委員会を開き雉子塚供

養塔決算の承認を求む

雉子塚建設費収支決算表

収入の部

一、金一千四十六十円也

内訳

金一千三百五十五円也

(寄附金額及御芳名は矢吹会報掲載)

き省付略す)

金一百五十円也

支出の部

一、金一千四百六十円也

内訳

金七百四十一円四銭也

金二百円也

金五十円也

金九十円十銭也

金八十円九十七銭也

金二百五十九円也

金五十六円五銭也

金六十三円八十四銭也

総収入金

寄附金

式場準備費

除幕式費及招待費

印刷及通信費

雑費

雉子塚建設費

永代基金

碑面筆耕料

地鎮祭費

右之通り報告候也

昭和十年二月

雉子塚建設委員長 光 永 星 郎

同 委員 山 羽 幸 平

同 川 俣 馨 一

同 市 川 信 幸

同 尾 崎 芳 次 郎

同 荏 信 三

同 大 野 富 則

同 鈴 木 徳 太 郎

同 堀 川 忠 三 郎

同 内 山 寿 男

同 浜 田 文 次

〔本町 仲西正次家文書〕

二七三〔昭和一二年三神村獵区歳入出予算〕

昭和十一年

西白河部三補村獵区歳入歳出予算

歳 入

一金一千四百八十一円也 本年度予算高

一金一千四百八十一円也 本年度予算高

歳 出

一金一千四百八十一円也 本年度予算高

一金一千四百八十一円也 前年度予算高

歳出歳出残金ナシ

歳計剰余金ハ全部翌年度繰越

〔町有 昭11「三神村会議録」抜粋〕

二七四〔昭和一二年三神村獵区拡張に関する件〕

第十七号議案

村營獵区拡張ニ関スル件

本村民有地ノ一部先キニ國營獵区ニ設定シ有リタル処本年四月一日付官報ヲ以テ國營獵区設定ヲ解除シタル旨発表相成リタルニ依リ左記ノ土地ヲ本村獵区ニ増加編入セントス

記

一、田四十四年一畝二十八歩

〔町有 昭12「三神村会議録」抜粋〕

二七五〔矢吹会昭和一六年度事務報告〕

五月七日 矢吹会第十一回総会ヲ上野精養軒ニ於テ午後五時開

催、出席者會員六十名來賓トシテ農林省ヨリ内田博士、酒井

愛武両氏、矢吹ヨリ遠藤正見、大野俊平両氏、鏡石村長及助

役、中畑村長、滑津助役其他十名参加盛會ヲ極ム、開會一同

起立國民儀礼ノ後光永會長議長席ニ就キ議事ヲ進行川俣氏ヨ

リ事務報告及決算報告アリ、次テ矢吹縣營獵区建設ニ就テ委

曲説明ノ後其ノ運動方法等ヲ役員ニ一任ト決シ、役員改選増員ノ件ハ議長ニ一任尚酒井前矢吹国営所長永年ノ勞ヲ稿ヒ記念品贈呈ノ件ハ役員ニ一任、事務所ヲ便宜上内山銃砲店方ニ置クコトトシテ議事ヲ了シ食後懇談ノ上閉会

五月八日 新任常務久保井、内山兩人ハ前常任川俣氏ヲ訪問事務會計ノ引継ヲ了ス

五月十一日 赤坂幸楽ニ第一回役員会ヲ開キ

「福島県知事江辺清夫氏へ県営猟区建設ニ就キ陳情書ヲ提出ノ為メ其ノ起草及陳情ノ方法ヲ協議ス」

五月十三日 陳情ニ関シ福島県庁保安課ト打合せ役員一同ノ陳情出馬ヲ促ス為メ書状ス

五月十五日 福島県知事へ陳情ノ為メ光永会長、市川、山羽、久保井、石井、清田川本、内山ノ役員出張江辺知事不在ノ為メ警察部長ニ面会陳情ス

夜間矢吹地元町村長来福ノ好機ヲ利用シ、飯坂花水館ニテ懇談ス

「陳情書ノ内容ハ矢吹猟区存続ヲ主眼トシテ作成シ其一「農林上ヨリ見タル狩猟ノ必要性、其二国策的ニ見タル雉猟区ノ必要性、其三矢吹猟区存続ノ必要性、其四矢吹猟区ヲ県営トシテ経営スルコトノ必要性」等ノ詳細ニ渉リ力説シタルモノナリ

六月三日 内田農學博士ノ「雉子と農作物との關係」パンフレット一千枚ヲ印刷ニ附シ地元関係者へ配布ス

六月三十日 六月十七日矢吹著ニ於テ猟区関係町村長參集ノ席上稲村県保安課長ヨリ県営猟区設定ノ方針決定並ニ経過報告ト経営方針ヲ又益田狩猟技手ヨリ狩猟法ニヨル猟区設定ノ意義、農作物ノ被害等ニ対スル害鳥駆除並ニ補償金問題等委細説明ヲナシ協力ヲ求メラレタル諸報告ニ接ス

七月九日 赤坂幸楽ニ役員会ヲ開キ

「調印取纏費払渡ニ関スル件ヲ協議ス」

七月十八日 福島県当局ヨリ矢吹ニ旨テ協議懇談シタキ旨申込アリ依ッテ本会ヨリ大串、川本、石井、山羽、久保井、清田ノ六氏矢吹へ出席協議ノ上更ニ福島県庁ニ稲村保安課長及益田技手ヲ訪問懇談セララル

七月二十三日 赤坂幸楽ニ役員会ヲ開キ

「七月十八日矢吹訪問及福島県庁当局ニ面接事情ノ報告並ニ今後ノ対策ニ就キ協議ス」

八月四日 赤坂幸楽ニ役員会ヲ開キ

「筑前屋主人ヨリ請求ノ調印費ニ対シ協議並ニ矢吹会トシテ採ル可キ処置ヲ議ス」

九月十八日 赤坂幸楽ニ役員会ヲ開キ

「県営猟区其後ノ経過ヲ説明シ諒解ヲ求メ協議ス」

九月二十五日 牛込一平荘ニ役員会ヲ開キ

「熊田氏上京詳細ナル説明ヲ聞キ、熊田氏向後ノ対策、態度ニ就キ各役員共慎重ナル希望意見ヲ開陳シテ協議ノ上、県ノ方針タル害鳥駆除ニ対シテハ本会トシテ関与セザルコトニ決ス」

十月八日 赤坂溜池三會堂内東洋軒ニ緊急役員会ヲ開キ

「總會ニ計ル可キ重要ノ件協議ス」

同日 臨時總會並ニ当番幹事光永會長、川俣、三井三氏ニ依

ル第七回懇親会ヲ芝区琴平町晚翠軒ニ開催ス出席者六十四名
光永會長議長席ニ就キ協議ニ入り経過報告及八月末現在ノ収

支會計ノ承認求ム後懇親会ニ入り一同懇談盛會裡ニ散会ス

八月十日 牛込末よしニ常任理事会ヲ開キ

「県営猟区設定ニ関シ積極的運動促進ノ為メ県当局ニ再度接
渉ス可ク県庁行ヲ打合ス」

十月十一日 福島県当局ニ県営促進ニ対シ赤尾、山羽、久保井、

井上孝弥、小森伸三、岡田不尽太郎ノ六氏福島県庁ニ出張セ

ラル

十月十八日 旧矢吹国営猟区禁猟、十一月一日以降三神村毎土曜

定員十二名、鏡石村毎日限定員十名開猟ノ旨通知ヲ受ク

十月二十二日 芝烏森枯梗ニ太田芳一、小林伸三、岡田不尽太郎

三氏ノ熱烈ナル協力者交ヘ役員会ヲ開キ

「県営猟区設立実現ニ対シ協力出費ノ承認ヲ求メ一同賛意ヲ

表セラル」

十月二十八日 赤坂幸楽ニ役員会ヲ開キ

「矢吹地元ノ調印ニ対シ賛否両論ノ高潮化ニ関シ報告協議
ス」

十一月五日 麴町内幸町レインボーグリルニ旨テ臨時總會ヲ開キ

光永會長急用中座セラレタルニ依リ赤尾常任理事議長席ニ就
キ四囲ノ状勢ニ依リ害鳥駆除ハ県ノ方針ニ従フコトヲ決議ス
並ニ県営猟区ノ経過報告並ニ対策ヲ協議會計ノ支出ニ関シ承
認ヲ求メ可決シテ散会ス

十一月十二日 赤坂幸楽ニ役員会ヲ開キ

益田福島県狩猟技手上京ニ就キ臨席ヲ求メ県営局ヨリ見タル
県営猟区設立ノ実情経過並ニ有害鳥獸駆除ノ説明ヲ聴取シ相
互意見ノ交換ヲ述ヘテ散会ス

十一月十五日 有害鳥獸駆除出願書一六七枚福島県庁ヨリ送附越

ニ対シ県指定矢吹會員一同へ郵送ス尚出願ニ当リ本会ヨリ注
意事項トシテ「一、猟区設定ノ経過二、害鳥駆除ノ件三、害
鳥駆除ノ具体的事項四、駆除者ヘノ希望」ノ書状ヲ添付ス

十一月二十二日 赤坂幸楽ニ役員会ヲ開キ

「害鳥駆除実行ニ関シ役員中ニ見解ノ相違アル其ノ実行方法
ニ対シ万遺漏ナキヲ期スル為メ熱心ニ意見ヲ交換シ相互諒解
ノ上承認散会ス」

十一月二十三日 有害鳥獸駆除出願書十一月二十日申込締切迄ノ

申込者一〇九名分ヲ取纏メ矢吹警察署宛書留郵便ニテ發送ス
尚其後ノ追加申込ノ分ハ夫レ夫レ郵送ス

十二月十八日 害鳥駆除願許可ニ依リ第一回開猟セラレ順次各

水、日曜一週二回開猟ト決定セラレタルニ依リ本会ヨリ水曜
日ノ開猟ハ特ニ希望者ニ限リ其他ハ日曜日入猟希望ナル旨申
込ミ置ケリ

一月八日 赤坂幸楽ト役員会ヲ開キ

「害鳥駆除ニ関シ監守ノ雉乱獲其ノ他中間報告ヲ協議ス」

一月二十一日 矢吹会臨時總會並ニ第八回新年懇親会ヲ当番幹事
宮本恒平、福室那次、石井恒雄三氏主催ニ依リ赤坂幸楽ニ開

催

赤尾常任理事ヨリ県営猟区調印ニ関シ前途期待薄ノ悲感の説

明アルタルモ矢吹町ヨリ突然町會議員藤田吉郎、安藤太市、

熊田末二並ニ仲西正次ノ諸氏態々總會ニ上京出席セラレ各自

ヨリ県営猟区設定調印ニ対シ詳細ニ涉リ調印前途有望ノ報告

ノ上寛行促進ニ対シ熱弁ヲ振ワレタル為メ會員一同モ愁眉ヲ

開キ賛意ヲ表シ相互ニ諒解成リ次テ會計報告及第二回調印費

支出ノ件監守給料事務所費給與等ヲ可決ノ上和氣譏々裡ニ散

会ス

二月四日 赤坂幸楽ニ役員会ヲ開キ

「矢吹町ニ於テ県営猟区促進後援会設立ノ上寄附金募集中ノ
件ニ関シ協議ノ結果其設立事情ノ説明ヲ求ムルコトニシテ散
会」

二月八日 害鳥駆除当籤入猟役員久保井、内山兩人外ニ太田芳一

氏同席今出屋ニ於テ仲西正次氏ノ來訪ヲ求メ矢吹町ニ於ケル
県営促進後援会並ニ寄附金募集ノ件善後事情ノ説明ヲ求メタ
ルモ即答ヲ避ケラレタルニ依リ文書ヲ以テ回答ヲ約シテ別レ
タリ

二月十三日 今出屋主人熊田了説氏重態ニテ帝大分院入院ニ就キ

赤尾、久保井、内山外ニ太田氏同道御見舞ス

二月二十八日 三月一日（日曜日）害鳥駆除日ヲ繰上ケテ最終開

猟

三月四日 熊田了説氏入院中ノ処遂ニ薬石効ナク死去セラル同氏

ハ矢吹猟区ノ雉子塚建設ニ又県営猟区問題ニ本会ニ尽サレタ

ル功績少カラズ哀悼ニ不堪弔意ヲ表ス

三月十日 熊田氏葬儀ニ当リ本会ヨリ大塚朝之亟、久保井金三兩

氏付表トシテ葬儀ニ参列靈前ニ金五十円也ヲ供ス

三月二十四日 赤坂幸楽ニ役員会ヲ開キ

第十二回定時總會並ニ第九回懇親会開催準備ノ為メ当番幹事

役員高田軍三氏並ニ小林伸三、岡田不尽太郎兩氏ヲ交ヘ善後

策其他懇談協議ス

此ノ間十六年度ノ主ナル会合数ハ

役員会十五回、臨時総会二回、福島県庁訪問二回、矢吹町訪

問一回何レモ役員有志ノ自弁ニシテ一切会ヨリ支出セズ

昭和十七年四月二十三日総会承認

昭和十六年度会計 決算報告

川俣氏ヨリ引継	壹九・六	総収入
県営寄附金二四名	六、三五・〇〇	
同 利 子	五八・〇	六八三・〇六
支 出		
県営費矢吹事務所家賃	一〇〇・〇〇	総支出
同 電 灯 料	三三・〇〇	
同 電 話 料	二七・〇〇	三、六八三・一一
監守給料八名分	一、三四・〇〇	三、九三三・〇一
調印費二回渡	二、〇〇・〇〇	
諸 雑 費	六九・一一	三、三三〇
少数弾メダル代	六二・〇〇	
酒井愛武氏記念品贈呈	一〇〇・〇〇	二、一八六・〇〇
熊田氏香奠	五〇・〇〇	
差引現在金		
内 訳		
県 営 費 残	二、〇〇・〇六	二、一八六・〇〇
会 財 産 残	三、一八・九四	

〔本町 仲西正次家文書〕

二七六〔昭和一六年獵区設置運動反対の声明〕

余は敢て獵区設置運動に反対す

獵区設置問題は矢吹町切つて以来の大問題であり、従てその成行は隣接町村に重大なる影響を及ぼす事は多く説明を要しないであらう。

而して自分は深学非才の身を不顧町当局者並にその変貌たる妥協派の諸兄に対し所信の一端を披瀝して町民各位の批判を仰ぎたいと思ふ。

一、矢吹町を中心とする宮内省御獵場は明治二十四年に初り大正十四年十二月迄約三十五年間の永きに亘っていた。當時は桑園の多き割に雉子の数は未だ僅少なるため被害の程度は今日のとそれとは比較にならぬ程であった。

然るに宮内省は代表者入江新六郎氏等の意を汲まれ、県、西白河郡、岩瀬郡等の三当局者に委嘱して被害の調査を三ヶ年間に亘つて行ひ左記の様な雉子喰料を二分して民間に御下賜になつてゐた、その結果当町などは年々七百円位の賠償を受けるゐた事になつてゐる。

地目	一級(矢吹地区ノミ)	二級(其ノ他ノ村)
田(一丁当り)	五円五十銭	四円四十銭
畑(一丁当り)	三元三十銭	二元十六銭
宅(一丁当り)	一元八十五銭	一元四十九銭

山林(一丁当り) 三十銭

二十二銭

是は単なる経済的方面の被害に因する事柄に過ぎないが数化の方面に於て左の損害を填補して尚余あるものがあつた事を忘れてはならぬ、当時の狩猟官は雲上の高貴の御方々を初め山岡鉄舟の如き明治の元勳あり、日高、黒木、乃木、東郷等々の諸大将などあつて地方農民に興へる人格的教化は寛に看過すべからざる擲であつた、ラジオや映画なき当時代に於て斯る偉人の風貌に接することを得たるは全く猟区の御蔭と称するも過言ではあるまい

二、農林省は宮内省が時代の雛勢を察して岩瀬御獲場を廃止するや翌大正十五年十一月国营獲区を創設したのである。国营猟区となるや従来の猟場風景は全く一変して入場者は一夜成金風勢の都市ブルジョアに独占され、従て是に付く勢子共は巻ゲートルを穿きたる封間と言ふべく彼等の農民に興へたる教化的影響は識者をして憂慮せしめたではなかつたか！ 農林省は猟区事務所を開設して雉子の保護繁殖に努めたるのみならず莫大なる経費を以て雉子の人工浮化までしてその増殖を計った。而して他方雉子の椿息面積の拡大を計る可く信夫村、小野田村当町鉄道線路以西全部等々の町村を加入せしめて国营大猟区を創設したのであるから雉子丈でも三千羽位から一躍三万羽にも達したのである、故に矢吹国营猟場の名声

は交通の便と併せて都会人の高評を博したのも当然である。従てその被害の大なるは是又実に想像に困難でない。

然らば当町に於けるその被害は如何なる賠償が行はれたであらうかと言ふに宮内省時代の金七百円の賠償に、鉄道線路以東の倍数もの面積を提供して僅かに百円増して八百円そのままで国营廃止期までに及んでゐるとは町長様は蓋しキマ工良三郎である。国营猟区は全く地方農民を犠牲にして行はれたと言はれても弁解の余地があるまい、その証拠には三神村長酒井寅三郎氏はその犠牲の大なるを知り村営を以て国营に反対したではなかつたか？ そして年二千円内至三千円の収入を(其の中には猟区経営費を控除する要はあるが)得ているといふ事実が何よりの生きた証拠であらう。斯様な有形無形の損害を無視してまで町当局者一派は此の損害に迷彩工作を施してまで国营猟区の延長たる県営猟区を創設せんとしてゐるのである。而して町営猟区論までに妥協的条件を低下せしめるに及んでは吾人は敢て論ずるに足るまい。

三、猟区の目的は何であるかが伺ひたい、東京方面の成金連が日曜日毎に来る遊び場所である事は十五円の入場料や宿料、旅費、勢子等に要する費用が雄弁に物語つていよう、町民にして猟期間入場する者僅か拾指に満つまい、生活のためにする猟師は猟区を離れて三里も四里も先の里で僅かの獲物に悩ま

ねばなるまい。

猟区は何処までも農村民の犠牲に於て都市ブルジョア共に打せる雉子を養成するのが目的で現下の国策に逆行する施設であり且又農民道を侮辱するも甚だしい。

四、

猟区に於ける雉子の被害に付て疑問を抱く様な口吻を漏す町長様は雉子と猟区とを切離して単なる山野に棲息する雉子共を研究した某農学博士様の説を循に採るからではあるまいか！あの研究は宮内省の様に三ヶ年間に亘つて寛際に矢吹猟区に棲息せる雉子を研究した訳ではあるまい。全町民はかつてあの博士様の雉子とやらの研究報告書を読んで博士の説を盲信して雉子の害を疑っている町長様の脳ミソの位置を疑っているから面白い。

五、

町長は農林省に対し「御願ひ」と題する次に掲る様な文句の歎願書の筆頭に署名捺印して関係村たる三神、川崎、浜田、鏡石の各村長と共に歎願書を提出して賠償を受けんとする運動に参加した事を御記憶ありと思うが如何？

『宮内省の御猟場当時は景気良好にして藪佃も亦高佃なりしかば御料地、拝借地は殆んど桑園なり故に雉子の被害は絶對無く然るに藪佃の大暴落と同時に現下の深刻なる不況を打開せんが為桑園の整理、桑園の廃止を為し、大麦、小麦、大豆等の如き作物を栽培するに至り候

播種時期畑に種を蒔き二週間位を経て発芽したる時に於て之を喰食云々』と

猟区廃止せば雉子のみ撃たれ鳩、カラス、雀等の害鳥駆除する者なくかへつてその被害大に至らんとするは法律学徒の概念の遊戯と称すべく吾人は夫に對す容弁を知らぬ者である。

秋の收穫頃の被害は暫く置き播種期に於ける被害の有様は上記の御願書に述へてある通りにて一、二度の蒔直しを余義なくされ、或いはそのため年一回の時期を失うに到るは何等珍らしからず。従て毒薬の撤布案山子の防禦手段など何等の効果なしと言ふに及んでは郡農会長たる者今少し農民の身にもなつて見らるるも敢て罰も當るまい。その他鴨の大群が押寄せて来る一方カラス、鳩などが安全なる猟区に集合して害をなすも農民は石一つ投ずるを得ず只々長大息を漏すのみ。徳川犬將軍支配下の犬もかくやと思はしむるものがある。

或人の計算だが出穂期から刈取入まで約五十日間一日一羽平均一合の籾を食つたとしたら二万羽の雉子を玄米にして千二百五十俵此の代価二万円となり夫に畑作の被害や播種期の被害等を計上せばその被害の莫大なるに驚歎するであろう。

六、

然るに町長の便衣隊たる妥協派は斯る雉子の被害の大なるを否定する事の愚を覚り一万円という現ナマを以て町民を誘惑せんとしている。

イ、一体矢吹会（東京にある猟仲間^イの社交クラブ）は一万円

の金を誰に与へると言うのか地主にか、小作人にか、或は町自治体にか、然し是は何れにすよ地主对小作人の階級的対立を醸成せしめる原因となるユダヤの謀略戦術ではあるまいか？

階級的対立を惹起せしめる事は緊迫せる臨戦体制下にあつては許されない事であり、一億一心一体の原則に及する。

ロ、食糧増産は重大なる当面の一大国策である事は多言を要しないが、金にサイなればと言う打算的観念は所謂営利主義的農業観であり、全面的に是正されねばならぬ、旧体制的な思想である。現下の世界は御金では物資が自由に手に入らぬという事は我々の日常経験して居る処である。

ハ、一万円の寄附を餌に町営猟区を創設せんとする事は地主の方からすれば確に有利かも知らぬが夫は余りにも小作人の立場を忘れた利己的な行為であり、国策を全々無視したユダヤ的態度である。而して他方小作人は地主のこの態度を非難せず済むであらうか？

七、猟区は矢吹町の発展に資する処大なりやと言うに期間の日照り毎の入場料や宿泊料勢子料など相当額の金が確に入った

あろうが、その恩恵は極少数の町民に限定され、その不利は全町民は愚か隣接村民にまで及ぶに到つては公益優先の原則に反するも甚しい。

我々の生活は今後配給機構が整備されるに連れ凡ゆる生活物資並に労賃まで公定価格が実施されるに及んでは旧体制の遺物たる斯る娯楽機関も時代に連れて一大転換を見るであらう事は当然であらう。

八、郷土史的見地よりして歴史ある猟区を失うことは惜しい事かも知らぬが大東亜共栄圏建設といふ一大国策の前には余りに小さい顕微鏡的存在であり、而して他面都市ブルジョアの弊風に農民が感染して天業翼賛の農民道を誤るを密に怯れるものである。

九、去る本年五月一日の町常会の席上に於て町長は猟区問題に付きては町民の意向を尊重する旨を口約せるに不拘同月十五日関係村長と飯坂温泉花水館に会合して県に県営の猟区設置方を陣情せるは余りに町民を愚弄せる態度にあらずや、夫のみならず町常会、町内会部落会隣組まで町民の全面的反対の烽火を追うて熾んとなるや町長自ら陣頭に立って吏員並に走狗を総動員して理窟抜き柔剛二面作戦にて町民の個別訪問に依り調印を強要せるなど一部識者の憤激を買っているではないか。

斯る行為は旧体制下に於てのみ許さるる政治運動の方法であつて、新体制下の上意下達下意上通の機関を冒瀆せる旧政党政治家の常套手段なり、との非難を免かれぬ処である。

乍然欺瞞的懐柔政策を弄する妥協派や草政治家共は重大国策を双肩に荷ふてゐるといふ自覚を持った農民大衆の絶対反対の決意に遭遇して、その農民大衆に対するの認識を改める必要に迫られてゐるではないか。

長いものに巻かれる主義は旧体制下の農民の宿命観で有つたかも知らぬが、高度国防国家建設といふ重大役割を果しつつある現下の農民には全く通用せざる過去の世界観に属する事を銘肝すべきであらう。

十、最後に県当局者に伺いたい、

農林者が国営猟区年限延長の片鱗をも示さず弊履の如く猟区を廃止せる本旨は何処にありや、一時に猟区を開放する時は保安上危険なりと断じ銃猟禁止区域を設定したる噂なるも理由が危険防止のみに存するとせば農民に不安を与へざる様な方法が他にあると思ふ。銃猟資材の入手困難なる今日に於て然りと考へる。

百歩譲りて果して保安上危険ありとせば県営猟区設置の調印完了までの予備手段たるの観を与へずして一日も早く害鳥駆除の積極的手段に出て農民に安堵を与えて食糧増産に御協力

が御願ひしたい。

今や我が大日本帝国は未曾有の大国難に遭遇してゐるから国策遂行は一日も緩にする事を得ざる秋であるは三才の童子も知る処である。斯る時局を担当する町理事者たる者自律自戒し進んで国策に身を挺して大東亜共営圏建設に邁進せんことを敢て御願する次第である。

暴言多謝

人衆者勝天、天定亦能勝人。

〔史記〕

昭和十六年十一月興亞奉公日

矢吹町大字矢吹字岡谷地七八

責任者 酒井占雄

著者 福島県西白河郡矢吹町大字矢吹字岡谷地七八番地

酒井占雄

発行者 同

印刷人 福島県西白河郡白河町字大工町四十番地

坂口磯太郎

印刷所 同

坂口印刷所

発行日 昭和十六年十一月十三日

印刷日 昭和十六年十一月五日

〔中町 酒井占雄家文書〕

二七七 「雉と農作物との関係」

雉と農作物との関係

雉は一般に農林作物の害鳥の如く考えられて居る様です。勿論季節により農作物を食害することもあります。反面には農作物の害虫類を駆除し、又雑草類の蔓延することを抑制して、間接に農林作物の成育を助けて居ります。

農林省山林局の鳥獣調査室で調査した結果は丁度右の事実を裏書する資料と思ひますから、左にその大要を掲げ、雉に対する従来の一般認識を是正致し度いと思ひます。目下農産物の増産が叫ばれている時です。斯うした誤った考えは速に之を棄て、雉を害虫の天敵として利用し、増産の援助者たらしむると共に、又一面に旨ては猟鳥として貴重な食料を得ることは、時局下正に一石二鳥の方策であると思はれます。

農林省の調査室で、七百余羽の雉の内臓を蒐集し、その嗦囊と砂囊を調査した結果に依りますと

有害（農作物を食したるもの）	一八、八〇三個
食餌数	
有益（害虫、雑草等）	一六五、五八三個
食したるもの	

即ち右の結果に依れば、有益九に対し有害は僅に一の割合となり、又全調査数七二〇羽中、農作物を食して有害なりしものは、一〇二羽、有益なるものは六一八羽となり、害と益との割合は一対六となります。而して雉の食する農作物の主なるものは、粃、

蕎麦、小麦、小豆、大麦、大豆、稗、粟、玉蜀黍、豆類等一四種類でありました。又動物性食物は大部分有害昆虫であります。その主なる種類はルリハムシ、ゴミムシ、イナゴ、スズメ蛾の幼

虫サンガメ、アワフキムシ、メイガ、アブラムシ、ハエ、ケバエ、ハチ、エンマコウロギ、ヨコバヒ、ネキリムシ、コオロギ、カミキリムシの幼虫、ビロウドコガネ、バッタの類、キリウヂ、ハリガネムシ、シャクトリムシ其の他数十種に達し、又雑草木類ではノイバラ、アオツツラフジ、スイカズラ、ヘクソカズラ、メドハギ、スズメノヒエ、ヘビイチゴ、ツクシ、ヂシバリ、ハギ、ヤブラン、タビエ、ツユクサ、タデの類、キンミズヒキ、オヒヂハ、メヒヂハ、ハンゲ、ヌスビトハギ、エノコログサ、カタバミ、チカラシバ、スズメノテツボウ、サルトリイバラ、ヨモギ、オオバコ、ヒルガホ、コナラ、イボタ、イヌザンショ、ミヅキ、ヒサカキ、ガマヅミ、ツルウメモドキ、ムクノミ、ミツバウツギ、ヌルデ等二百余種に達しています。

要之雉は農耕地附近に棲息して、時には農作物を害することもあります。それ以上に有害小動物並に雑草を駆除し農作物成育に多大の貢献をなしつつあるものでありますから、或る程度迄雉が増殖すると云うことは、農林業上反って必要なことであります。我々は目前の害にのみ気を取られ、間接に大なる利益を受けつつあることを等閑に附する嫌いがあります。須く眼界を広くし

斯る弊に陥らぬ様に注意せねばなりません。

昭和十六年六月三日

農学博士 内 田 清之助

〔本町 仲西正次家文書〕

二七八〔矢吹猟区保存を会員に訴える〕

鬼鬼和十六年四月

矢吹会

拜啓 陽春の候愈々御隆盛奉賀候

陳者此度我等の矢吹国営猟区は十五ヶ年の猟区設定期限満了に際し突如廃止被致候事真に愛惜に堪えざる次第に御座候、その茲に到りし原因に就ては我等の臆測の限りに無之候え共、矢吹国営猟区は今日將に絶滅に瀕しつつある貴重なる日本雉の唯一の種属保存地としても、又我国幾百の町村猟区に対し指導的模範的の猟区としても是非共国営の地位とともに存続せしめざるべからざるものと確信致しおり候。されば矢吹国営猟区の廃止が既に決定せられたる以上、我等は今更死児の齡を数えるの愚を敢えてせず、奮然立ってこれが存続に全幅の努力を払わざるべからずと相信じ申候。幸に農林省に於ても、福島県営猟区として、これを継承せしむることが此際最適の策なりと幹施大いに努められ候結果、福島県に旨ても県営猟区として経営、以て国営の衣鉢を嗣がんことを決意致され候ことは我等の大に意を強くし、斯くすることが

最善の方策なりと確信して疑はざる所に御座候。然りと雖も福島県に於ては三月中旬突然猟区継続の交渉を農林省より受けたるため、猟区経営に必要な器具什器動産類（小型貨物自動車、電話、金庫、双眼鏡、猟銃四挺、雉檻育雛檻数棟、孵卵器、机、戸棚其他）に関する代金（概算払下予定金二千円）並に新に猟区を設定するに要する費用（概算金二千円）（全猟区内地主に承諾調印を得る費用より県営として一切の準備を完了し開所式を挙ぐるに到るまで）を支弁すべき何等の予算なく、農林省当局に於ても這般の事情を諒とし旧矢吹国営猟区の器具什器動産類は保管転換の形式を以て県に無償継承せしめんと尽力せられたるも、法規上支障あるやにて行詰りを來し、此上はこれを最低価格を以て県当局に於て農林省より払下を受くるより途なきに到り、茲許県営猟区として福島県に旨て経営することに障害を來すことに相成申し候。

茲に於て我等同志は矢吹国営猟区の如き由緒あり然も社会的に見てその存在価値満点の猟区の徒らに廃滅するを見るに忍びず、入猟の各位に檄を飛ばして御賛助を仰ぎ其の一部（器具什器動産払下所要実費概算金二千円及猟区設定準備金一千円）を福島県当局に寄贈して県営猟区の設定を輔け、其の残部を矢吹会基金として将来久しきに亘り矢吹猟区守護の資金として準備せんことを期し申し候

右様の次第にて県営獵区として今秋の獵期に開獵せんためには
万般の準備を急ぐ必要有之候間誠に害突失礼の儀に候へ共我國獵
界のため至急御賛成を得て我等の矢吹獵区を永久に保存仕度存じ
申し候

乍略儀不取敢以書中御願申上候

敬具

追而同封申込書にて御申込賜はり度願上候寄附金は当方より頂戴に參上
仕り候へ共左記発起人に御渡しを願へれば更に幸甚に候

昭和十六年四月

発起人

光 永 星 郎

小林 庄次郎

尾崎 平次郎

市川 信 幸

高田 軍 三

久保井 金 三

石井 恒 男

内山 寿 男

大村 藤太郎

山羽 幸 平

川俣 馨 一

赤尾 好 夫

大串 貫 之

(順序不同)

二七九〔昭和一六年矢吹獵区矢吹会より献納雉の告示〕

謹 告

○矢吹各獵区入獵者各位ヨリ献納雉左記ノ通り献納致シマシタ

十二月 九 日分 陸軍省へ三十八羽

十二月 十六日分 陸軍軍医学校附属病院へ三十四羽

○右以後ノ献納ニ就テハ今般陸軍省ヨリ左記ノ通り献納先病院ノ

指定ガアリマシタ

十二月二十三日分 臨時東京第一陸軍病院

十二月三十日分 臨時東京第一陸軍病院月島分院

昭和十六年 一月 六 日分 臨時東京第一陸軍病院赤十字病院

一月 十三日分 東京第二陸軍病院

一月 二十日分 東京第二陸軍病院大蔵臨時分院

以下略ス

御願ト御知ラセ

○献納ハ良品デノ 弾痕少イ雉ヲノ

○献納総羽数ハ一回最少五十羽位 一病院ノ傷病將兵ノ皆様ニセ

メテ少シジツデモ上ッテ頂ケルヨウニ

○各位ヨリ献納ノ雉ハ各旅館ニ於テ臟腑ヲ抜キトリ昆布ヲ詰メテ

之午後六時ノ汽車デ矢吹会事務所ニ送り事務所ハ月曜日ノ午前中

〔本町 仲西正次家文書〕

陸軍省指定ノ陸軍病院ニ献納致シマス

矢吹会

〔本町 熊田俊一家文書〕

二八一〔昭和一九年中畑村狹区設定並入狹規程〕

〔本町 仲西正次家文書〕

一、議案第十七^(号)条村營狹区設定ノ件

本村々營狹区ヲ後記ノ通り設定スルモノトス

記

一、狹区ノ名称 福島県西白河郡中畑村狹区

二、狹区ト為サントスル土地ノ地目別面積

山林 四百三十七町一反六畝十九步

原野 三十八町四反四畝六步

田 百六十八町九反一步

畑 二百二町一反三畝二十五步

宅地 二十七町二反六畝六步

池沼 十三町九反步

計 八百八十七町八反二十七步

三、狹区ノ存続期間 昭和十九年十月一日ヨリ昭和二十九年九

月三十日ニ至ル十ヶ年間

石提出候也

昭和十九年九月十四日提出

中畑村長 小針 弥太郎

二八〇〔県營狹区促進寄附依頼〕

昭和十七年六月七日

県營狹区促進後援会 今出屋旅館

筑前屋旅館

拜啓 向夏の候愈々御隆盛之段奉賀候

陳者当地狹区問題に關しては種々御配慮御援助に預り有難く御礼

申上候 折角の御後援に対しても未だ狹区設定に至らず誠に汗顔

の至りに御座候何分にも時局増産の折柄とて中々に容易ならざる

事に御座候然れども県御当局の御努力にもより最近狹区に対する

理解やゝ進み来り候に付此の際一意狹区設定に邁進致し度き所存

に御座候

就きては重ねて御迷惑には御座候へ共狹区設定運動資金として

応分の御援助を賜らん事を伏して御願申上候

実は參上御拝眉の上御願ひ申上ぐべき儀に候へ共乍略儀書中を以

て御願申上候

追て御寄附金は一口金五十円として一口以上御願申上候尚同封

の振替御利用御送金賜り候はば幸甚の至りに御座候

二、議案第十八号中畑村狹区入狹規程設定ノ件

中畑村狹区入狹規程別紙ノ通り設定スルモノトス

昭和十九年九月十四日提出

中畑村長 小 針 弥太郎

福島県西白河郡中畑村猟区入猟規程

第一章 事務所ノ位置及猟区ノ区域

第一条 本猟区ハ事務所ヲ福島県西白河郡中畑村役場内ニ置ク

第二条 本猟区ノ区域ハ福島県西白河郡中畑村一円但シ同村ノ内県有地タル場所ヲ除ク

第二章 狩猟ニ関スル制限

第三条 狩猟区ハ狩猟日ヲ毎年十一月一日ヨリ翌年二月末日迄ノ間毎日曜日ニ制限ス但シ己ムヲ得ザル事情アル時ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ変更スル事アルベシ前項但書ノ場合ハ少ナクトモ七日前本猟区事務所掲示板及福島

民報新聞ニ之ヲ公告ス

第四条 本界区ハ狩猟者ノ員数ヲ一日十人ニ制限ス

第五条 本猟区ハ狩猟者ニ対シ雌雄雌山鳥ノ捕獲ヲ禁止ス

第六条 本猟区ハ狩猟者ニ対シ捕獲シ得ヘキ雉及山鳥ノ員数ヲ一人一日ニ合計七羽ニ制限ス

第七条 本猟区ハ狩猟者ニ対シ猟具猟法ヲ左ノ如ク制限ス

一、銃器以外ノ猟具ノ使用ヲ禁止ス

二、銃器ヲ口径十二番以下ノ単発銃及二連銃ニ制限ス

三、本猟区ノ狩猟者ニ対シ本村地区内ノ県有地内鳥獸ノ捕獲ヲ禁止ス 猟犬ノ使用ヲ一人一頭ニ制限ス

第八条 前項ノ区域ハ木標ヲ以テ分界シ制札ヲ建テ之ヲ表示ス

狩猟者又ハ其従者ハ第一項ノ区域ニ立入り若シクハ其ノ区域内ニ於ケル鳥獸ヲ駆逐シ又ハ駆逐セシメントスルコトヲ得ズ

第九条 本猟区ハ狩猟者ニ対シ予備銃ノ携帯ヲ禁止シ随伴シ得ベキ従者ノ員数ヲ一人ニ制限ス

第三章 入猟者申込及入猟承認

第十条 本猟区ニ於テ狩猟セントスル者ハ狩猟日ヨリ五日前火曜日迄ニ狩猟免状写ニ通信料金七錢(電信通信ヲ希望スル者ハ其ノ料金ヲ添ヘ書面ヲ以テ本猟区事務所ヘ申シ込ムベシ

前条ニヨリ申込者ノ員数第四条ノ制限超過シタルトキハ本猟区管理者ハ狩猟日ヨリ四日前水曜日ノ午前十時ニ本猟区事務所ニ於テ猟区役員二名以上立会ノ上抽籤ヲ行イ狩猟者ヲ決定シ直ニ郵便電信ヲ以テ申込者ニ狩猟ノ諾否(被承諾者ニハ入猟規程ヲ送付ス)ヲ通知ス

申込者ノ員数第四条ノ制限ヲ超過セサル時ハ直ニ申込

者ヲ狩猟者ト決定シ且ツ爾後狩猟日ノ前日午後四時迄

ノ申込者ニ対シテハ申込順ニ依リ定員ニ滿ツル迄之ヲ

狩猟者ト決定シ前項ノ規程ニ準シ申込者ニ通知ス

第十二条 前条ノ抽籤ハ申込順ニ依ル番号ヲ記載シタル木製ノ

丸形籤ヲ陪審法抽籤器ニ容シ容器ヲ転回シテ攪拌シタ

ル後管理者其ノ中ヨリ一箇ツツ十箇ヲ引出シ其ノ番号

ニ該当スル申込者ヲ以テ狩猟者ト定ム

第十三条 狩猟者ハ本猟区管理者ニ申出抽籤ニ立会フコトヲ得

第十四条 本猟区ハ承認料ヲ一日一人十五円トス

第十五条 第十一条ノ規定ニ依ル承認ノ通知ヲ受ケタル者ハ狩

猟日ノ前日午後四時迄ニ承認料ヲ本猟区事務所へ納付

スヘシ

前項ノ納付ヲ為ササルトキハ其ノ承認ヲ無効トス

第一項ノ規定ニ依リ納付シタル承認料ハ本猟区ニ於テ

一狩猟日ヲ変更シタル場合ノ外之ヲ返付セス

第十六条 狩猟法第十二条第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ本猟区

ニ於テ鳥獸ヲ捕獲セントスルトキハ鳥獸捕獲許可証写

ニ通信料ヲ添へ捕獲日ヲ指定シ且ツ其ノ捕獲ノ目的ニ

シテ學術研究又ハ有害鳥獸駆除ニ非ラサルモノニアリ

テハ第十四条ノ承認料ヲ添へ本猟区事務所へ申込ミ入

猟ノ承認ヲ受クヘシ

第四章 入猟並ニ退猟

第十七条 第十五条ノ規定ニ依リ承認料ヲ納付シタル狩猟者ハ

入猟当日又ハ其ノ前日本猟区事務所ニ出頭シ狩猟免状

ヲ提示シタル上様式第一号ニ依ル承認証様式第二号ニ

依ル入猟徽章及猟区案内ノ交付ヲ受クヘシ

前条ノ規定ニ依ル承認ヲ受ケタル者ハ鳥獸ノ捕獲セン

トスル当日又ハ其ノ前日本猟区事務所ニ出頭シ鳥獸捕

獲許可証ヲ提示シタル上承認証並ニ入猟徽章及猟区案

内圖ノ交付ヲ受クヘシ

前項ノ規定ニ依ル承認料ハ左ノ場合ニ於テ交付セス

一、入猟セントスルモノハ承認証ノ名義人ニ非ラサル

トキ

二、承認証ノ交付ヲ受ケントスル者ハ氏名ト狩猟免状

ノ氏名ト符合セサルトキ

第十八条 入猟者ハ入猟中狩猟免状又ハ鳥獸捕獲許可証ノ外認

証ヲ携帯スヘシ

入猟者ハ本猟区管理者又ハ巡守ヨリ承認証ノ提示ヲ求

メラレタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十九条 本猟区管理者及巡守ニハ様式第三号ニヨリ管理者票

又ハ巡守証票ヲ携帯セシメ且様式第四号ニ依ル管理者

徴章又ハ巡守徴章ヲ佩用セシム

第五章 違反者ニ対スル処置

第二十條 本猟区ハ案内者十名ヲ置キ第十五條又ハ第十六條ノ

第二十六條 本猟区内ニ於テ狩猟法令ニ違反シタル者ニ対シテハ

規定ニ依ル承認料ヲ納付シタル入猟者ニ一人ニ付キ一

直ニ退猟ヲ命シ且所轄警察署ニ届出ルモノトス

人ヲ附シ無料ニテ狩猟者ノ案内ニ従事セシム

第二十七條 狩猟者第五條乃至第九條ノ制限ニ違反シタル時ハ直

前項ノ案内者ニハ様式第五號ニ依ル案内徴章ヲ佩用セ

ニ退猟ヲ命シ左ノ區別ニ従ヒ過怠金ヲ徴取シ尚違反行

シム

為ニヨリテ捕獲シタル鳥獸ヲ没収ス

第二十一條 入猟者従者ヲ随伴セントス時ハ其旨ヲ本猟区事務

一、第五條又ハ第六條ノ規定ニ違反シタル時ハ二羽ニ

所ニ申出テ様式第五號ニ依ル従者徴章ノ交付ヲ受クヘ

付金五円

シ

二、第七條又ハ第八條ノ規定ニ違反シタル時ハ金十円

第二十二條 入猟中ハ入猟者ハ入猟徴章ヲ従者ハ従者徴章ヲ左胸

三、第九條ノ規定ニ違反シタル時ハ金五円

部ニ佩用スヘシ

第二十八條 第十八條又ハ第二十二條若シクハ第二十三條ノ規定

第二十三條 入猟者ハ猟区ニ於テ濫リニ焚火ヲナシ又ハ農作物若

ニ違反シタル者ニ対シテハ直ニ退猟ヲ命スルコトアル

シクハ竹木等ヲ損傷スヘカラス

ヘシ

第二十四條 承認証入猟徴章又ハ従者徴章ヲ亡失シタル時ハ入猟

第二十九條 第五條乃至第九條又ハ第二十五條ノ規定ニ違反シタ

者ハ直ニ本猟区事務所ニ届出再交付ヲ受クヘシ

ル者ニ対シテハ次回口リ其ノ入猟ヲ拒絶スルコトアル

前項ノ徴章ヲ亡失シタルモノハ其ノ実費金五十錢ヲ納

ヘシ

付スヘシ

第二十五條 入猟者退猟セントスルトキハ其捕獲シタル鳥獸ノ種

類別員數ヲ承認証ノ裏面相当欄ニ記入シ入猟徴章及従

者徴章ト共ニ本猟区事務所ニ返納スヘシ

三寸三分

(表)

<p style="text-align: center;">承 認 証</p> <p style="text-align: center;"> 府 郡 市 村 町 大字 何 某 県 郡 市 村 町 大字 何 某 何 某 </p>	<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;"> 福島県西白河郡中畑村狺区 福島県西白河郡中畑村長印 </p> <p style="text-align: center;"> 一、入狺日 昭和 年 月 日 一、狩狺免状又ハ鳥獸捕獲許可証ノ種類 </p>
---	--

四 寸 四 分

(裏)

捕 獲 鳥 獸 員 数 報 告						
計	り す	う さ ぎ	か も	や ま ど り	は と	き じ

注意事項

一、入狺中ハ必ス本証ヲ携帯シ管理者又ハ巡守ノ求メニヨリ之ヲ提示スヘシ

一、入狺者ハ入狺中必ス入狺徽章ヲ佩用スヘシ

一、本証又ハ徽章ヲ亡失シタル時ハ事務所ニ届出再交付ヲ受クヘシ

一、狩狺ニ関スル制限

一、雌雉雌山鳥ノ捕獲ヲ禁ス

二、一日一人雉山鳥合計七羽

三、銃器ハ十二番以下単発銃ニ連銃トシ予備銃ヲ許サス

四、従者一人狺犬一人ニツキ一頭

三寸三分

四 寸 四 分

第四号



金属製エナメル塗
黄地白文字入
直径一寸二分



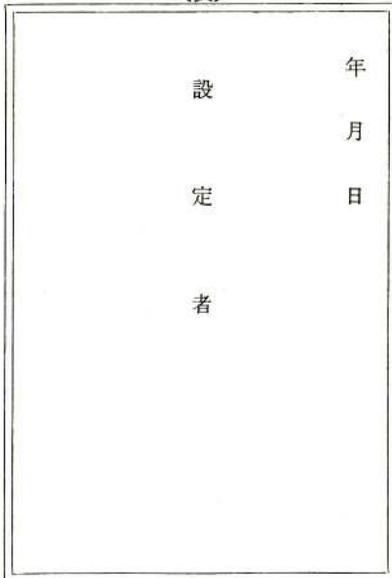
金属製エナメル塗
赤地黒文字入
直径一寸二分

第二号



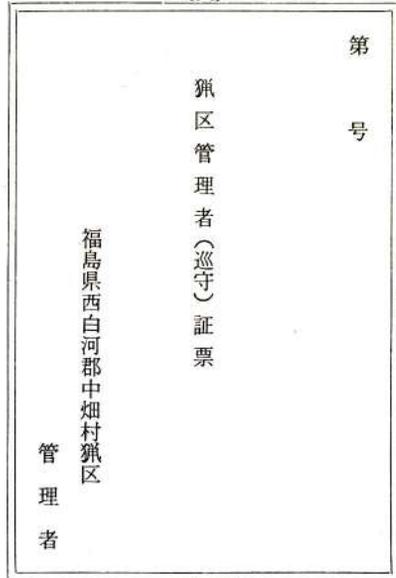
金属製エナメル塗
白地黒文字入
直径一寸二分

(裏)



二寸二分

(表)



二寸二分

第三号

三寸三分



金屬製エナメル塗
白地ニ黒文字入
直径一寸二分



金屬製エナメル塗
白地ニ黒文字入
直径一寸二分

〔町有 昭19「中畑村会議録」抜粋〕

3 矢吹原開拓

二八二〔明治元年六月矢吹宿方地方開発手入ニ付願上〕

乍恐以口書奉願上候

一久米石村六右衛門儀先年宿方地所開發手入仕候ニ付其村方役元江相断申候処当人之者早速呼取嚴重ニ指留被仰付返脚も有之候間其後等閑をいたし此度不得止事右場所江手入いたし候ニ付松宿より右村江組頭兩人ヲ以相掛合申候処役前之申儀者村方ニ而其所江彼是申者六右衛門米吉兩人之者外ニ尅も無御座候趣依而者兩人之者共ニ宿一統不添誠ニ心外之至リ奉存候此上白川県御役所之御沙汰罷成如何様之出入ニ相成莫左之諸入要相成候共金二十兩丈者宿備金ヲ指出し其外追々諸入用如何程相掛何卒久来石村江嚴重御掛合之程御聞濟

被仰付被下置候ハハ私共者勿論小味一統難有仕合奉存候 以上
明治元巳年六月二十五日

組頭 久太郎 仁右衛門

七郎 常吉

半蔵 庄右衛門

保四郎 米治郎

又 蔵 仙助